

# 2. 上位・関連計画の整理

## 1) 上位計画における将来都市像

### (1) 桑名都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（桑名都市計画区域マスタープラン）

都市計画法第6条の2の規定に基づき、三重県が広域の見地から区域区分をはじめとした都市計画の基本的方針を定めたもので、計画期間は平成22(2010)年から概ね20年です。

三重県が策定した桑名都市計画区域マスタープランでは、『**風土と現代が交わる舞台に活力があふれるまち**』を都市づくりの理念としてあげています。

都市機能の集約化と広域連携による中核的圏域づくりによる持続可能な地域づくり、更なる産業集積と広域交流促進による活力ある圏域づくりによる地域活力の維持・向上、災害に強く、人にやさしい圏域づくりによる安全で快適な生活環境の創造、魅力と個性を生み出す地域づくりによる多様性のある圏域づくりによる美しく魅力と個性にあふれる地域づくり、県民が主役の地域づくりを目指しています。

図 北勢圏域構造（持続可能な地域づくり、地域活力の維持・向上、安全で快適な生活環境の創造）

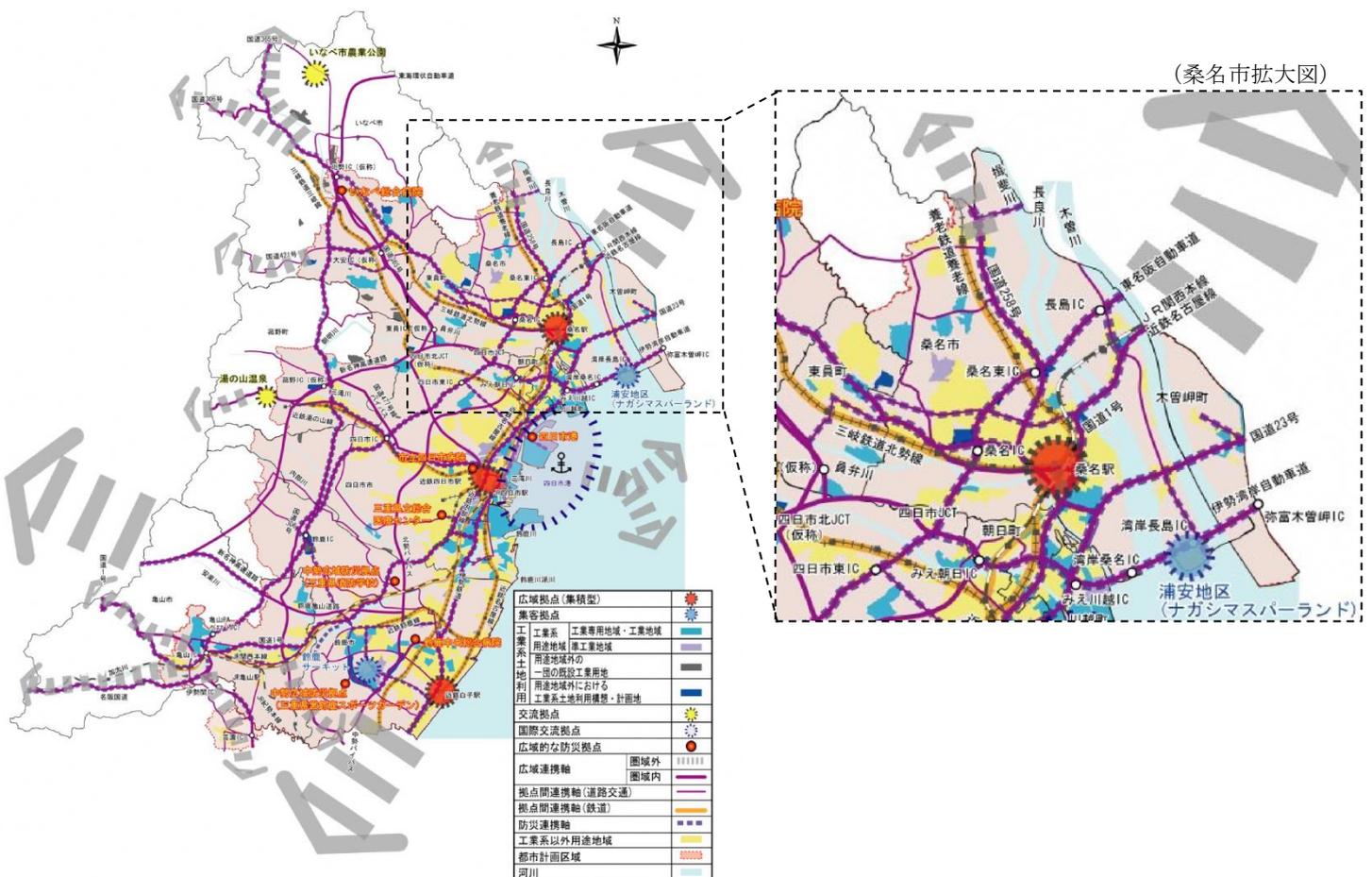


図 北勢圏域構造（美しく魅力と個性にあふれる地域づくり）



【桑名都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（桑名都市計画区域マスタープラン）から抜粋】

将来圏域構成		
拠点		拠点名称
<b>■広域拠点</b> 広域拠点は、本圏域のうち集約型都市構造の要となる中心市街地であり、交通結節点周辺に市町を越えた広域から公共交通等の利用によって多くの人やモノを集め、商業・業務、文化等の広域交流や都心居住を促進する多様な都市機能を集約させる区域を対象に位置づけます。	<b>■広域拠点（集積型）</b> 広域拠点の中で、今後とも新たな大規模集客施設の立地を許容する区域を広域拠点（集積型）とします。	近鉄・養老鉄道・JR桑名駅、三岐鉄道西桑名駅周辺
	<b>■広域拠点（維持型）</b> 新たな大規模集客施設の立地を許容しない区域を広域拠点（維持型）とします。	新西方地区周辺、星川地区周辺
<b>■集客拠点</b> 圏域を越える広域からの集客・交流がある総合レジャー型の大規模集客施設（延床面積1万㎡超）については、集客拠点として位置づけます。		浦安地区（ナガシマスパーランド）
<b>■自然交流地区</b>	自然公園区域については、自然交流地区、国営・県営公園等の広域的な公園や自然公園区域内等にある自然環境を生かした交流活動施設等を自然交流拠点としてそれぞれ位置づけ、アクセスの向上を促すなど、魅力あふれる圏域	水郷県立自然公園
<b>■自然交流拠点</b>		国営木曾三川公園（カルチャービレッジ）

	の形成を図ります。	
<b>■歴史・文化拠点</b> 個性ある歴史・文化、景観を生かした魅力ある地域づくりを行う区域や施設については、歴史・文化拠点として位置づけ、地域づくりの支援やアクセスの向上を進め、個性豊かな圏域の形成を図ります。		桑名城下町地区、多度大社
<b>連携軸</b>		<b>対象</b>
<b>■広域連携軸</b> 主に、圏域間や県外との連携を担う幹線道路、鉄道及び航路		高速道路等の高規格幹線道路・圏域外を連絡する国道、鉄道及び主要航路
<b>■拠点間連携軸</b>	<b>■道路交通</b> 主に、広域拠点等の圏域内の拠点間の連携や産業誘導を担う幹線道路	圏域内の国道及び主要な県道等（幹線バス交通を含む）
	<b>■鉄道</b> 主に、広域拠点等の圏域内の拠点間の連携や産業誘導を担う鉄道	鉄道
<b>■防災連携軸</b> 災害時に広域的な防災拠点や関係拠点を結び、物資輸送等を担う幹線道路		緊急輸送道路
<b>■緑のネットワーク軸</b> 圏域内の豊かな自然環境と市街地を連携する河川や海岸線		主要河川（河川沿いの緑及び水面）や海岸線
<b>■歴史連携軸</b> 地域の歴史や文化を連携する歴史的な街道		主要な歴史的街道

<b>拠点的市街地整備の方針</b>	
<b>土地利用方針</b>	
<b>広域拠点</b>	<p>広域拠点は、商業・業務、文化、居住機能等の多様な都市機能を集約させることで中心市街地の活性化を図るため、必要な都市計画制度を適用し、市街地整備を進めます。</p> <p>これらの中で、広域拠点（集積型）では、新たな大規模集客施設の立地を許容するため、その中心となる鉄道駅等から約1kmの範囲において、商業地域や近隣商業地域の用途地域を維持します。また、広域拠点（維持型）では、既存の大規模集客施設の立地を許容するため、対象とする既存の大規模集客施設の区域について、商業地域や近隣商業地域の用途地域を維持又は指定します。</p> <p>上記以外の商業地域や近隣商業地域及び準工業地域の用途地域は、大規模集客施設の立地を抑制するため、市町のまちづくりの方針に基づき特別用途地区の併用指定等を行います。</p>
<b>工業系土地利用誘導ゾーン</b>	<p>工業系土地利用において、県が選定基準により位置づけた、用途地域外における工業系土地利用構想・計画地及び工業系用途地域で2ha以上の未利用地がある区域を、工業系土地利用誘導ゾーンと位置づけ、臨海部にある低・未利用地の活用とともに大規模工業施設の立地を進めます。なお、立地・誘導を図る具体的な業種等の選定については、市町主体で行います。</p> <p>また、上記以外の区域で市町マスタープランにおいて工業系土地利用の位置づけがある区域に関して、市町が主体となって都市計画を変更する場合は、本マスタープランの目標に即すこととします。</p>
<b>集客拠点</b>	<p>広域からの集客交流を促進するため、大規模集客施設の維持・拡張等を可能にする用途地域を維持又は指定します。</p>
<b>自然交流拠点</b>	<p>自然交流拠点として位置づけた区域については、地域の豊かな自然環境を生かした交流を促進するため、風致地区の適用等や都市計画法以外の法制度との連携等により、区域の保全を図ります。</p>
<b>歴史・文化拠点</b>	<p>歴史・文化拠点として位置づけた区域については、個性ある歴史・文化、景観を生かした魅力ある地域づくりを行うため、当該区域の周辺を含めて景観地区等の地域地区や地区計画等の適用を図るほか、都市計画区域外にある歴史・文化拠点については、都市計画法以外の法制度との連携により、区域の保全を図ります。</p>
<b>集約型都市構造の構築を支援する都市施設整備等の方針</b>	
<p>集約型都市構造の構築に資する拠点的市街地整備にあたっては、都市機能に応じた拠点の形成とともに、相互に連携させることが重要であり、圏域構造を見据えながら、それらを支援する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築が必要です。</p> <p>道路については、拠点間の円滑な連携を効率的に実現するため、既存ストックを有効に活用しながら交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、道路の役割に応じた階層的な道路ネッ</p>	

トワークの構築を進めます。

また、「三重県都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき、県と市町の協働によって、長期未着手になっている都市計画道路について必要性の検証や見直し等を進めます。

公共交通については、本格的な高齢社会への対応や環境負荷の低減において重要性が高まっており、鉄道駅やバス停等の交通結節点及び周辺整備等を進め、歩行者や自転車等の交通との結節を強化するなど、公共交通の利便性を高め、利用促進を図ります。

多くの人が集まる拠点は、ユニバーサルデザインを考慮しながら、多様で良好なアクセスを可能とする交通体系の形成を促進するとともに、周辺地域では、歩行者や自転車等の安全性を高め、休憩施設やたまり空間を備えた快適な歩行系ネットワークの形成を図ります。

また、地域の歴史・文化、景観等を生かしながら、沿道のまちづくりとともに、良好な沿道景観の保全・創出を図ります。

市街地への都市機能の集約を支援するため、幹線道路ネットワークや公共下水道等を必要に応じ見直しながら整備するなど、都市施設の計画的・効率的な整備を図ります。

## 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

### 主要用途の配置方針

#### 住宅地

広域拠点（集積型）では、都心居住を促進・支援するため、まちづくりの方針にあわせて、土地の高度利用や複合利用を図ります。

地域拠点に位置づけた各区域は、定住人口や地域コミュニティの維持を図るため、公共交通の利便性向上に向けた支援を促進し、日常生活圏の形成のため、必要な範囲で居住環境の改善を図ります。

低層・高密な住宅地では、良好な居住環境を形成するため、建物の建て替え等にあわせて道路や公園等の都市施設の整備を進めます。

良好な居住環境を備えた既存の住宅団地等は、定住人口を維持し地域コミュニティの維持・増進を図るため公共交通の利便性向上に向けた支援を促進します。

多くの低・未利用地を抱える住宅地では、それらを活用した良好な居住環境の形成方針を明らかにし、その方針に応じた地区計画の適用等を進めます。桑名市の西部に広がる丘陵地や多度町小山地区等、新たな住宅地の形成を進める地区では、引き続き都市基盤の整備を促進し、良好な居住環境を備えた住宅地の形成を図ります。

#### 商業・業務地

広域拠点（集積型）では、広域交流の促進や中心市街地の活性化、都心居住を支援する商業・業務、文化等の各都市機能の集約を進めるため、商業地域又は近隣商業地域の指定を維持し、新たな大規模集客施設の立地を許容します。

また、隣接する歴史・文化拠点である桑名城下町地区の来訪者を取り込んだ活性化方策についてもあわせて検討します。

広域拠点（維持型）では、商業地域又は近隣商業地域の用途地域を維持又は指定し、既存の大規模集客施設の立地を維持します。

地域住民の日常の消費需要に対応する広域拠点以外の商業・業務地では、商業地域又は近隣商業地域の用途地域を維持するとともに、大規模集客施設の立地を抑制します。なお、大規模集客施設の立地の可能性がある場合は、必要に応じて特別用途地区の併用指定を促進します。

また、集客拠点として位置づけた浦安地区（ナガシマスパーランド）では、広域的な集客交流機能を維持するため、必要に応じ、用途地域の変更等を行います。

#### 工業地

圏域において位置づけた工業系土地利用誘導ゾーンについては、積極的に企業誘致を図り、必要な都市基盤の整備を進めます。

なお、市街化調整区域に位置する工業系土地利用誘導ゾーンは、地区計画制度を適用し、必要な都市基盤の整備を行います。なお、必要に応じて市街化区域への編入及び工業系用途地域の指定を進めます。

市街化区域内の工業系用途地域内の未利用地は、既存ストックを活用し、必要な都市施設等の整備を図り、計画的な集積を進めます。

準工業地域で、住・商・工が混在している地域では、それぞれの地域の実情に応じて、計画的に工業系若しくは住居系への純化を図り、適正な用途地域へ変更します。

### 市街地における建築物の密度構成に関する方針

市街地における既存ストックの活用や市街地郊外における自然環境の保全等を考慮し、広域拠点や地域拠点の配置を基本として、建築物の密度構成を調整することで、集約型都市構造の構築を図ります。

広域拠点（集積型）では、多様な都市機能の集約に対応するため、地域に応じてまちづくりの方針にあわせた土地の高度利用・複合利用により、容積率 400%、建ぺい率 80%を基本とする高密度な市街地の形成を図ります。

地域拠点では、日常サービスが受けられる都市機能の集約に対応するため、容積率 200%、建ぺい率 80%を基本とする中密度な市街地の形成を図ります。

工業系地域については、容積率 200%、建ぺい率 60%を基本とします。

その他の区域では、現在の密度を維持し、良好な住宅団地においては、ゆとりある居住環境を維持します。

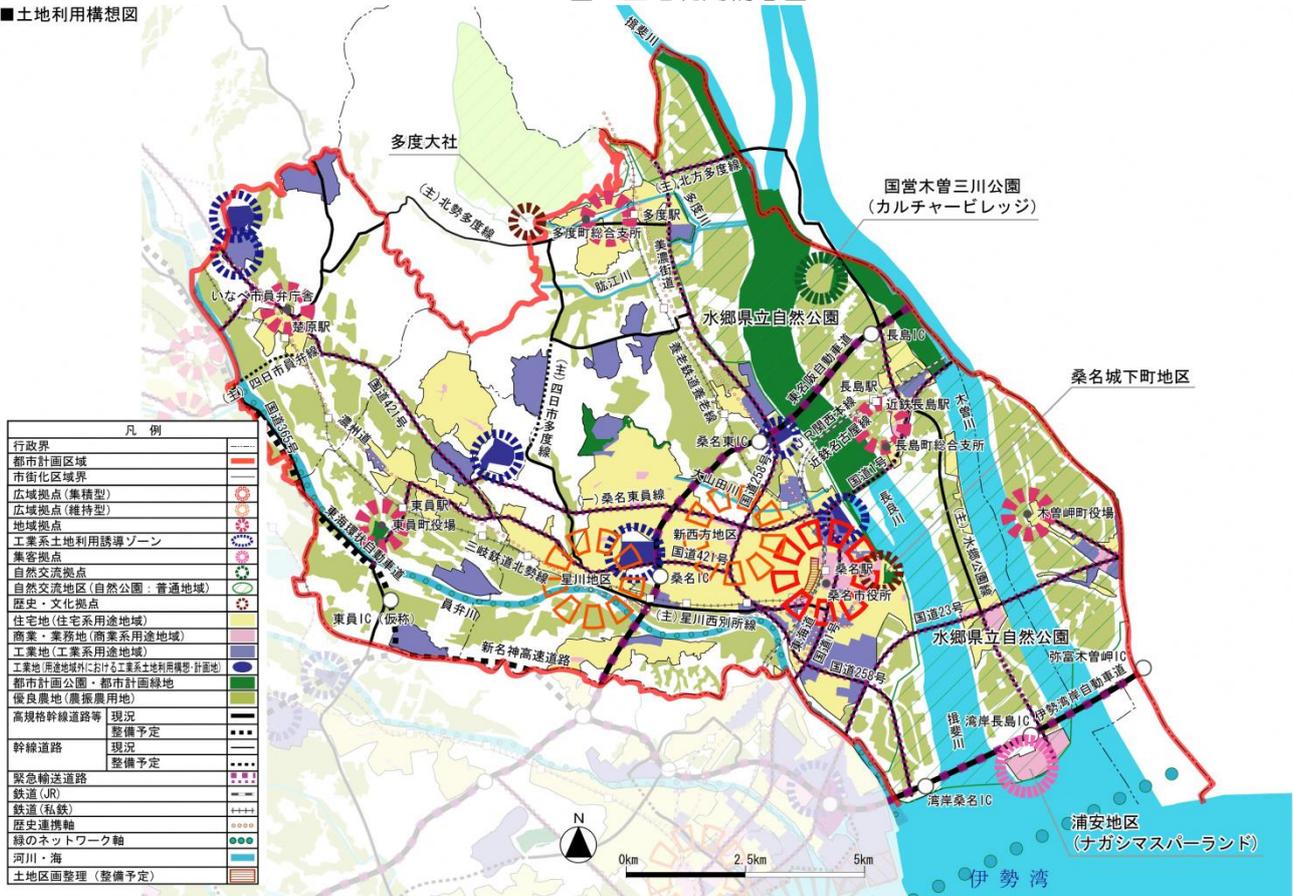
市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針	
土地の高度利用	広域拠点（集積型）では、商業・業務、文化等の都市機能の集約や都心居住を促進するため、必要な都市施設等を総合的に再整備し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の充実を促進します。
用途転換、用途純化又は用途の複合化	桑名市の中心市街地における商業系用途地域や工業系用途地域で、住居系土地利用が進行している区域では、実態にあわせた用途地域の見直しについて検討していきます。
居住環境の改善又は維持	市街地内の低層・高密な住宅地では、良好な居住環境を形成するため、道路や公園等の都市施設の整備を進めます。 地震による建物の被害を軽減し、県民の生命や財産を守るため、昭和56年の建築基準法改正以前に建設された住宅については、「三重県耐震改修促進計画」等に基づき、耐震診断や耐震補強等を支援し、耐震化を促進します。 低・未利用地を抱える住宅地では、それらを活用した良好な居住環境の形成方針を明らかにしたうえで、方針に応じた地区計画や面的整備の適用等を進めます。 今後、少子・高齢化が進む郊外の良好な居住環境を備えた既存の住宅団地では、定住人口を維持するため、地域コミュニティの維持・増進を図るとともに、徒歩や公共交通の利便性向上に向けた支援を促進します。
市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持	市街地における身近な緑地の適切な維持や保全を図るため、公園・緑地や街路樹等の維持、公共施設や民地内の緑化等について、市民や市内事業者との協働により取り組みます。 桑名市の高塚山古墳周辺の農地や竹林及び九華公園周辺は、歴史的資源の保全を図りながら、市街地に残された貴重な緑地空間として保全と活用について検討していきます。 生産緑地は、市街地における貴重な緑地として、引き続き保全を図ります。
市街化調整区域の土地利用の方針	
優良な農地との健全な調和	一団の優良農地については、引き続き開発を抑制し、保全を図ります。
災害防止の観点から必要な市街化の抑制	農地や山地等については、保水・涵養機能を維持するため、市街化を抑制します。 木曾三川に接する低地の中で、溢水・湛水等の災害の恐れがある区域については、引き続き市街化を抑制します。 土砂災害の危険性が高い地域では、現在の土地利用を踏まえつつ、新たな宅地化や開発行為を抑制します。
自然環境形成の観点から必要な保全	桑名市北西部、いなべ市南部、東員町に広がる丘陵地は、養老山系に連なる緑地帯として、引き続き保全を図ります。 特に、自然環境形成の観点から保全が必要な区域については、公園・緑地、風致地区等を定めます。
秩序ある都市的土地利用の実現	市街化調整区域の集落等では、集落の維持を図るため、必要な区域について地区計画制度を活用し、日常生活における利便性の向上に資する機能の導入を図ります。 また、工業の増進等を目的とする一定規模以上の開発は、立地の確実性、周辺環境への影響等を勘案し、計画的に市街化を図ります。

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針	
交通施設の都市計画の決定方針	
交通体系	本区域では、本格的な高齢社会への対応を図るため、公共交通の充実を図るとともに、自動車交通や自転車・徒歩と適切に連携することで、総合交通体系の構築をめざします。 そのため、本区域の中心となる桑名駅（近鉄・養老鉄道・JR、三岐鉄道西桑名駅）と近鉄益生駅及びその周辺を総合交通体系の要と位置づけ、交通結節機能の充実を図ります。 本区域の鉄道は、中部圏や近畿圏との広域交流を支えるとともに、環境や人にやさしく、誰もが円滑に移動できる公共交通網の形成を図るため、自動車交通、バス交通、自転車・徒歩と適切に連携することで利便性を向上させ、利用促進及び路線の維持を図ります。 また、中部圏や近畿圏と連携する高規格幹線道路網、将来都市構造において連携軸として位置づけた高規格幹線道路網や国道、主要な県道等は、圏域内外の拠点間の連絡や産業誘導で重要な役割を担うことから、引き続き、交通処理・空間形成・景観形成等の諸機能の維持・増進を図り

	<p>ます。</p> <p>なお、都市計画道路は、社会経済情勢や住民の意向等を踏まえながら、道路の機能を明確にしたうえで、必要に応じた計画の見直しを進めます。</p>
<b>主要な施設の配置方針</b>	
<b>鉄道</b>	<p>鉄道は、本格的な高齢社会に対応した、地球環境にやさしい公共交通の要として、持続可能な地域づくりの実現に向けて中心的な役割を担います。</p> <p>そのため、バス交通等の公共交通や自動車交通との連携強化を促進し、公共交通の骨格としての路線を今後も維持します。</p> <p>また、当区域にあるJR関西本線、近鉄名古屋線、養老鉄道養老線、三岐鉄道北勢線においては、交通結節点及び周辺の整備によって利便性を向上させ、利用促進を図ります。</p>
<b>その他</b>	<p>バス交通については、鉄道との一体的な利用を促進するため、交通結節点及び周辺の整備について検討します。</p> <p>市内の各拠点と既存集落地等との連携については、地域公共交通総合連携計画に基づき、コミュニティバス等の導入等を検討し、高齢者等誰もが移動しやすい環境の整備を進めます。</p>

図 土地利用構想図

■土地利用構想図



立地適正化計画においても、これらの方針に配慮する必要があります。

## (2) 桑名市総合計画

桑名市の中長期のまちづくりの方向性を示す最も重要な計画で、計画期間は平成 27(2015)年度から平成 36(2024)年度までの 10 年間です。

総合計画基本構想では、『本物力こそ、桑名力』を基本理念に、『快適な暮らしを次世代にも誇れるまち』『桑名市の魅力が自他ともに認められるまち』を将来像として、『次世代へと続く快適な暮らしの中でゆるぎない魅力が本物として成長し続けるまち 桑名』を目指しています。

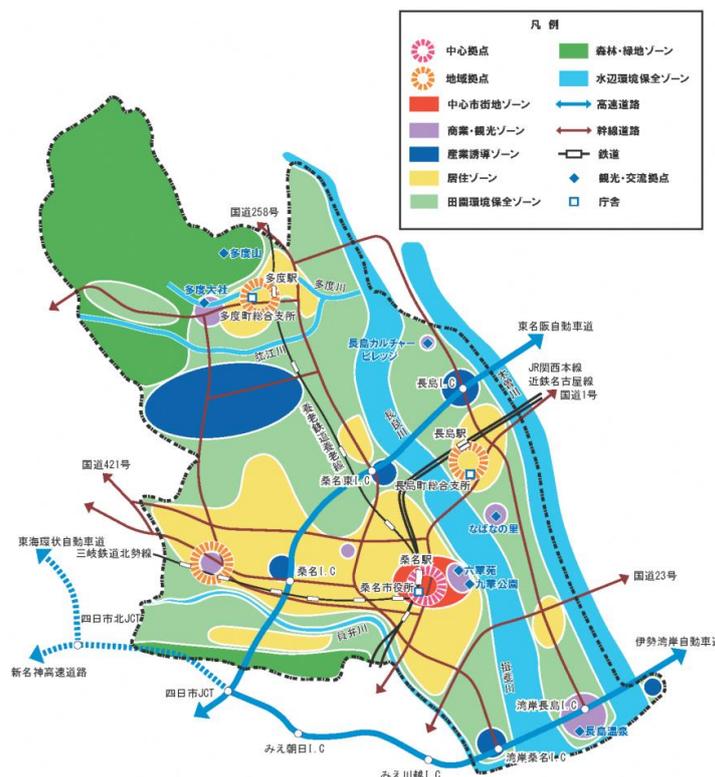
また、将来像の実現のために7つのビジョンを掲げ、その中に、まちづくりに関するものとして『地理的優位性を活かした元気なまち』や『桑名をまちごと『ブランド』に』があげられています。

『地理的優位性を活かした元気なまち』では、本市が日本の東西・南北を結ぶ交通・物流の要衝にある地理・地勢や、東海環状自動車道・新名神高速道路が整備されることによる広域交通の利便性向上など、地理的優位性を活かす取り組みを行うことで、桑名に求心力を持たせ、ヒト・モノ・カネが集まる、活気あふれるまちづくりを進めることとしています。

『桑名をまちごと『ブランド』に』では、本市には日本や世界に誇れる多くの価値や資源があるものの、掘り起こせてないものや活かしきれてないものなどあることから、この価値や資源を発掘し、磨きあげ、日本や世界に発信することで、桑名のまちの魅力を向上させるまちづくりを進めることとしています。

本市の土地利用の構想として、**少子高齢化と人口減少に対応するため、主要な駅や公共施設周辺など都市機能が集積された拠点を活かし、コンパクトで持続可能な都市の構築**を目指して、以下のゾーン・拠点を設定しています。

図 桑名市の土地利用構想



## 【桑名市総合計画 基本構想から抜粋】

### 1 土地利用の方針

#### 1. 地理的優位性の活用

将来にわたって桑名の活力を維持・強化するために、広域的な幹線道路ネットワークの要衝にある優れた交通条件を活用して、東海圏のハブシティとして活気あるまちづくりを進めます。

#### 2. 市街地の保全

将来にわたって人々が集まり、住み続けられるようにするために、既存市街地の住環境の保全を図るとともに、これまで集積させてきた既存ストックを活用し、都市機能をコンパクトに集約していきます。また、古くから継承されている歴史・文化的機能を活用した魅力づくりを進めます。

#### 3. 豊かな自然環境の保全・活用

市内に広がる農地、丘陵部や多度山に残された樹林地、木曾三川の水辺は、農業生産や自然生態系、防災、レクリエーションなどの多面的な役割を有する貴重な資源として保全していきます。また、環境学習や余暇活動など自然と親しむ場として積極的な活用を図ります。

### 2 ゾーン別の方針

1. **中心市街地ゾーン**：桑名駅の東西に形成されている市街地を中心市街地として位置づけ、各種都市機能の集積を図り、内外から人が集まる賑わいと活力ある拠点づくりを進めます。

2. **商業・観光ゾーン**：商業施設が集積する商業地は、選択性・利便性に富んだ市民の消費生活を支えることができるように、現状の商業・サービス機能の維持・更新を支援し、桑名が誇る観光・交流拠点の魅力を積極的に発信し、広域からの集客を図ります。

3. **産業誘導ゾーン**：多度地域の南部やインターチェンジ周辺を産業誘導ゾーンとして位置づけ、自然環境や周辺景観との調和に配慮しながら、産業の誘致及び支援を進めます。

4. **居住ゾーン**：生活道路や下水道などのインフラ整備や維持、公園・緑地の適正管理や緑化の推進に努め、快適に暮らせることができる居住ゾーンを形成します。また、少子高齢化と人口減少に伴って発生が見込まれる居住地における空洞化及び過疎化への対策を進めていきます。

5. **田園環境保全ゾーン**：優良農地の保全に努め、農業生産基盤の維持を図ります。また、田園環境を保全しながら、道路など日常生活に必要な生活基盤の整備を進め、居住環境の充実を図ります。

6. **森林・緑地ゾーン**：景観や防災、環境保全などの森林が持つ多面的な機能の維持・増進を図るとともに、市民や来訪者が楽しむことができるレクリエーション空間として活用します。

7. **水辺環境保全ゾーン**：木曾三川や市街地を流れる河川の貴重な水辺環境を保全するとともに、水産資源を活用した漁業の振興を図ります。河川環境を生かしたうおいのある親水空間を整備するとともに、地震、風水害に備えた防災対策を強化します。

8. **中心拠点**：交通結節点である桑名駅周辺を中心市街地として位置付け、コンパクトな都心を目指すため、機能の再構築を図ります。

9. **地域拠点**：地域の日常生活の拠点として、地域コミュニティの維持と良好な居住環境の創出を図ります。

土地利用構想で「中心拠点」としているのは交通結節点である桑名駅周辺の中心市街地、「地域拠点」としているのは支所や商業施設のあるエリアで、立地適正化計画においても、コンパクトな都心の形成と地域コミュニティ維持や良好な居住環境創出のために、これらの点との整合に特に配慮する必要があります。

まちづくりに関する10年後の目指す姿として、以下のことを示しています。

【桑名市総合計画 基本計画から抜粋】

10年後の目指すべき姿	実現に必要な施策
暮らしやすくにぎわいのある、コンパクトなまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>■都市交流拠点の整備</li> <li>■にぎわいのある中心市街地の整備</li> <li>■観光資源の魅力アップ</li> </ul>
だれもが安心して通行できる道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路舗装・付属施設の維持管理</li> <li>■橋りょうの維持管理</li> <li>■幹線道路等の整備</li> <li>■生活道路等の整備</li> </ul>
人が移動しやすく交流できる、元気なまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>■鉄道輸送の維持・確保</li> <li>■バス輸送の維持・確保</li> <li>■マイレール・マイバス意識の向上</li> <li>■地域公共交通計画の策定</li> </ul>
魅力あるお店と買物する人で、まちににぎわいがあふれている	<ul style="list-style-type: none"> <li>■桑名ブランドの推進</li> <li>■商店街の活性化</li> <li>■商業経営環境の整備</li> <li>■商業団体などの支援</li> </ul>
地域に根ざした工場が活気にあふれている	<ul style="list-style-type: none"> <li>■桑名ブランドの推進</li> <li>■中小企業の振興と競争力向上</li> <li>■経営改善に対する支援</li> <li>■企業誘致の推進</li> </ul>
景観が美しく保たれ、みんなにやさしいまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>■桑名ブランドの推進</li> <li>■魅力ある住環境の推進</li> <li>■みんなに優しいまちづくり</li> <li>■緑地、緑化の保全整備</li> </ul>
まちの魅力が、桑名ブランドとして広く世間に知れ渡っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>■桑名ブランドの推進</li> <li>■観光事業の魅力向上</li> <li>■広域連携の拡充</li> </ul>

立地適正化計画においても、これらの本市が10年後に目指すべき姿に配慮する必要があります。

### (3) 桑名市都市計画マスタープラン

桑名市が都市全体の将来像を見据えたうえで、土地利用や都市施設の配置・規模等についての長期的な見通しを明らかにしたまちづくりの基本方針です。現在は、平成 20(2008)年から概ね 20 年を目標とした計画期間でまちづくりを進めています。

桑名市都市計画マスタープランは、『**快適：持続可能な安全で快適な都市環境の形成**』『**交流：個性や創造に富んだ観光交流・新産業の発展**』『**自立：市民の主体的参加による環境改善の推進**』を基本理念として定めています。

都市整備の目標として、以下のことを示しています。

#### 【桑名市都市計画マスタープランから抜粋】

都市整備の目標	
(1) 持続可能な安全で快適な都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆政策的な人口増加策と質の高い居住環境の創出</li> <li>◆<b>利便性の高いコンパクトな市街地整備</b></li> <li>◆緑地の保全と創出及び水と緑のネットワーク</li> <li>◆災害に強い安全なまちづくりの推進</li> </ul>
(2) 個性や創造に富んだ観光交流・新産業の発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新産業の集積を促進する産業ゾーンの形成</li> <li>◆地域資源の魅力発揮と観光交流ゾーンの形成</li> </ul>
(3) 市民の主体的参加による環境改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民の知恵と協力による既存ストックの改善と有効利用</li> <li>◆環境改善に向けた自主的な地域活動の推進</li> <li>◆地域住民主体のまちづくりの推進体制の整備</li> <li>◆活力ある自立したまちづくりの推進</li> </ul>

将来の都市構造は、以下のような都市軸と機能配置を想定しています。

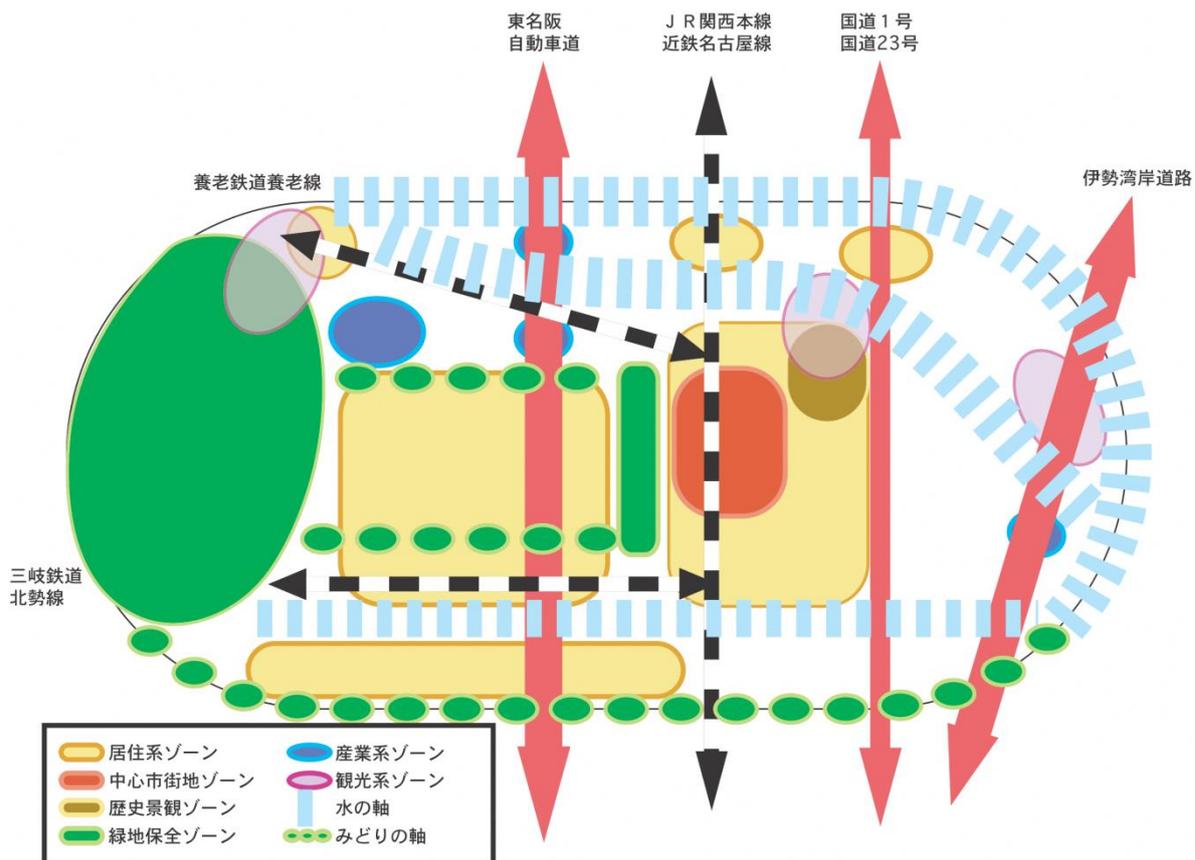
#### 【桑名市都市計画マスタープランから抜粋】

<p>◆<b>広域連携軸</b></p> <p>①<b>広域連携軸（南北軸）の性格と構成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●桑名市の広域的な位置づけと生産・物流の機能性を左右する広域的な都市間連携軸の充実を図ります。</li> <li>●伊勢湾岸道路（新名神高速道路）、東名阪自動車道、国道 1 号、国道 23 号、国道 258 号といった幹線道路ネットワークと、JR 線・近鉄線・養老鉄道線の鉄道ネットワークを構成します。</li> </ul> <p>②<b>広域連携軸を生かした機能配置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●東名阪自動車道の長島インターチェンジ及び桑名東インターチェンジ周辺地区において産業系ゾーンを配置します。</li> <li>●伊勢湾岸道路（新名神高速道路）の湾岸長島インターチェンジ周辺地区において観光系ゾーンを、湾岸桑名インターチェンジ周辺地区において産業系ゾーンを配置します。</li> <li>●鉄道系のネットワークを生かし、桑名駅周辺地区に商業・サービス・住宅などの各種都市機能の集積拠点となる中心市街地を配置します。</li> </ul> <p>◆<b>都市内連携軸</b></p> <p>①<b>都市内連携軸（東西軸）の性格と構成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●広域連携軸によって期待される波及効果を市域全体に及ぼすために広域連携軸と一体的に都市軸を形成します。</li> <li>●市内各地区にある多様な資源をネットワークし、桑名市の個性と魅力を形成する連携軸を充実します。</li> <li>●市内の多様な自然をネットワークし、環境負荷の少ない持続可能な都市づくりのための軸を形成します。</li> <li>●都市内幹線道路、三岐鉄道北勢線、河川及び連続した緑地によって構成します。</li> </ul>
--

## ②都市内連携軸を中心とした機能配置

- 広域連携軸と一体化した道路系の連携軸を強化し、多度地域に産業ゾーンを配置します。
- 桑名駅から益生駅周辺の既存市街地地区と西部の住宅市街地、長島地域及び多度地域の市街地間を結ぶ道路を中心とした連携軸の強化を図るとともに、相互を結ぶ水と緑の軸を形成します。
- 城下町地区を歴史景観ゾーンとして位置づけるとともに、水の軸と一体化した観光系ゾーンを形成します。
- 多度地域の市街地ゾーンの門前町と多度山の緑地保全ゾーンの多度山・多度峡を一体化した観光系ゾーンを形成します。

図 将来の都市構造



立地適正化計画においても、将来の都市構造に示されている広域連携軸や都市内連携軸と都市機能の配置に配慮する必要があります。

土地利用の基本方針については、先期の桑名市総合計画（2007～2016年）における土地利用構想によることとしています。

図 土地利用計画図

※この土地利用計画は、いわゆる都市計画の用途地域指定とは異なり、今後の土地利用の動向や可能性を見据えて設定したものです。

■凡例

- 商業主体地域  
(街なか居住地域を含む)
- 商業・サービス・レクリエーション地域
- 計画的整備市街地
- 一般市街地・農村集落
- 農業的利用地
- 生産・物流地域
- 公園・緑地
- 森林・樹林地
- 市街化区域
- 整備構想検討エリア



まちづくりの方針として、以下のことを示しています。

【桑名市都市計画マスタープランから抜粋】

<b>市街地整備の方針</b>	
<b>中心市街地</b>	<p><b>①中心市街地の整備</b> 桑名駅の東西に形成されている市街地を桑名市の中心市街地として位置づけ、内外から人が集まり活発な交流が展開される賑わいと活力のある拠点の形成を図ります。そのため、市の玄関口にふさわしい景観形成や快適でうるおいのある都市空間を形成するとともに、利便性の高い市民生活を支える各種生活サービス機能や地域の歴史・文化資源を活用した観光交流機能の整備を進めます。</p> <p><b>7) 桑名駅東地区</b> 桑名駅東地区は、観光、交流の玄関口として都市の顔にふさわしい景観整備を図るとともに、歴史的な景観の保全・整備を推進します。 交通の結節点の機能強化を図るため、東西自由通路の整備、土地区画整理事業による駅前広場の再編、三岐鉄道北勢線西桑名駅延伸等を図ります。 中心市街地としての賑わいの創出、歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、地域の特性を生かした魅力ある商店街の形成、空き店舗等を活用した魅力ある商店づくりを進めるとともに、電線の地中化による魅力的な歩行者空間の確保や公共・公益施設のユニバーサルデザイン化を進め、回遊性のある商業空間づくりを促進します。 利便性の高さを生かして住宅供給を誘導し、都心居住を推進します。</p> <p><b>1) 桑名駅西地区</b> 交通結節点としての交通ターミナル機能の強化を図るための駅前広場等の整備、安全・安心に歩いて暮らせる街を形成するための都市機能の集積や景観の形成、街路や公園・交流広場等の整備を進めるため、土地区画整理事業の導入により、桑名駅から益生駅にかけて一体的な都市基盤の整備を図るとともに、地区計画による計画的な建築物の整備を誘導し、商業・サービス機能の集積と良好な居住環境の形成を促進します。</p>
<b>新市街地</b>	<p><b>①新市街地の形成</b> 名古屋圏における優れた立地条件を生かし、多様な世代が快適に生活できるよう良好な住宅地を形成するため、市街化区域内の未利用地等において土地区画整理事業等による計画的な住宅地の整備を進め、街路や公園等の公共施設の整備や周辺の豊かな緑と共生を図ったうるおいとやすらぎのある宅地・住宅の供給を図ります。</p> <p><b>②産業拠点の形成</b> 桑名市では中部国際空港の開港や伊勢湾岸道路（新名神高速道路）の整備などの交通アクセスの優位性を生かした工業立地を進めるため、丘陵部やインターチェンジ周辺において新たな企業用地の確保を図る産業拠点の形成を図ります。 整備にあたっては、立地条件を生かした都市近郊型農業を展開するために農地の農業的土地利用との調整や樹林地等の自然環境との調和に配慮するとともに、地区計画制度等を活用して進めます。</p>
<b>既成市街地</b>	<p><b>①計画的な住宅開発地区</b> 大山田団地など、計画的な開発によって形成された住宅地においては、現状の居住環境を維持するとともに、居住者の高齢化への対応を図ります。 そこで、都市計画制度の活用により質の高い居住環境の保全・充実を図ります。また、高齢者が生活しやすい環境を形成するために、歩行者空間や公共・公益施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、必要に応じて生活利便施設の誘導を図ります。</p> <p><b>②密集市街地地区</b></p> <p><b>7) 中心市街地周辺</b> 老朽木造建築物の更新と建築物の不燃化を進めることで、老朽木造建築物の割合を低減し、災害発生時の建物の倒壊や危険性が低い安全な市街地の形成を図ります。</p> <p><b>1) 漁村集落</b> 漁村地域としての歴史的資産や観光資源を生かしつつ、地震、火災、津波に対しての防災力のある集落形成をめざします。そのため、都市計画制度の活用を検討し、老朽建築物の更新を促進するとともに、道路や公園等のオープンスペースの確保に努めます。</p> <p><b>③その他の市街地・農村集落</b> 既成市街地や農村集落においては、ゆとりのある住宅環境を保全しながら緑化やオープンスペースを確保し、うるおいのある環境を形成します。また、緊急車両の進入を可能とする道路幅員の確保や住宅の耐震化、危険性の高い老朽住宅の建替え等を促進し、市街地の安全性を高めます。 また、工業地域に住宅立地が進み、住工混在となっている市街地においては、用途の見直し等により、混在化の進展の防止と調和ある市街地の形成に努めます。</p>

	一方、農村集落にあつては、地域活動をもとに、生産環境の保全、農村地域としての良好な居住環境の向上を図るために、必要に応じて地区計画制度等の活用を検討します。
<b>交通施設整備の方針</b>	
<b>公共交通</b>	<p><b>①鉄道</b></p> <p><b>ア) JR関西本線・近鉄名古屋線</b>  桑名駅の公共交通の基幹路線である両線の機能を強化するためには、利用客の拡大を図る必要があります。そのために、桑名駅前広場の整備による他の鉄道やバスからの乗り継ぎの利便性向上、駅周辺の駐車場整備によるパークアンドライドの促進、街なか居住に適した住宅の供給促進による周辺人口の拡大など、総合的な対策を推進します。</p> <p><b>イ) 三岐鉄道北勢線・養老鉄道養老線</b>  駅周辺の駐車場・自転車駐車場（駐輪場）の整備、沿線のイベント・催事との連携やPRの充実を図るとともに、周辺地域住民一人ひとりがマイレールの意識を持って積極的に利用するなど、鉄道の維持を図るために官民一体となって利用促進に取り組みます。  また、北勢線については鉄道の高速化、西桑名駅での乗り継ぎの改善などにより利便性の向上を図ります。</p> <p><b>②バス</b></p> <p><b>ア) 民間バス路線</b>  車を運転できない高齢者が今後増加することが予想されることから、身近な生活の移動手段であるバス交通の役割がますます高まっています。桑名市のバス路線の根幹を担う民間バス路線の維持・拡充を図るために、桑名駅西口広場の整備とあわせて運行時間の短縮と定時性の確保が図られるよう駅西と駅東のバスターミナルの再編を進め、民間バスのサービスの充実を支援します。</p> <p><b>イ) コミュニティバス（Kバス）</b>  公共交通の空白地域における生活移動手段の確保を図るために運行しているコミュニティバスは、運行経費の負担の抑制という課題に対応しながら、利用者数に応じて多様な公共交通の組み合わせを工夫し、費用対効果の高い公共交通システムを検討します。</p>
<b>鉄道駅周辺</b>	<p><b>①桑名駅周辺整備</b>  駅西地区の駅前広場の整備にあわせて、現在駅東に集中しているバスターミナルを路線の方向によって駅西と駅東に再配置を進めます。これにより西部方面からのバス路線については、運行時間の短縮と定時性の確保を可能にし、バス路線のサービスの充実を図ります。  駐車場や自転車駐車場（駐輪場）等の交通施設については、今後の利用動向を踏まえつつ、適正な配置及び維持管理に努めます。  また、駅の東西間を結ぶ自由通路を整備し、東西の人の往来を活発にするとともに、三岐鉄道北勢線西桑名駅のホームと駅舎を移設し、桑名駅の利便性の向上を図ります。  さらに、駅東地区のバスターミナルの再編をあわせた駅前広場整備のなかで、イベント開催や人々が滞留できるような魅力的な広場を整備し、人々が集う魅力づくりを進めます。</p> <p><b>②JR長島駅周辺整備</b>  駅周辺の放置自転車の解消を図るための自転車駐車場（駐輪場）の整備及びアクセス道路の整備を進め、駅の利便性の向上を図ります。</p> <p><b>③多度駅南・下野代駅周辺整備</b>  多度駅南及び下野代駅周辺の活性化と養老鉄道養老線の利用促進を目的として、駅周辺へのアクセス道路の整備、パークアンドライド方式の導入について検討します。</p>

立地適正化計画においても、市街地整備・交通施設整備の方針に配慮する必要があります。

(4) 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針 <本編>

三重県では、

- 南海トラフ地震による甚大な被害が想定されており、地震・津波対策は切迫した課題となっている。
- 防災施設整備による地震・津波対策には限界がある。そこで地震・津波リスクの低い場所へ市街地を誘導するなど、これまで積極的に実践されてこなかった対応が求められる。

以上のことから都市計画において、これまで都市で蓄積されてきた既存ストックを有効に活用し、住宅や多様な都市機能を市街地に誘導する集約型都市構造の形成を基本としつつ、大規模災害が発生しても人命を守り最低限の生活が維持されるよう配慮し、県民や事業者の理解・協力を得ながら、地震・津波リスクの高い場所における居住系土地利用の抑制や建築物の構造強化など、地震・津波リスクを考慮した都市づくりを進めていくこととしています。

指針の目的と対象として、以下のことを示しています。

【三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針から抜粋】

指針の目的	
近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震や県内に分布する活断層を震源とする内陸直下型地震に対して、その被害の低減に向けた都市計画の基本的な考え方を示します。 次期三重県都市マスタープランに反映するほか、県内各市町が、市町マスタープランや立地適正化計画等を策定するにあたり、地理的特性に応じて、地震・津波に対する都市計画としての対応を検討する際に活用されることを期待するものです。	
指針の対象	
○対象とする災害	地震・津波災害
○対象とする地域	都市計画区域を有する市町
○対象とする施策範囲	都市計画を中心とした各種施策

指針の目標と取組期間として、以下のことを示しています。

【三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針から抜粋】

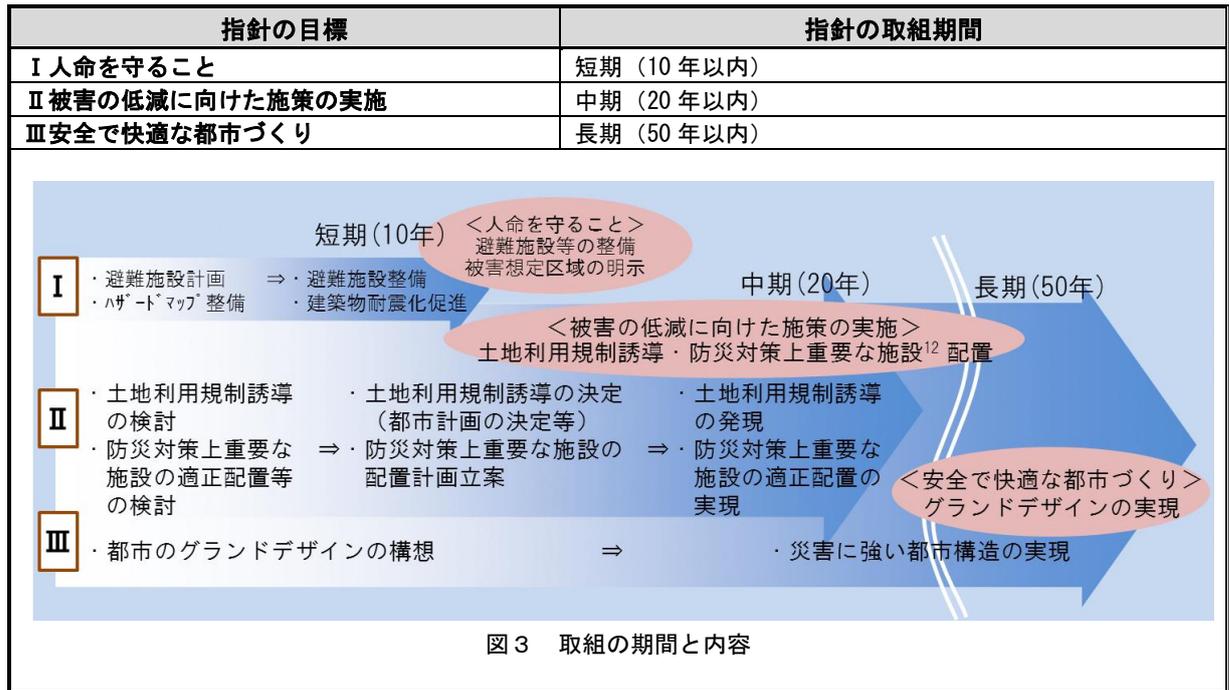


図3 取組の期間と内容

土地利用と施設配置の考え方として、以下のことを示しています。

【三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針から抜粋】

土地利用・施設配置の考え方		
<p>本県では、多くの市街地が津波浸水想定範囲内に位置していることなどから、土地利用や施設配置においては、想定されるすべての地震・津波リスクを回避することは不可能です。</p> <p>このため、<b>検討すべき地震・津波リスクを明らかにした上で、リスクの低減や受容などの対応を含めて検討する必要があります。</b></p> <p>地震・津波被害の低減に向けた都市づくりにおける土地利用・施設配置の考え方としては、<b>地震・津波リスクが低い場所で市街地を形成することを基本として、津波・地震リスクが高い場所では、用途を考慮した都市的土地利用の抑制等</b>を行います。</p>		
表2 地震・津波リスクに対する対応方針		
対応方針	対応方法	対応例
回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全な場所へ市街地の移転</li> <li>海岸保全施設等の強化</li> <li>防災対策上重要な施設を安全な場所に計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災集団移転等により市街地移転</li> <li>防災対策上重要な施設の移転</li> </ul>
低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設等の強化</li> <li>多重防御※</li> <li>津波浸水区域の低密度化</li> <li>土地利用の転換</li> <li>建築物の規制、構造強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園整備、二線堤整備等</li> <li>土地利用規制・誘導</li> <li>業務系土地利用へ転換、公園用地等に見直し</li> <li>建築制限、建築物の構造等の規制、耐震化・防火化の促進</li> </ul>
受容	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災時や復興時の対応検討</li> <li>情報等の収集・整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災対策上重要な施設の代替機能確保、広域連携体制の構築、事前復興計画の策定</li> <li>都市計画基礎調査等の実施</li> </ul>
転嫁	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震保険等に自動的に加入</li> <li>財産保障の対応</li> </ul>	

■施設配置の考え方	
①居住系 (住宅・医療福祉施設等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅・医療福祉施設等については、地震・津波リスクが低い場所にある状態を基本とします。</li> <li>●地震・津波リスクの低い場所への移転等が困難な場合や時間を要する場合は、耐震・耐浪化等の構造強化や避難の安全を確保するための対策を講じることとします。</li> <li>●配置する場所の設定にあたっては、日常生活の利便性にも配慮します。</li> </ul>
②業務系 (事務所・店舗・工場等、居住を伴わない業務系の施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事務所・店舗・工場等、居住を伴わない業務系の施設については、避難の安全を確保した上で、地震・津波リスクの観点だけではなく、産業活動の機能性や地域産業の維持向上に配慮し、配置すべき場所を設定します。</li> <li>●二次災害をもたらすおそれのある燃料や薬品等の保管・配置・管理等に十分配慮し、地震・津波発生時における保安対策や流出防止対策を講じることとします。</li> </ul>
③公共系 (災害発生時に避難所や地域防災拠点となる公共施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時に避難所や地域防災拠点となる庁舎・学校・公民館等のうち、応急対策活動を行う拠点となる公共施設(県市町の庁舎、消防署・警察署等)は、地震・津波リスクが極めて低い場所にある状態を基本とします。</li> <li>●地震・津波リスクの極めて低い場所への移転等が困難な場合や時間を要する場合は、大規模災害発生時にもその機能が確保されるよう地震・津波リスクが極めて低い場所に代替施設等を確保することとします。</li> <li>●学校及び地区公民館等は、地震・津波リスクが低い場所にある状態を基本とします。</li> <li>●地震・津波リスクの低い場所への移転等が困難な場合や時間を要する場合は、耐震・耐浪化等の構造強化や避難の安全を確保するための対策を講じることとします。</li> <li>●配置する場所の設定にあたっては、日常生活の利便性にも配慮します。</li> </ul>
<p>多重防御による リスクの低減</p> <p>RC化・高層化・土地利用転換等</p> <p>移転 道路の嵩上げ(二線堤) 浸水想定 公園整備等 海岸堤防</p> <p>低層住居 道路</p>	
図6 多重防御の考え方に基づく対策	

本市の地理的特性として、以下のことを示しています。  
【三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針から抜粋】

地理的特性別分類																			
●地理的特性、地震・津波による影響の特徴および被害想定から地区を5つに分類しました。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地理的特性別分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>伊勢湾沿岸地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>熊野灘沿岸リアス式海岸地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内陸地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北勢・海拔0m地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>七里御浜地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>伊勢湾沿岸+北勢・海拔0m地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>熊野灘沿岸リアス式海岸+七里御浜地区</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※複合型2分類を含む</td> </tr> </tbody> </table>	地理的特性別分類			伊勢湾沿岸地区		熊野灘沿岸リアス式海岸地区		内陸地区		北勢・海拔0m地区		七里御浜地区		伊勢湾沿岸+北勢・海拔0m地区		熊野灘沿岸リアス式海岸+七里御浜地区	※複合型2分類を含む	
地理的特性別分類																			
	伊勢湾沿岸地区																		
	熊野灘沿岸リアス式海岸地区																		
	内陸地区																		
	北勢・海拔0m地区																		
	七里御浜地区																		
	伊勢湾沿岸+北勢・海拔0m地区																		
	熊野灘沿岸リアス式海岸+七里御浜地区																		
※複合型2分類を含む																			

図 1 2 都市計画区域における地理的特性別分類

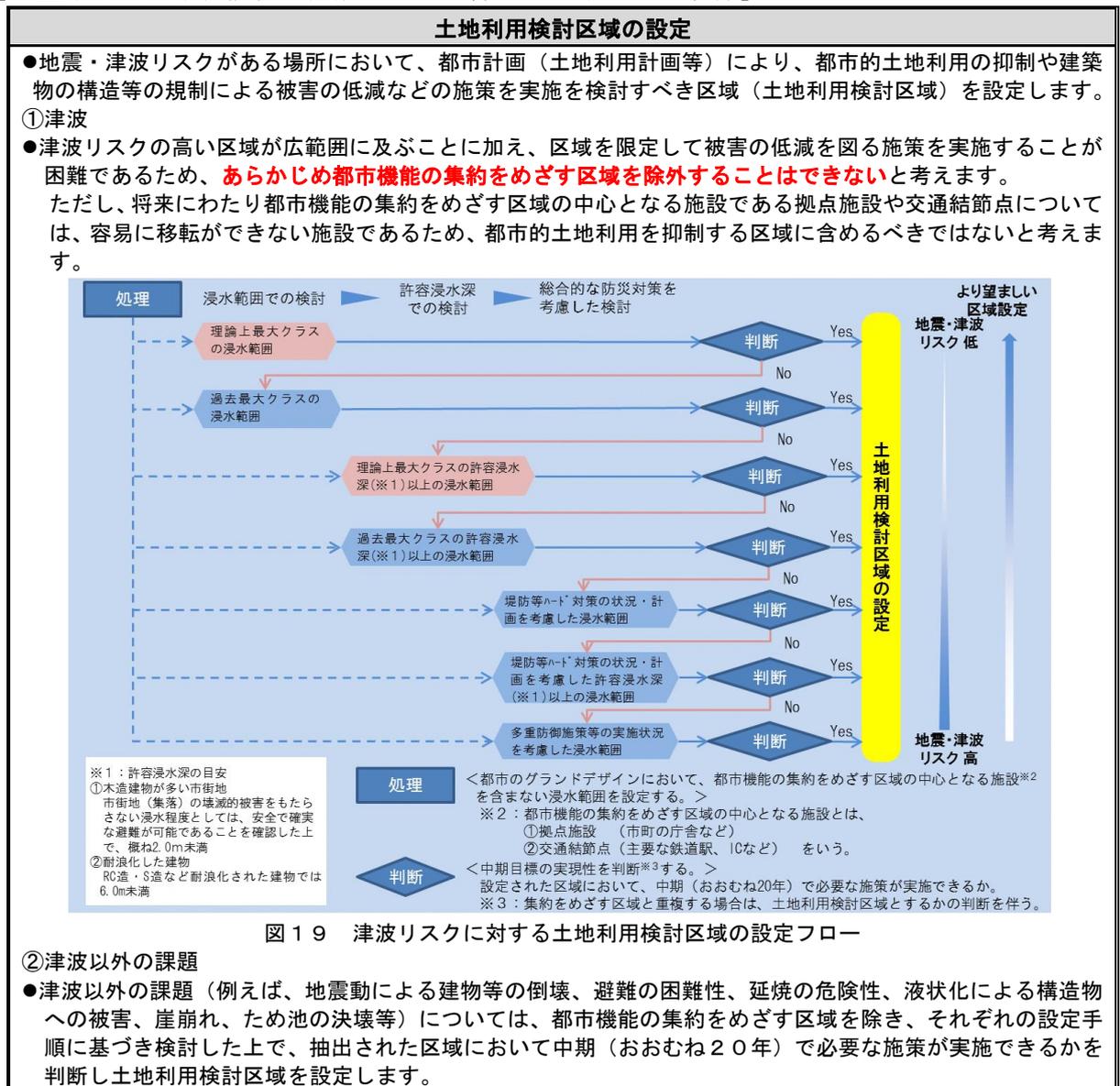
表 4 地理的特性別分類と被害の特徴（抜粋）

	伊勢湾沿岸地区	北勢・海拔0m地区
	<p>○模式図については、市／町全域を示すもので、主要駅周辺の局所的なエリアを示すものではありません。</p>	
地理特性	<p>広い平地部に市街地を形成</p> <p>沿岸部は海拔が低い</p>	<p>平地部に市街地を形成</p> <p>市町全域の海拔が低い</p>
地震・津波による影響の特徴	<p>強い揺れ</p> <p>市街地の広範囲が津波浸水</p> <p>津波到達時間は比較的長い</p> <p>液状化の可能性がある面積が広い</p> <p>地盤沈下の可能性がある面積が広い</p>	<p>強い揺れ</p> <p>市町の広範囲が津波浸水</p> <p>津波到達時間は比較的長い</p> <p>液状化の可能性がある面積が広い</p> <p>地盤沈下の可能性がある面積が非常に広い</p> <p>即時的かつ長期的な浸水</p>
人的被害の 支配的要因 <sup>※</sup>	<p>津波</p> <p>建物倒壊</p>	<p>津波</p> <p>建物倒壊</p>
建築物被害の 支配的要因 <sup>※</sup>	<p>揺れ</p> <p>火災</p> <p>津波</p>	<p>津波</p> <p>揺れ</p> <p>液状化</p>

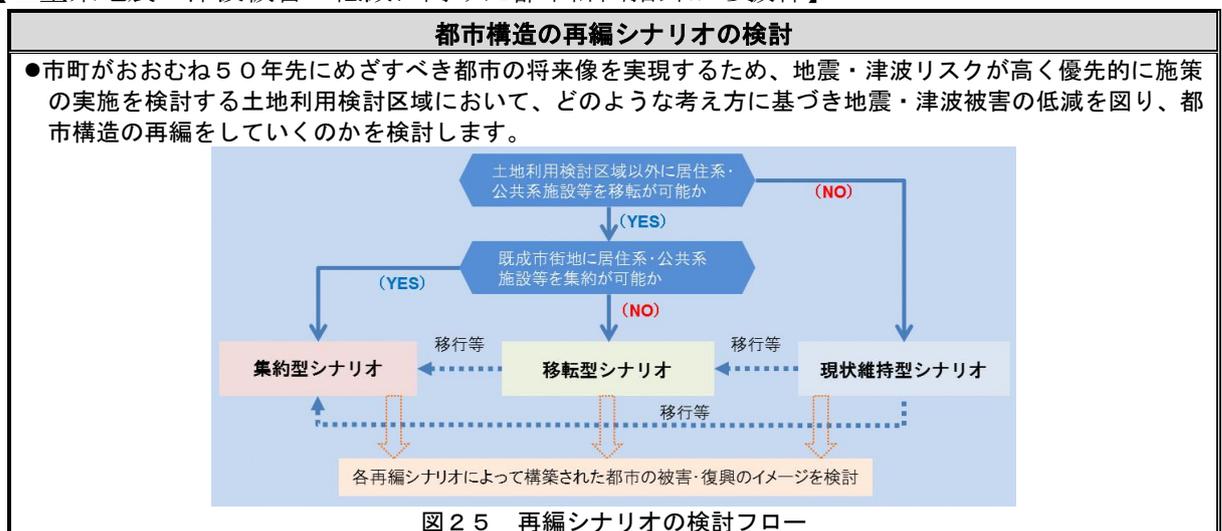
※：支配的要因は、理論上最大クラスの被害想定から設定しています。

（注：過去最大クラスの被害想定では地区によっては支配的要因が異なることがあります。）

土地利用検討区域の設定として、以下のことを示しています。  
**【三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針から抜粋】**

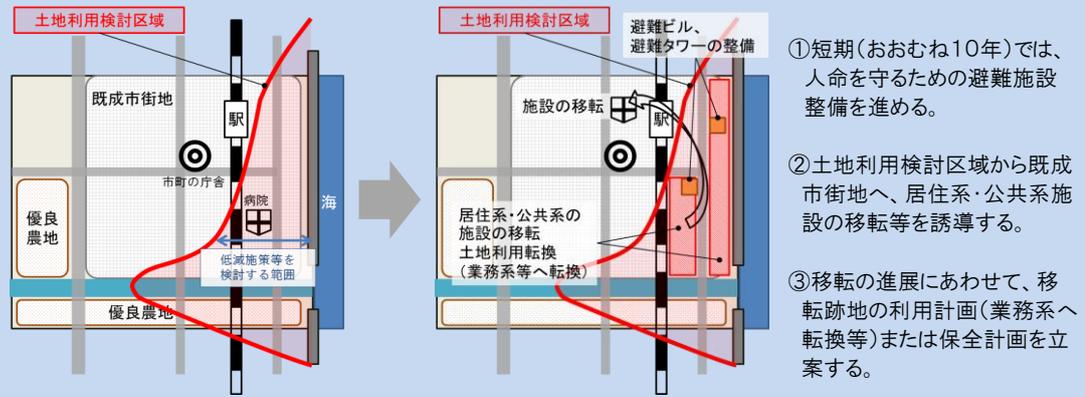


都市構造の再編シナリオの検討として、以下のことを示しています。  
**【三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針から抜粋】**



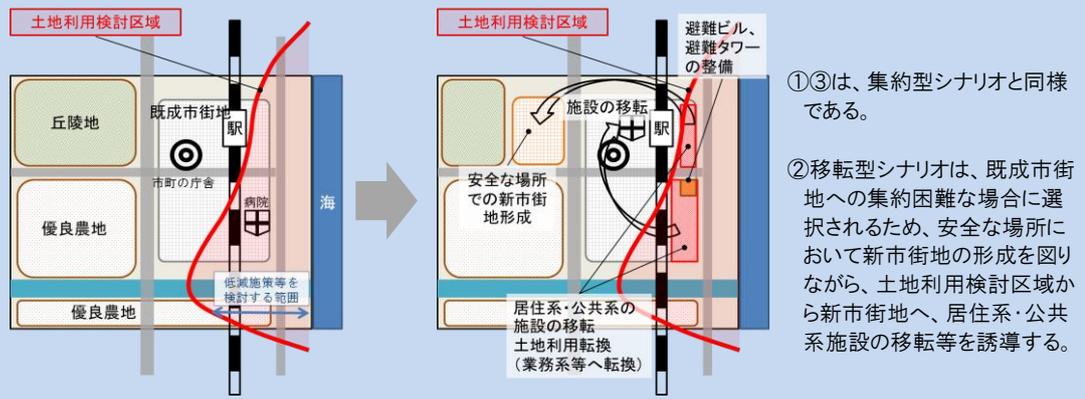
- 市町が都市の将来像を想定する際には、地理的特性および人口集積・市街地形成状況、産業構造等の現状と将来の見通しに応じて、都市構造の再編シナリオを検討することになります。実際の検討においては、設定した土地利用検討区域の形状や配置の状況等から、区域内で異なる再編シナリオを組み合わせることや、複数の区域を設定した場合には区域ごとに異なる再編シナリオを検討することも考えられます。

**集約型シナリオ：土地利用検討区域以外の既成市街地に居住系・公共系の施設を集約**



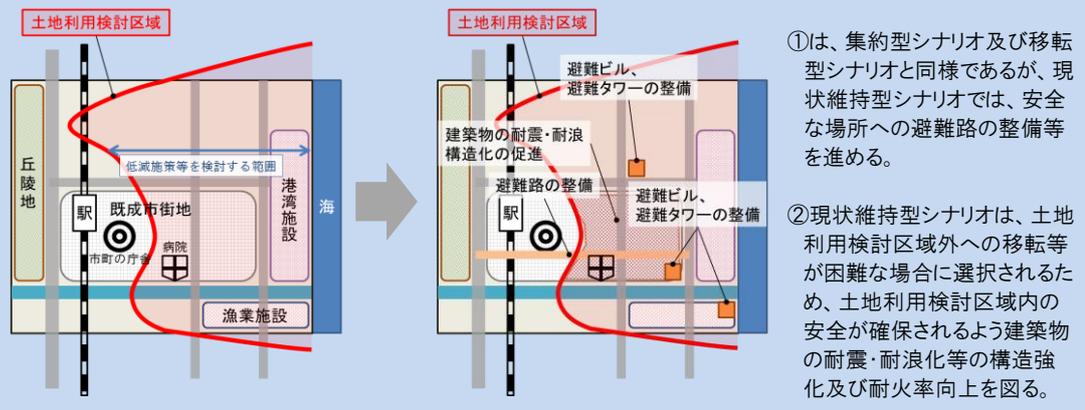
- ①短期(おおむね10年)では、人命を守るための避難施設整備を進める。
- ②土地利用検討区域から既成市街地へ、居住系・公共系施設の移転等を誘導する。
- ③移転の進展にあわせて、移転跡地の利用計画(業務系へ転換等)または保全計画を立案する。

**移転型シナリオ：土地利用検討区域以外の市街地を拡大し居住系・公共系の施設を移転**



- ①③は、集約型シナリオと同様である。
- ②移転型シナリオは、既成市街地への集約困難な場合に選択されるため、安全な場所において新市街地の形成を図りながら、土地利用検討区域から新市街地へ、居住系・公共系施設の移転等を誘導する。

**現状維持型シナリオ：既成市街地の大幅な再編をせず土地利用検討区域内で建築物の構造強化等を促進**



- ①は、集約型シナリオ及び移転型シナリオと同様であるが、現状維持型シナリオでは、安全な場所への避難路の整備等を進める。
- ②現状維持型シナリオは、土地利用検討区域外への移転等が困難な場合に選択されるため、土地利用検討区域内の安全が確保されるよう建築物の耐震・耐浪化等の構造強化及び耐火率向上を図る。

※模式図は、主要駅周辺の局所的な場所を示すものではありません。(既成市街地については、これまでに市街地が形成されてきた範囲を示すもので、中心市街地や郊外の住宅地も含んでいます。)

図 2 6 土地利用検討区域と再編シナリオの例

再編シナリオの実現に向けた施策等の抽出として、以下のことを示しています。

【三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針から抜粋】

再編シナリオの実現に向けた施策等の抽出

- 3つの再編シナリオごとに地震・津波被害の低減に向けた都市づくりのために実施すべきと考えられる都市計画関連施策を短期、中長期別に検討・整理し、表8に例示します。
- 短期に実施すべき施策として、避難路・避難場所・避難タワーの整備、建築物の耐震化等の構造強化など、人命を守ることを優先する施策を記載しており、これらはおおむね「三重県新地震・津波対策行動計画」でも位置づけられている施策となります。
- 中長期に実施すべき施策としては、都市計画法、建築基準法等に基づく土地利用の規制・誘導、建築物の規制、都市防災の制度活用による公共施設の移転促進など、都市機能を確保しつつ、被害を低減するための施策を列記しています。

表8 再編シナリオ実現のための都市計画関連施策の例

		集約型シナリオ	移転型シナリオ	現状維持型シナリオ	
短期施策 (人命を優先)	● 道路・街路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難路、緊急輸送道路の整備推進、電線類地中化の推進、橋梁耐震化の推進</li> <li>・延焼遮断帯、緑地帯の整備推進</li> <li>・津波緩衝機能の計画検討(例:多重防御(二線堤)の調整・検討)</li> </ul>			
	● 公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所、復旧・復興活動拠点としての公園整備推進</li> <li>・津波緩衝機能の計画検討(例:多重防御(海岸保全施設に併設する公園整備等)の調整・検討)</li> </ul>			
	● 津波避難施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難タワー(避難ビルの指定を含む)、築山の整備推進</li> <li>・避難施設(避難場所・避難所、避難路)の整備推進</li> </ul>			
	● 建築物の耐震化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の耐震等の構造強化、不燃化の促進(重要施設の耐震化、緊急輸送道路沿いの耐震化等)</li> </ul>			
中長期施策 (都市機能の確保・被害低減のための施策(展開))	● 組織の連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町間の災害時の広域連携体制の構築、都市計画担当者の防災研修の実施</li> </ul>			
	● 都市計画マスタープランの改定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランに地震・津波被害の低減に向けた都市計画の方針を記載</li> <li>・立地適正化計画における誘導区域等の設定における土地利用検討区域の取扱い検討</li> </ul>			
	● 建築物等の規制・誘導		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築条例による土地利用検討区域等での居住を伴う建築物の建築規制</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築条例による建築構造の規定(例:津波浸水深の階層までRC化)</li> </ul>
		地区計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画による土地利用検討区域内での事務所、店舗、工場等の居住を伴わない建築物の立地の許容</li> <li>・地区計画による公共施設等の適正配置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築協定や地区計画による建築構造の規定(例:居室を2階以上とするなど)、建替え時等の耐震化等を促進</li> </ul>
	● 土地利用の規制・誘導	区域区分地域地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用検討区域の逆線引き、工業専用地域などへの用途変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の移転に伴う区域区分の見直し</li> <li>・土地利用検討区域の逆線引き、工業専用地域などへの用途変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用検討区域での地域地区の見直し(例:津波浸水深を考慮し中高層を許容する用途への変更)</li> </ul>
		居住誘導区域など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住誘導区域外とすることにより土地利用検討区域内での届出の義務化</li> <li>・居住調整地域の指定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住誘導区域外とすることにより土地利用検討区域内での届出の義務化</li> </ul>
	● 防災関連施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災上重要な施設等の既成市街地への移転、耐震化等(津波防災拠点整備事業、都市防災総合推進事業等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災上重要な施設等の新市街地への移転、耐震化等(津波防災拠点整備事業、都市防災総合推進事業等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災上重要な施設等の高上げ改築、耐震化等(都市防災総合推進事業等)</li> </ul>	
	● 市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集約型市街地の形成(津波防災拠点整備事業・土地区画整理事業・市街地再開発事業等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市街地の整備(津波防災拠点整備事業・防災集団移転促進事業・土地区画整理事業等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既成市街地の安全性の向上(密集市街地整備事業等)</li> </ul>	

立地適正化計画においても、地震・津波被害の低減に配慮する必要があります。



まちづくりや地域の魅力向上に関する取り組みとして以下の事業が位置づけられています。

					実施スケジュール表示							
					実施 → 検討							
1 まちづくりや地域の魅力向上に関する取り組み (8事業)					実施スケジュール (年度)							
施策名	基本方針	概要	事業No.	個別事業名等	29	30	31	32	33	34~38	実施主体	
(1) 沿線市町の各種計画等の策定、改定	1, 2 3, 4	まちづくり計画等の策定、改定	1	① 地域公共交通網形成計画の策定、改定 策定：大垣市、養老町 改定：海津市	→						大垣市 海津市 養老町	
			2	② 立地適正化計画の策定 策定 大垣市、桑名市	→						大垣市 桑名市	
			3	③ 都市計画マスタープランの策定 策定 神戸町	→							神戸町
(2) 駅を中心としたまちづくり	1, 2 3, 4	駅周辺の魅力向上 駅周辺への居住促進や出店促進 公共交通を利用した外出のきっかけづくり	4	① 大垣市役所新庁舎 (現地建替)	→						大垣市	
			5	② 桑名市総合医療センター (新規設置)	→						桑名市	
			6	③ 神戸町養老鉄道を活かした移住・定住促進事業 (駅近くの宅地分譲や建築規制緩和)	→						神戸町	
			7	④ 大垣市リフレッシュサポート支援事業 (中心市街地の空き店舗への出店促進)	→						大垣市	
			8	⑤ 大垣市元気ハツラツ市 (毎月第1日曜日に大垣駅通りを歩行者天国にして開催)	→						大垣市	

養老鉄道(株)及び養老線に関する取り組みとして以下の事業が位置づけられています。

2 養老鉄道(株)及び養老線に関する取り組み (12事業)					実施スケジュール (年度)							
施策名	基本方針	概要	事業No.	個別事業名等	29	30	31	32	33	34~38	実施主体	
(1) 鉄道事業再構築事業	2	鉄道事業再構築事業の実施	9	① 鉄道事業再構築実施計画の策定	→						養老鉄道(株) (一社)養老線管理機構 沿線3市4町	
			10	② 鉄道事業再構築事業の実施 (養老鉄道(株)及び(一社)養老線管理機構の経営改善や計画的な設備投資 等)	→							
(2) 養老鉄道(株)への支援等	2	養老鉄道(株)への支援等	11	① 各種利用促進事業等の実施	→						沿線3市4町	
			12	② 大垣市養老線支援基金の活用	→							
(3) (一社)養老線管理機構への支援等	2	(一社)養老線管理機構への支援等	13	① 沿線3市4町からの負担金の拠出	→						沿線3市4町	
			14	② 民間団体等からの寄附金等の支援依頼	→							
			15	③ 近畿日本鉄道(株)及び養老鉄道(株)からの技術的支援・人的支援	→							近畿日本鉄道(株) 養老鉄道(株)
(4) 運行サービスの改善	1, 2 3, 4	運行サービスの改善	16	① 利用者等のニーズに基づくサービスの改善 ※随時、検討し必要に応じて対応	→						養老鉄道(株) (一社)養老線管理機構	
				② ホームページや主要な駅での案内等の改善 ※随時、検討し必要に応じて対応	→							
(5) 鉄道相互等のダイヤ調整	2	鉄道相互等のダイヤ調整	17	① 大垣駅、桑名駅での乗り継ぎダイヤの調整 ※JR・近鉄のダイヤ改正時等に検討し、必要に応じて対応	→						養老鉄道(株)	
(6) 関係者の連携強化	1, 2 3, 4	関係者の連携強化	18	① 養老線の運行に係る関係者での意見交換等を行う連絡会議を設置し、定期的開催	→						養老鉄道(株) (一社)養老線管理機構	
			19	② 他のローカル鉄道等との連携	→							
(7) その他	2	大垣市養老線支援基金の運用	20	① 事業形態の変更までに近畿日本鉄道(株)より10億円の拠出を受ける	→						沿線3市4町 養老鉄道(株) (一社)養老線管理機構	
				② 大垣市に基金を設置	→							
				③ 安全かつ効果的な方法で適切に運用	→							

バス・タクシー交通に関する取り組みとして以下の事業が位置づけられています。

3 バス・タクシー交通に関する取り組み (12事業)

施策名	基本方針	概要	事業No.	個別事業名等	実施スケジュール (年度)						実施主体		
					29	30	31	32	33	34~38			
(1) バス路線再編等	1, 2 3	バス路線再編・バス事業者路線バス・市町コミュニティバス・市町デマンドバス	21	① バス路線の再編、新設、ルート見直し、増便等 ※随時、検討し必要に応じて対応 <u>桑名市コミュニティバス「K-バス」多度ルートの充実化</u>	●	●	●	●	●	●	●	バス事業者 沿線3市4町 桑名市	
			22	② 養老線駅から集客施設等へのアクセスの向上等 ※随時、検討し必要に応じて対応	●	●	●	●	●	●	●	●	バス事業者 沿線3市4町
			23	③ デマンド型交通システムの評価、見直し ※随時、検討し必要に応じて対応	●	●	●	●	●	●	●	●	海津市 養老町
(2) バスの利用促進	1, 2 3	バスの利用促進	24	① 各種サービス、運行ダイヤの効果的な情報提供、わかりやすい路線図の設置等	●	●	●	●	●	●	●	バス事業者 沿線3市4町	
			25	② 大垣市親子バス利用支援事業 (子どもを連れた保護者等の路線バス利用を無料化) ※平成29年度に対象を未就学児から小学校2年生以下に拡充	●	●	●	●	●	●	●	大垣市	
			26	③ 運転免許証返納者割引 (年齢制限無し) 運転経歴証明書の提示で運賃半額 ※名阪近鉄バス(株)は、平成29年10月から実施 運転免許証返納割引定期券「セーフティパス」(フリーパス式)	●	●	●	●	●	●	●	名阪近鉄バス(株) 三重交通(株) 三重交通(株)	
(3) タクシーの利用促進	3, 4	タクシーの利用促進	27	① サービス内容の啓発、駅でのタクシー会社の電話番号案内、事前予約利用案内 等	●	●	●	●	●	●	●	タクシー事業者 沿線3市4町	
			28	② 神戸町ばらタクサービス事業 (70歳以上の高齢者等が神戸町内でタクシーを利用する際の利用者負担を1乗車1人につき1回200円)	●	●	●	●	●	●	●	神戸町	

施策名	基本方針	概要	事業No.	個別事業名等	実施スケジュール (年度)						実施主体	
					29	30	31	32	33	34~38		
(3) タクシーの利用促進	3, 4	タクシーの利用促進	29	③ 高齢者割引 (予め登録した70歳以上の高齢者は1割引)	●	●	●	●	●	●	●	スイトトラベル(株) 岐阜近鉄タクシー(株) 大垣タクシー(株) 中部交通(株) 揖斐タクシー(株) 山田タクシー(個) (資)安八タクシー 名鉄四日市タクシー(株)
			30	④ 運転免許証返納者割引 (運転経歴証明書を提示した65歳以上の高齢者は1割引)	●	●	●	●	●	●	●	スイトトラベル(株) 岐阜近鉄タクシー(株) 大垣タクシー(株) 中部交通(株) 揖斐タクシー(株) 山田タクシー(個) (資)安八タクシー
(4) 運行サービスの改善	1, 2 3, 4	運行サービスの改善	31	① 利用者等のニーズに基づくサービスの改善 ※随時、検討し必要に応じて対応	●	●	●	●	●	●	●	バス事業者 タクシー事業者 沿線3市4町
				大垣市役所新庁舎整備時に、庁舎敷地外にあるバス停を庁舎敷地内に移設	●	●	●	●	●	●	●	大垣市 名阪近鉄バス(株)
(5) 養老線等とのダイヤ調整	2, 3	養老線等とのダイヤ調整	32	① バスの乗り継ぎダイヤの調整 ※養老鉄道のダイヤ改正時等に検討し、必要に応じて対応の検討	●	●	●	●	●	●	●	バス事業者 沿線3市4町

交通結節点の機能充実に関する取り組みとして以下の事業が位置づけられています。

4 交通結節点の機能充実に関する取り組み (7事業)

施策名	基本方針	概要	事業No.	個別事業名等	実施スケジュール (年度)						実施主体		
					29	30	31	32	33	34~38			
(1) 交通結節点整備	1	交通結節点整備	33	① 大垣駅南口広場の整備による機能充実 (安全で快適な公共空間の創出、愛称募集)	→							大垣市	
			34	② <u>桑名駅の整備による機能充実</u> 橋上駅舎化、東西自由通路の整備 駅前広場の整備	→	→	→	→	→			桑名市	
(2) 駅施設の改善	4	駅施設の改善	35	① 駅や待合・観光交流施設等の整備 ※随時、検討し必要に応じて対応	→	→	→	→	→	→	→	沿線3市4町 (一社)養老線管理機構	
(3) 駐車場整備	2,3	駐車場整備	36	① パークアンドライド用駐車場									
				北神戸駅 (10台程度) ※既存駐車場の活用	→								神戸町
				広神戸駅 (30台程度) ※既存駐車場の活用	→	→							
				友江駅 (30台程度) ※新規整備	→	→	→						大垣市
				鳥江駅 (40台程度) ※新規整備	→	→	→						養老町
				美濃高田駅 (20台程度) ※新規整備	→	→	→						
				美濃津屋駅 (10台程度) ※既存駐車場の活用	→	→	→						海津市
				駒野駅 (50台程度) ※既存駐車場の活用	→	→	→						
石津駅 (10台程度) ※既存駐車場の活用	→	→	→										
美濃松山駅 (30台程度) ※既存駐車場の活用	→	→	→										
(4) 駐輪場整備	2,3	駐輪場整備	37	① サイクルアンドライド用駐輪場									
				駒野駅 (50台程度) ※新規整備	→	→	→					海津市	
				美濃山崎駅 (21台程度) ※新規整備	→	→	→						
				<u>下野代駅 (屋根設置 舗装)</u>	→	→	→	→				桑名市	
				<u>下深谷駅 (屋根設置)</u>	→	→	→	→					
<u>播磨駅 (屋根設置)</u>	→	→	→	→									
(5) 情報・案内の提供	4	情報・案内の提供	38	① 主要な駅での総合案内、時刻表、乗継、主要施設へのアクセス等の情報案内	→	→	→	→	→	→	沿線3市4町 養老鉄道㈱		
(6) 駅舎の利活用	4	駅舎等の利活用	39	① まちづくり及び観光拠点として駅舎や駅前スペースを有効活用									
				池野駅	→	→	→	→				池田町	
				広神戸駅	→	→	→	→				神戸町	
				養老駅	→	→	→	→				養老町	

地域主体・地域との連携による取り組みとして以下の事業が位置づけられています。

5 地域主体・地域との連携による取り組み（12事業）

施策名	基本方針	概要	事業No.	個別事業名等	実施スケジュール（年度）						実施主体	
					29	30	31	32	33	34~38		
(1) 地域住民等との連携、協働	4	地域協働による養老線の意識向上や公共交通の確保・維持・改善	40	① マイレール・マイバス意識の醸成（啓発チラシ、啓発グッズ、出前講座 等）	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	養老線地域公共交通再生協議会 沿線3市4町 養老鉄道㈱	
	3,4		41	② 自治会等と連携した駅周辺の環境美化活動やウォーキングイベント	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●		
	4		42	③ 養老鉄道マイレール連絡協議会と連携した活動	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●		
	3,4		43	④ 他のローカル鉄道等との連携 大垣市のりものフェア（東海地区を中心としたローカル鉄道を招聘、鉄道やバスの利用PR） （仮称）ローカル鉄道博覧会 in おおがき ※大垣市制100周年記念事業	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	大垣市
	3,4				●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	大垣市
	3,4		44	⑤ 高等学校等との連携 大垣工業高校 たいこう電車の運行 大垣養老高校 大垣養老マルシェ列車	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
4	45	⑥ 市民団体等との連携 池田町まちづくり工房運営委員会（池野駅の町民交流拠点「霞溪舎」の運営 等） 神戸町賑わいのあるまちづくり協議会（広神戸駅前の観光交流館の運営、養老鉄道(株)回数券の委託販売、レンタサイクル事業 等） NPO法人ヨロスト（養老駅でスタジオ運営、養老駅での情報発信やまちづくり活動 等） ※ボランティアによる駅観光案内所の運営	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	池田町	
●●●			●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	神戸町	
●●●			●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	養老町

施策名	基本方針	概要	事業No.	個別事業名等	実施スケジュール（年度）						実施主体	
					29	30	31	32	33	34~38		
(1) 地域住民等との連携、協働	3,4	地域協働による養老線の意識向上や公共交通の確保・維持・改善	46	⑦ 観光団体等との連携（広域観光PRや物産展、スタンプラリーの実施、観光モデルコースの作成 等）	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	養老線地域公共交通再生協議会 沿線3市4町 養老鉄道㈱	
	4		47	⑧ 乗車マナーの向上 市民団体等と連携したキセル対策等	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●		
	4		48	⑨ 養老線検定（市民団体等と連携して実施） ※大垣市制100周年記念事業	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	大垣市 養老鉄道㈱	
	3,4		49	⑩ 企業や商工業団体等との連携 養老町商工会 養老スマイルカード 養老町商工会青年部 養老駅ひょうたん装飾 三重平安閣 トレインウェディング	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	養老鉄道㈱
	3,4				●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	
	4		50	⑪ 企業等協賛事業（養老線の利用促進に寄与する事業を企業等の協賛により実施） ⑫ 高等学校等利用促進事業補助金（養老線の利用促進に寄与する高等学校等の実施する事業に補助） 大垣工業高校 たいこう電車の製作	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	養老線地域公共交通再生協議会
●●●	●●●	●●●			●●●	●●●	●●●	●●●	●●●			
4	地域住民との意見交換等	51	① 養老線地域公共交通再生協議会	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	養老線地域公共交通再生協議会	
●●●			●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	沿線3市4町	

公共交通の利用促進に関する取り組みとして以下の事業が位置づけられています。

6 公共交通の利用促進に関する取り組み (37事業)

施策名	基本方針	概要	事業No.	個別事業名等	実施スケジュール (年度)						実施主体	
					29	30	31	32	33	34~38		
(1) 観光施設等との連携	3	観光施設等との連携	52	① 養老線沿線等の著名な観光施設等と連携した観光ルートの設定 (谷汲山華厳寺、お千代保稲荷、養老公園、養老焼肉街道、関ヶ原古戦場 等)	●	●	●	●	●	●	●	沿線3市4町 養老鉄道㈱
(2) 定期外利用者の増加	3	定期外利用者の増加	53	① 沿線3市4町や事業者が連携した運転免許証自主返納者支援事業の実施 対象：65歳以上の運転経歴証明書保持者 支援内容 (特典内容) 初年度：5,000円程度回数券等の配布 次年度以降：お得な運賃や定期券販売 ※運転経歴証明書交付手数料助成 (岐阜県内) ※高齢運転者による交通事故防止及び公共交通の利用促進を目的として、自主返納者に対する特典を設け、沿線地域全体として運転免許証を返納しやすい環境づくりを進める。	●	●	●	●	●	●	●	沿線3市4町 養老鉄道㈱ バス事業者 タクシー事業者 岐阜県交通安全協会
	3		54	② 沿線市町・企業・団体等による回数券購入促進	●	●	●	●	●	●	●	沿線3市4町 養老鉄道㈱
	3		55	③ 沿線市町・企業・団体等によるノーカードの実施	●	●	●	●	●	●	●	沿線3市4町 養老鉄道㈱
	3,4		56	④ 商店街等プレミアムフライデー事業と連携	●	●	●	●	●	●	●	沿線3市4町 養老鉄道㈱
	3		57	⑤ レンタサイクルの充実 (設置台数の増加、モデルコースの作成、サービスPR 等)	●	●	●	●	●	●	●	沿線3市4町 養老鉄道㈱
	3		58	⑥ ハイキング事業の充実 (コース内容、記念品配布 等)	●	●	●	●	●	●	●	沿線3市4町 養老鉄道㈱
	3,4		59	⑦ 各種イベント、観光誘客との連携 (ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」 等)	●	●	●	●	●	●	●	●

施策名	基本方針	概要	事業No.	個別事業名等	実施スケジュール (年度)						実施主体	
					29	30	31	32	33	34~38		
(2) 定期外利用者の増加	3	定期外利用者の増加	60	⑧ 映画や旅行雑誌の活用 (映画「聲の形」聖地巡礼、映画「黄色い涙」ロケ地 等)	●	●	●	●	●	●	●	沿線3市4町 養老鉄道㈱
	3		61	⑨ イベント時等の臨時列車の運行 (いびがわマラソン、初詣伊勢参り列車)	●	●	●	●	●	●	●	沿線3市4町 養老鉄道㈱
	3		62	⑩ 子育て世帯を対象とした優遇施策	●	●	●	●	●	●	●	沿線3市4町 養老鉄道㈱
	3		63	⑪ 菓膳列車等の企画列車運行	●	●	●	●	●	●	●	養老鉄道㈱
	3		64	⑫ 企画乗車券の販売 (有効期限延長等の拡充)	●	●	●	●	●	●	●	養老鉄道㈱
	3		65	⑬ 企画商品の販促強化	●	●	●	●	●	●	●	養老鉄道㈱
	3		66	⑭ 岐阜県地方鉄道利用促進対策事業費補助金を活用した利用促進策の実施	●	●	●	●	●	●	●	岐阜県 養老鉄道㈱
(3) 通勤定期利用者の増加	2	通勤定期利用者の増加	67	⑮ 養老鉄道回数券購入助成	●	●	●	●	●	●	●	池田町
	2		68	① 沿線市町・企業・団体等による業務用持参人式通勤定期券の購入促進	●	●	●	●	●	●	●	沿線3市4町 養老鉄道㈱
	2		69	② 沿線市町・企業・団体等による利用促進	●	●	●	●	●	●	●	沿線3市4町
	2		70	③ 企業立地や宅地開発、移住・定住の促進	●	●	●	●	●	●	●	沿線3市4町
(4) 通学定期利用者の増加	2	通学定期利用者の増加	71	④ 養老鉄道定期券購入助成	●	●	●	●	●	●	●	神戸町
	2		72	① 企業立地や宅地開発、移住・定住の促進	●	●	●	●	●	●	●	沿線3市4町 養老鉄道㈱
	2		73	② 高等学校等入学予定者への公共交通情報の提供	●	●	●	●	●	●	●	沿線3市4町 養老鉄道㈱
	2		74	③ 海津市がいつち養老鉄道応援パスポート (小中学生の海津市内区間が乗り放題となる定期券 (5,000円) ※中学校統合による通学利用の確保)	●	●	●	●	●	●	●	海津市
	2		75	④ 養老鉄道定期券購入助成	●	●	●	●	●	●	●	神戸町
2	76	⑤ 岐阜県立西濃高等特別支援学校 (新規設置)	●	●	●	●	●	●	●	岐阜県		

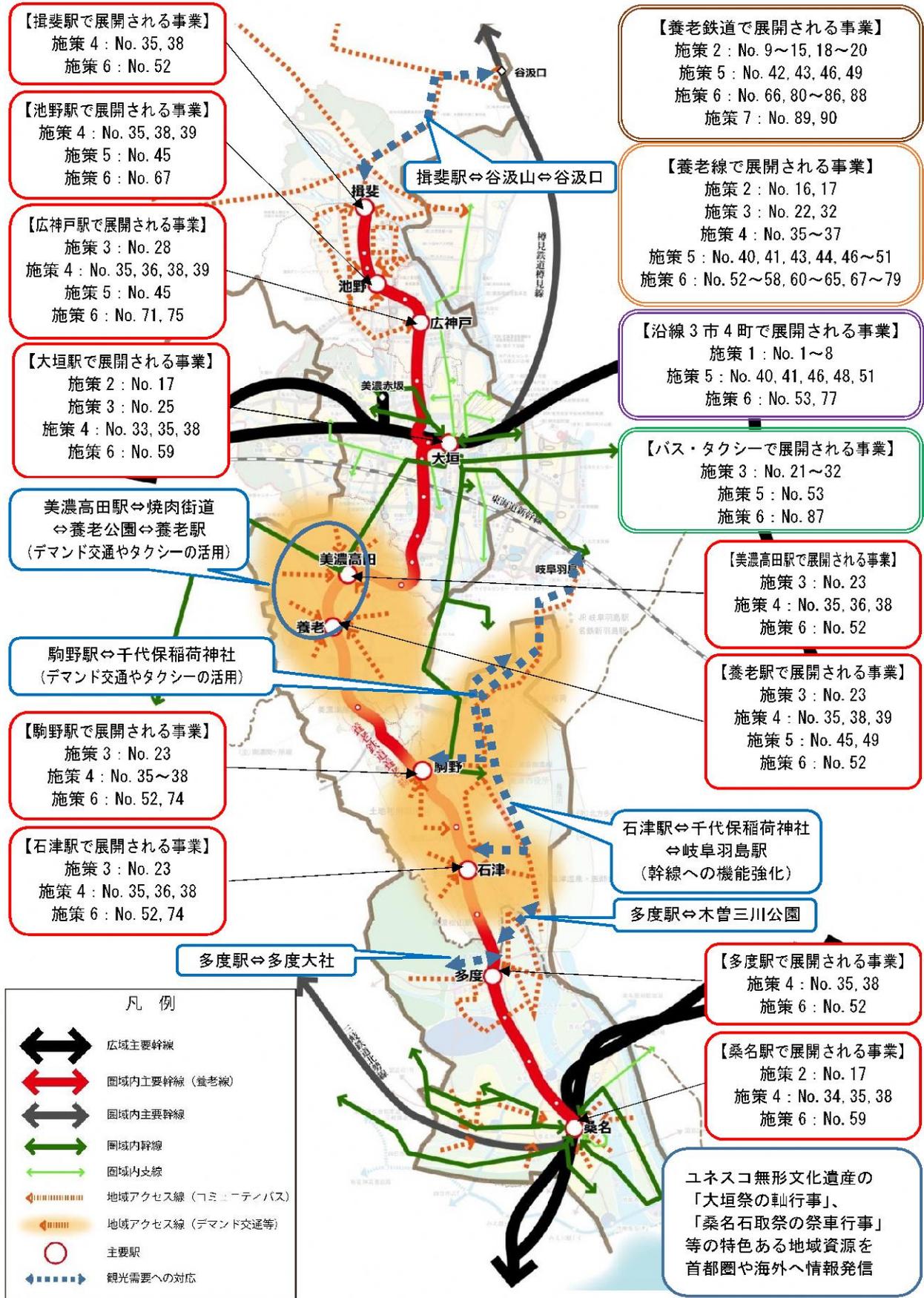
施策名	基本方針	概要	事業No.	個別事業名等	実施スケジュール(年度)						実施主体
					29	30	31	32	33	34~38	
(5) モビリティマネジメント	1, 4	モビリティマネジメント	77	① 公共交通に関するシンポジウム、講演会等 ※沿線市町持ち回り、隔年実施	●	●	●	●	●	●	養老線地域公共交通再生協議会 沿線3市4町
	1, 4		78	② 普及啓発(啓発チラシ、啓発グッズ、出前講座等)	●	●	●	●	●	●	
	1, 4		79	③ 情報発信(養老線ポータル、沿線市町広報誌、沿線市町ホームページ等)	●	●	●	●	●	●	
(6) その他	3, 4	その他	80	① 養老鉄道及び沿線地域に関する情報発信(養老鉄道ホームページ、養老鉄道フェイスブック等)	●	●	●	●	●	●	養老鉄道㈱
	3, 4		81	② 養老鉄道グッズ販売、新規開発	●	●	●	●	●	●	
	3, 4		82	③ 養老鉄道まくら木オーナー制度	●	●	●	●	●	●	
	3, 4		83	④ 養老鉄道副駅名(愛称)制度	●	●	●	●	●	●	
	3, 4		84	⑤ ヘッドマークオーナー制度	●	●	●	●	●	●	
	3, 4		85	⑥ 養老鉄道列車運転体験事業	●	●	●	●	●	●	
	3, 4		86	⑦ ふるさと納税事業での養老鉄道グッズ活用	●	●	●	●	●	●	沿線3市4町
	3, 4		87	⑧ パス情報コンテンツプロバイダー活用	●	●	●	●	●	●	パス事業者
	3, 4		88	⑨ 各種記念事業 養老線事業形態変更記念事業 養老線全線開通100周年記念事業(回顧展等)	●	●	●	●	●	●	養老鉄道㈱ (一社)養老線管理機構

その他の取り組みとして以下の事業が位置づけられています。

7 その他の取り組み(2事業)

施策名	基本方針	概要	事業No.	個別事業名等	実施スケジュール(年度)						実施主体
					29	30	31	32	33	34~38	
(1) 各種調査等	1, 2 3, 4	各種調査等による実態把握	89	① アンケート調査(住民向けアンケート、利用者向けアンケート等) ※中間評価時の平成33年度及び最終年度の平成38年度に実施				●	●	●	養老線地域公共交通再生協議会 沿線3市4町
	1, 2 3, 4		90	① 養老線利用実態調査(列車ごと、駅ごとの乗車人数及び降車人数等) ※毎年実施	●	●	●	●	●	●	

図 目標を達成するために行う事業の展開図



(2) 公共施設等再編との連携

①三重県地域住宅計画(第3次計画)

目標	事業等概要
<p>①住まいのセーフティネットの構築および少子高齢社会に対応するべく、既存県営住宅ストックの長寿命化など各種改善等を図ります。</p>	<p>○公営住宅ストック総合改善事業</p> <p>【福祉対応型改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者又は障がい者等の円滑な利用に供するための設備等改善</li> </ul> <p>【安全性確保型改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性能を確保するための設備等改善</li> </ul> <p>【長寿命化型改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・劣化防止、耐久性の向上及び維持管理の容易化を目的とした設備等改善</li> </ul> <p>【居住性向上型改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住性を向上させるための設備等改善</li> </ul> <p>○県営住宅住環境向上事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅の住環境向上を目的とした、住戸や共同施設等改善</li> </ul> <p>○地域優良賃貸住宅整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生機構の賃貸住宅が存在する区域(都市再生機構が今後、高齢者型の供給を予定している区域に限る)における地域優良賃貸住宅供給</li> <li>・都市再生機構策定の供給計画に基づく子育て世帯向け住宅供給</li> </ul>
<p>②命と暮らしを守るインフラ再構築と生活空間の安全確保を目的に、県及び市町が管理する公営住宅等の防災・安全対策に取り組みます。</p>	<p>○公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅ストック総合改善事業</p> <p>【特に防災・安全対策に資する事業】</p> <p>○公営住宅等整備事業</p>
<p>③住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を充実させていくなど、住宅市場での居住の安定を図ります。</p>	<p>○居住支援協議会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県居住支援連絡会の枠組みを活用し、居住支援団体や不動産関係団体等と連携し、住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人等)の円滑な民間賃貸住宅への入居支援</li> </ul> <p>○国の事業の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省等の実施する事業を活用しながら、住宅確保要配慮者に安心・快適な住まい供給支援</li> </ul>
<p>④住生活の向上を図るべく誰もが必要な住まいを確保し、安心・快適に生活できるための住情報の共有と相談体制を構築するためのアドバイザーの養成等を行います。</p>	<p>○住宅地区改良事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅新築資金等貸付助成事業実施で市町財政支援</li> </ul> <p>○住情報・相談体制ネットワーク化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共賃貸住宅情報提供システムによる情報提供</li> <li>・バリアフリー化など住宅改修を中心とした相談に対応できるアドバイザーの活動支援</li> <li>・災害時の住宅再建等(相談対応)について、市町、建築関係技術者、さらには住民への平時における情報提供(共有化)</li> </ul> <p>○住生活基本計画策定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度に策定した三重県住生活基本計画について、最新データを用いてより実態に即したものに見直すことで、県内の住生活の安定確保及びその促進に関する施策の推進</li> </ul> <p>○県産材利用促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「三重の木」認証材・「あかね材」認証材を使った家づくりのためのPRや情報提供実施、これらの取組支援</li> <li>・地域の森林資源を活用し、良質な木造住宅建築促進</li> </ul>

## ②桑名市公共施設等総合管理計画【平成 26 年度版】

### (1) 基本原則

**【テーマ】**  
**「未来をひらく桑名のまちづくり」**  
 桑名市総合計画（平成 27～36 年度）に掲げる将来像 「次世代へと続く快適な暮らしの中でゆるぎない魅力が本物として成長し続けるまち 桑名」の実現に向け、将来にわたり、行政サービスを提供していくため、公共施設マネジメントに取り組みます。

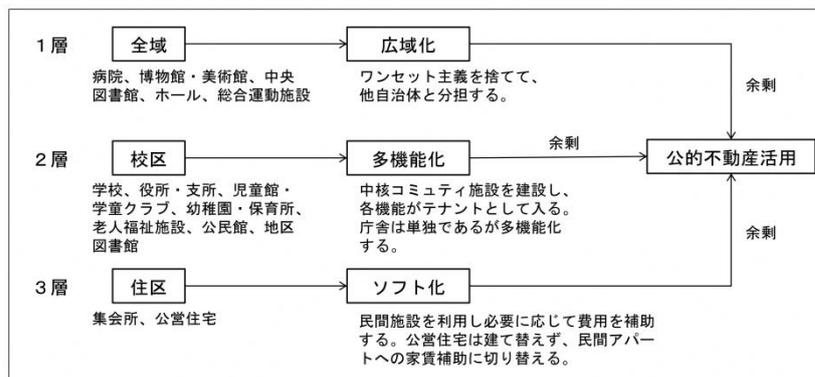
**【基本原則】**

- 公共建築物（ハコモノ）に関しては、更新費用不足額と将来の人口減少をふまえ、今後 50 年間（平成 27～76 年度）で、総量（延床面積）の 33%を削減します。
- 公共建築物（ハコモノ）の更新等により、新規建設する場合は、総量の枠内で行います。なお、原則、複合施設とし、多機能化を図ります。
- インフラに関しては、更新費用不足額と将来の人口減少をふまえ、適切な更新と維持管理に努めます。

### (2) 基本方針

- 公共建築物（ハコモノ）の適切なあり方に関しては、公共ホールや総合体育館など市域全域で考える施設、学校区で考える施設、集会所など身近な住区で考える施設の 3 階層マネジメントを適用し、総量削減を検討する。

図 32 3階層マネジメント図



（出所：東洋大学 PPP 研究センター）

- 一方、インフラについては廃止・転用が難しいため、現存する施設を維持することを前提に、その更新と維持管理の適正化を進めていく必要がある。
- インフラについては、全ての施設を一律の仕様や基準に基づき維持管理するのではなく、安全性を確保しつつ、重要性に応じた維持管理を実施するリスクベースメンテナンス（RBM）の考え方を導入し、更新投資の適正化に努める。

分類	概要	評価
事後保全	障害が発生した時点で事後的に対処する。	多くの自治体で従前から導入されている基本的な対処法であるが、老朽化するにつれて物理的な危険性が高まっており、事故が起きた後に対処しても間に合わない。
時間基準保全	一定の時間経過（耐用年数等）後に更新する。	マネジメント費用は小さくて済むが、使用環境により実際の劣化の進行が異なるため、目標とする使用期限以前に損傷したり、使用可能な状態にあるものが更新されるといった可能性がある。
状態基準保全	実際の劣化状況を把握して必要な対策を講じる。	点検・診断コストが膨大になるが、経済性では理想的な方法である。
リスクベースメンテナンス（RBM）	施設の重要度に応じて分類し、上記を使い分けて対応する。	点検・診断コストを圧縮し、実質的な効果を維持することが可能。

### (3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- 施設の劣化状況等を把握しながら、効率的な維持・保全計画を図る。
- 耐震性など機能が劣化した施設の機能改善を図る
- 効率的に維持・運営するため、運営状況や利用実態などに即した運用形態へと見直す。
- 効率的な維持保全や将来のあり方を検討するため、情報の一元化と共有化を図る。

### (4) 公共建築物の基本方針

#### ■行政サービス施設

- 庁舎は、通常時の行政拠点であるとともに、災害時における拠点としても機能すべき施設であるため、現状では建物としての大きな課題は無いものの、各施設の老朽化の状況を勘案しつつ、計画的に維持管理・補修・更新を進めて行く必要がある。
- また、多度町総合支所及び長島町総合支所については、住民票などの窓口サービスを除く庁舎機能は本庁舎に集約を図ることで地区市民センター化を行うとともに、複合化などの有効活用を検討する。
- 既存の地区市民センターについては、業務の見直しを行い、統廃合や機能転換、多機能化などを検討する。
- これらにより、行政サービス施設については、総量削減を進める。

#### ■学校教育施設

- 市の14歳以下人口は、平成52年には平成27年の約70%まで減少すると推計されている。
- 子どもたちのより豊かな学びと健やかな育ちの実現に向け、適切な環境づくりに努める。
- 小学校及び中学校については、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成27年1月：文部科学省）を参考に、各地域の実情に照らし合わせながら、小中一貫教育を進める中で、適正規模・適正配置を進める。
- また、幼稚園についても、少子化の進行に併せて再編を進めるとともに、幼保一元化の動向や保育ニーズの多様化を見据えながら、施設のあり方についても総合的に検討する。
- これらにより、学校教育施設については、総量削減を進める。

#### ■生涯学習施設

- 公民館及び集会所、図書館などの生涯学習施設は、生涯学習や身近な地域のコミュニティ形成の核となる施設として地域に密着し、幅広い層に利用される施設である。
- 建物については、学校や近傍の同様の機能を持つ施設と複合化を進めるなど、総量削減を進める。

#### ■スポーツ施設

- スポーツ施設は、年齢を問わず様々な方に利用され、市民の健康増進と体力の向上を促進するために重要な施設として位置づけられる。
- 各施設が提供しているサービスについて、利用実態をふまえて施設のあり方を検討する。

#### ■文化・観光施設

- 文化・観光施設は、観光都市としてのまちの魅力づくりや情報発信を積極的に行うことなどにより、交流人口が拡大していくために重要な施設である。
- このため、利用状況や採算性が悪い施設について、利用実態をふまえながら施設のあり方を検討する。

- ただし、施設の運営や建物の更新は、様々な公民連携手段を検討した上で民間のノウハウを最大限に取り込むことが可能な手法により進める。

#### ■子育て施設

- 子育て等施設は、共働きの子育て世代には必要不可欠なサービスであり、少子化の傾向はありつつも共働き家庭の割合が増加する傾向もあるため、低年齢児の受け入れにふさわしい安全な施設であるとともに、延長保育等の新しいニーズに対応しながら、適切な質と量の保育サービスを提供していくことが必要である。
- 桑名市子ども・子育て支援事業計画の内容と整合を図りながら、学校施設との連携も視野に、サービスを提供する場所について検討する。

#### ■高齢者福祉施設

- 高齢者福祉施設は、高齢者の生活を支える施設で、今後、高齢者が増加する中で、各施設は高齢者の生活を支えるために、お互いに補完しあう機能を有する重要な施設である。
- 民間の高齢者福祉施設への機能移転や集会施設の利用など、真に公共が提供すべきサービスを特化して施設のあり方を検討する。

#### ■その他福祉施設

- その他福祉施設は、身体、知的発達、精神に障害のある人々に対して自立を支援する福祉サービスであり、公的サービスとして不可欠なサービスである。
- サービスを提供する場所については、他施設の余剰空間の活用などを含めて、今後、引き続き検討する。

#### ■消防施設

- 消防施設は、火災発生時の消火活動のみならず、災害発生時の救援・救急活動において重要な役割を果たす防災拠点である。
- 通常時における防災面での啓蒙活動なども担うとともに、近年では急病に対応した出動が増加しており、今後の高齢化を踏まえると、消防施設が担う役割はますます大きいため、施設の再編・配置について、今後、引き続き検討する。

#### ■市営住宅

- 桑名市公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な維持管理に努め、総量削減の手法を検討する。また、住宅需要に応じて、民間住宅ストックの活用も検討する。

#### ■その他施設

- 各施設の設置目的や機能、利用状況を踏まえ、勘案しながら、真に公共が提供すべきサービスを特化して施設のあり方を検討する。

### (5) インフラの基本方針

#### ■道路・橋りょう

- 道路は、最も市民生活に直結した施設であり、利用が少ないからといって廃止することは困難な施設である。
- このため、現在、市が保有する道路・橋りょうは、将来にわたり全て維持することを前提とする。
- 一方で、その維持管理に要する費用について削減を図るために、ネットワーク上の重要度が大きく交通量が多い道路と重要性が小さく交通量も少ない道路間での維持管理水準（舗装の打ち替え頻度等）を変えることで、今後必要となる更新費用の削減を進める。

- また、ネットワーク上重要な橋りょうについては、橋梁長寿命化計画に基づく取組みを継続し、ライフサイクルコストの面からコスト縮減を進める。
- また、未整備の都市計画道路など、今後の整備予定路線については、代替路の有無や沿道への影響などを考慮して、整備の必要性や整備内容を再検証した上で、真に必要なものに限定して整備を進める。

#### ■都市公園

- 都市公園は、都市環境の改善や都市の防災性の向上等に寄与する施設であり、木曾川三川中央緑地を除く都市公園等の全体で 10 m<sup>2</sup>/人（都市公園法施行令に示された都市公園整備基準）を確保することを目標に、未供用の都市公園や都市公園以外の公園等の整備を進めてきた。
- 今後は、現行の予算枠を前提に、財政状況や費用対効果を考慮しながら、全体目標や個別の整備内容、整備手法について、必要に応じて見直しを加え、効果的な整備を進める。
- また、既存の公園においても、施設の老朽化により安全で快適な利用を確保するという都市公園の本来の機能が発揮できなくなることを避けるために、維持管理が重要である。
- 公園施設については、定期的に施設の安全性や老朽化の状況を調査して、維持管理を行っており、今後も、施設の重要性や利用状況など、公園施設の各々の特性を踏まえ、安全性の向上、快適性の維持、ライフサイクルコストの削減などを進める。

#### ■上水道

- 水道は市民の日常生活に直結し、その健康を守るものであり、清浄で低廉豊富な水の供給を図ることで公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与していくことが必要である。
- また、災害時や緊急時にも安定的に水道が供給されるように努めていく必要がある。
- 健全な企業経営を維持しつつ、水道施設の老朽化対策や耐震化対策を進めるとともに、現在、3つの独立した水道システムを連絡管等で接続し、給水地区の統合を行うことで、災害などに伴う断水の危険性の緩和、管理の一元化、水源の統廃合や浄水場の再編など、効率的で安定した水道システムへと再編を行う。
- また、将来人口の減少に伴い需要水量も減少するため、老朽化した水道施設を更新する際には、適正な水道施設規模への縮小も検討する。

#### ■下水道

- 下水道は、市街地における雨水を速やかに排除することで浸水を防ぐとともに、家庭や工場から出る汚水を処理するものであり、都市の健全な発展や公衆衛生の向上、公共水域の水質の保全に引き続き寄与していく必要がある。
- 健全な企業経営体制を確立しつつ、下水道施設の耐震化対策を進めるとともに、下水道施設の長寿命化計画を策定し、効率的な施設管理を行う。
- また、将来人口の減少を踏まえ、老朽化した下水道施設を更新する際には、適正な施設規模への縮小も検討する。

### (3) 福祉・医療との連携

#### ①第3期桑名市地域福祉計画

##### (1) 基本理念

『全員参加で課題解決 ～みんなが はぐくみ つくる くわなのまち～』

##### (2) 基本方針

###### **基本方針1** 「互助」の掘り起こしに取り組みます

「社会保障制度改革国民会議報告書」（平成25年8月6日）は、我が国の社会保障制度について、「自助」を基本としながら、生活上のリスクには、「共助」が「自助」を支え、「自助」や「共助」で対応できない状況には、「公助」が補完する仕組みと位置付けています。あわせて、「家族・親族、地域の人々等との間のインフォーマルな助け合いを『互助』と位置づけ、人生と生活の質を豊かにする『互助』の重要性を確認し、これらの取組みを積極的に進めるべきである。」としています。

この点、住民参加による地域社会の助け合いを内容とする地域福祉計画の策定及び推進は、「互助」を掘り起こす取組みとして重要なものです。それを踏まえ、本計画に基づき、「互助」の掘り起こしに取り組みます。

###### **基本方針2** 「地域包括ケアシステム」の構築に貢献します

桑名市では、できるだけ多くの市民が高齢になっても住み慣れた場所で生き生きと暮らし続けて人生の最期を迎えられるよう、「地域包括ケアシステム」の構築をめざしています。これは、日常生活圏域を単位として、自宅を始めとする「住まい」を確保した上で、「生活支援」、「介護」、「医療」および「予防」を一体的に提供するための地域づくりです。

その際、在宅での高齢者の生活を支援するためには、「共助」として位置付けられるフォーマルな医療・介護サービスのほか、「互助」として位置付けられるインフォーマルな生活支援サービスも活用する必要があります。

この点、本計画の策定および推進が生活支援サービスのニーズに応える活動に結び付くことも、期待されます。そのような意味で、本計画の策定および推進が「地域包括ケアシステム」の構築に貢献するよう、めざします。

###### **基本方針3** 活動の「見える化」を図ります

第2期桑名市地域福祉計画の策定および推進が具体的な活動に結び付いたことは、市民として大いに誇るべき成果です。それを踏まえ、本計画に基づく活動について、市民が参加するモチベーションを高揚させるためにも、桑名の「ブランド」の一つとして市内外に発信し、「見える化」を図ります。

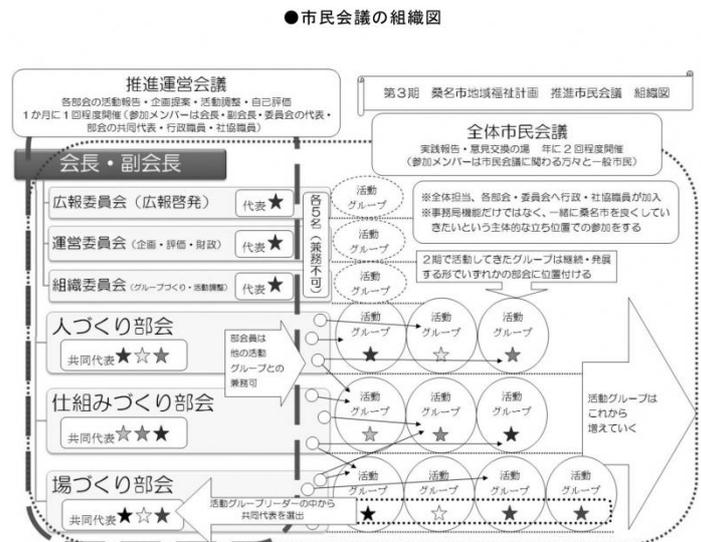
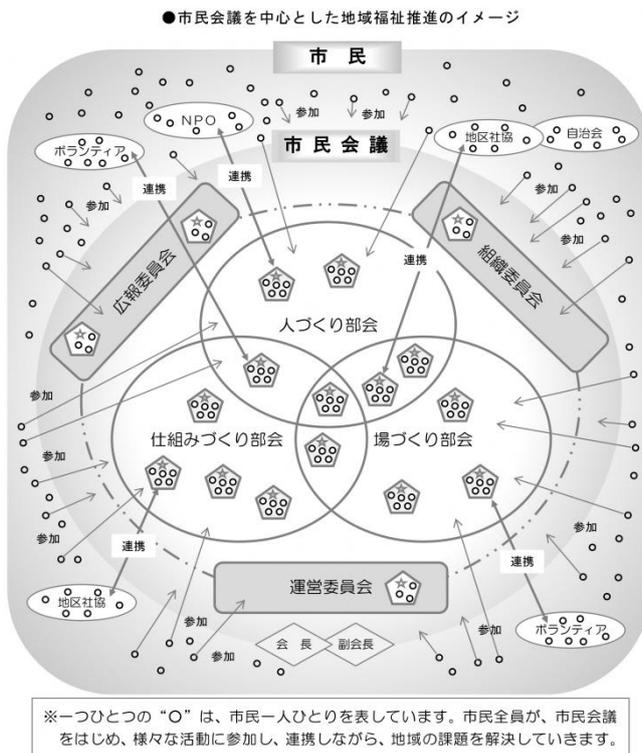
そのほか、多くの市民が様々なボランティア活動に従事しています。それを踏まえ、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域の関係者が相互に連携して活動を展開するネットワークを立ち上げるためにも、ボランティア活動の見える化を図ります。

##### (3) 基本目標

基本目標	施策の方向性
1 地域を支える〈人づくり〉	(1)誰もがお互いを理解し地域のつながりを深めましょう【理解・コミュニケーション】 (2)みんなが共に生きるという意識をもって、人と自然が共に育み合えるまちをつくりましょう【共生・エコロジー】 (3)誰もが気軽に地域活動やボランティアに参加できるまちをつくりましょう【地域活動・ボランティア活動】

<p>2 地域を見守る〈仕組みづくり〉</p>	<p>(1)高齢者、障害のある人、子ども・子育て家庭を地域で見守る仕組みをつくりましょう【見守り】  (2)みんなが協力して安全・安心な仕組みのあるまちをつくりましょう【安全・安心（防犯・防災）】  (3)必要な人に必要な情報が届き、気軽に相談できる仕組みをつくりましょう【情報提供・相談】</p>
<p>3 地域をつなげる〈場づくり〉</p>	<p>(1)誰もが気軽に集える交流の場をつくりましょう【交流】  ■公園や公共施設を活用した交流と伝承の場  ■既存施設を活用して地域活動の拠点  ■身近なところに交流拠点をつくる  (2)誰もが能力を發揮できる場をつくりましょう【能力發揮】  ■高齢者や障害のある人が能力を發揮できる場  ■誰もが能力發揮・労働を通じて交流できる場  (3)誰もが安全で快適に移動できるように提案の場をつくりましょう【快適な移動】  ■誰もが安全に移動できる空間（道等）  ■誰もが気軽に移動できる手段  (4)誰もが医療体制に関する正しい情報を得て、健康づくりができる場をつくりましょう【医療・健康づくり】  ■安心できる医療体制についてみんなで考える場  ■地域ぐるみで健康づくり</p>

(4) 計画の推進体制



②桑名市地域包括ケア計画(第6期介護保険事業計画・第7期老人福祉計画)

(1)基本理念

「本物力こそ、桑名力。」を掲げる桑名市で「地域包括ケアシステム」の構築を目指す本計画の基本理念は、介護保険制度の基本理念に立ち返り、高齢になっても、尊厳が保持されるよう、自立を支援する、という「本物」を実現しようとするにある。

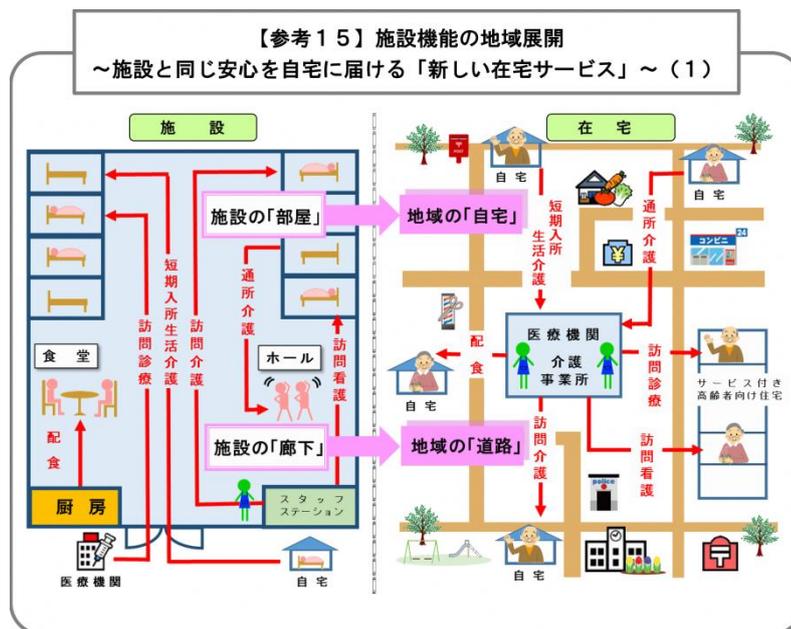


基本理念	具体的内容
セルフマネジメント(「養生」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険の被保険者である高齢者も、自らの健康の保持増進及び能力の維持向上に努めなければならない。</li> <li>それを前提とするサービスの提供は、「セルフマネジメント(養生)」に対する支援のためのものである。</li> <li>この場合においては、本人の理解に基づく選択が重視されなければならない。</li> </ul>
介護予防に資するサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護又は支援を必要とする状態になる前の予防のほか、介護又は支援を必要とする状態になった後の改善又は悪化の防止も意味する。</li> <li>そのためには、どのようなケアマネジメントにより、生活機能の向上を実現し、介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」することが可能になるのか、という視点が重要である。</li> <li>また、地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」など、身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出に取り組むことが重要である。</li> <li>→「地域包括ケアシステム」の構築は、<b>健康寿命が延伸して平均寿命に近づくことに貢献しようとする地域づくり</b>である。</li> </ul>
在宅生活の限界点を高めるサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのようなケアマネジメントにより、施設に入所することなく、地域で在宅生活を継続し、住み慣れた環境で生き生きと暮らし続けることが可能になるのか、という視点が重要である。</li> <li>また、施設に入所することなく、地域で在宅生活を継続する限界点を高めるためには、施設サービスと同様な機能を地域に展開する在宅サービスの普及を促進することが重要である。</li> <li>→「地域包括ケアシステム」の構築は、「リロケーションダメージ」、すなわち、急激な生活環境の変化に伴う心身機能に対する悪影響を生じないよう、<b>住み慣れた環境で生き生きと暮らし続けることを可能にしようとする地域づくり</b>である。</li> </ul>

(2) 重点事項

重点事項	具体的内容
<p><b>身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防に資するサービスの提供を実現するためには、身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出に取り組むことが重要である。</li> <li>・すなわち、地域の医療・介護専門職においては、それぞれの専門性を発揮することにより、運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者に対し、介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」するよう、生活機能の向上を実現する専門的なサービスを短期集中で提供することが期待される。</li> <li>・その環境を整備するためには、地域の医療・介護専門職が生活機能の向上を実現する専門的なサービスの提供に集中するよう、地域住民を主体として支援を必要とする者を支援する「サポーター」の「見える化」・創出に取り組むことが求められる。</li> <li>・また、介護保険を「卒業」した高齢者が地域活動に「デビュー」するよう、可能な限り、<b>徒歩圏内</b>で、<b>地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」</b>の「見える化」・創出に取り組むことが求められる。</li> <li>・この場合においては、保健センター、地域包括支援センター等に配置された保健・福祉専門職等は、             <ol style="list-style-type: none"> <li>①自らサービスを提供する「プレーヤー」から</li> <li>②地域住民による自発的な活動や参加を働き掛ける「マネージャー」へと役割を転換しなければならない。</li> </ol> </li> <li>・このような地域づくりを推進するため、平成 27 年度より、平成 26 年介護保険制度改革で地域支援事業の一類型として創設される             <ol style="list-style-type: none"> <li>①新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」</li> <li>②「生活支援体制整備事業」</li> </ol>             を実施する。         </li> </ul> <p>→このような取組みは、健康寿命が延伸して平均寿命に近づくことに貢献するものと期待される。</p> <div data-bbox="518 1008 1364 1657" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>【参考 1 2】身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出</b></p> </div>
<p><b>施設機能の地域展開</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅生活の限界点を高めるサービスの提供を実現するためには、<b>施設サービスと同様な機能を地域に展開する在宅サービスの普及を促進することが重要</b>である。</li> <li>・すなわち、次に掲げる点で従来の在宅サービスと異なる内容の新しい在宅サービスの普及を促進することが求められる             <ol style="list-style-type: none"> <li>①ケアマネジメントに基づき、24 時間 365 日にわたってニーズに応じたサービスを提供することが可能であること。</li> <li>②高齢者の状態像に応じて適切に組み合わせられたサービスを同一の事業所で一体的に提供することが可能であること。</li> <li>③在宅の独り暮らしや認知症の高齢者にも、看取りを含む対応が可能であること。</li> <li>④介護報酬が要介護・要支援状態区別の定額であるため、事業所にとっては、高齢者の状態像に応じて柔軟にサービスを提供することが可能であること。</li> </ol> </li> </ul>

- ⑤利用者負担が要介護・要支援状態区分別の定額であるため、高齢者にとっては、自らの状態像に応じて必要なサービスを利用することが可能であること。
- ・このため、今後とも、
    - ①平成 23 年介護保険制度改革で創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」（＝在宅の要介護者を対象として、日中及び夜間を通じて定期巡回及び随時対応を実施する訪問介護及び訪問看護を一体的に提供するサービス）
    - ②平成 17 年介護保険制度改革で創設された「小規模多機能型居宅介護」及び「介護予防小規模多機能型居宅介護」（＝在宅の要介護者及び要支援者を対象として、訪問、通い及び泊まりを組み合わせ、一体的に提供するサービス）
    - ③平成 23 年介護保険制度改革で創設された「複合型サービス」（＝在宅の要介護者を対象として、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせ、一体的に提供するサービス）
- の提供体制の重点的な整備を推進する。
- このような取組みは、高齢になっても、「リロケーションダメージ」、すなわち、急激な生活環境の変化に伴う心身機能に対する悪影響を生じないよう、**住み慣れた環境で生き生きと暮らし続けることを可能にする**ものと期待されます。



**多職種協働によるケアマネジメントの充実**

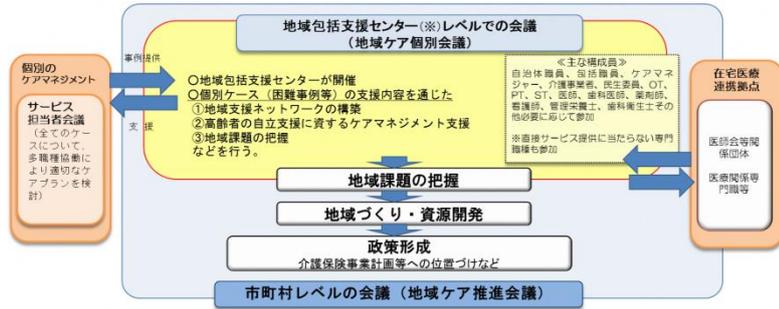
- ・介護予防に資するサービスの提供及び在宅生活の限界点を高めるサービスの提供を実現するためには、個々の事例について、多職種協働によるケアマネジメントを実践することが重要である。
- ・このため、今後とも、平成 26 年介護保険制度改革で法制化される「地域ケア会議」の充実に取り組む。
- ・具体的には、平成 24 年 4 月に開始された地域の高齢者世帯の困難事例の解決のための「地域支援調整会議」のほか、平成 26 年 10 月に開始された多職種協働でケアマネジメントを支援するための「地域生活応援会議」を開催する。
- ・また、少子高齢社会に対応して「病院完結型医療」から「地域完結型医療」への構造的な転換を実現するため、在宅介護と連携した在宅医療を推進することが求められる。
- ・とりわけ、入退院を契機として在宅から施設へ移行する事例が少なくないため、地域連携を通じて在宅復帰を支援する退院調整の充実に取り組むことが求められる。
- ・このため、平成 27 年度より、平成 26 年介護保険制度改革で地域支援事業の一類型として創設される「在宅医療・介護連携推進事業」を実施する。
- ・さらに、認知症は、「明日は我が身」であって、「他人事」ではなく、この点、桑名市でも、認知症高齢者が着実に増加する。
- ・とりわけ、認知症の重度化を契機として在宅から施設へ移行する事例も、少なくないが、生活環境の変化に脆弱な認知症高齢者について、尊厳が保持されるよう、自立を支援するため、
  - ①「認知症になると、施設に入所せざるを得ない。」という社会から
  - ②「認知症になっても、地域で在宅生活を継続することができる。」という社会への構造的な転換を実現することは、重要である。
- ・このため、平成 27 年度より、平成 26 年介護保険制度改革で地域支援事業の一類型として創設される「認知症施策推進事業」を実施する。

- ・このように、多職種協働によるケアマネジメントの充実に取り組む体制を整備するため、平成27年度より、地域包括支援センターの機能を強化する。
- ・このような取組みは、健康寿命が延伸して平均寿命に近づくことに貢献するとともに、高齢になっても、「リロケーションダメージ」、すなわち、急激な生活環境の変化に伴う心身機能に対する悪影響を生じないように、住み慣れた環境で生き生きと暮らし続けることを可能にするものと期待される。
- ・なお、平成26年介護保険制度改革では、平成30年4月より、指定居宅介護支援事業者の指定に関する権限が都道府県から市町村へ移譲される。

【参考20】「地域ケア会議」の充実

- 「地域ケア会議」(地域包括支援センター及び市町村レベルの会議)については、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、更に取組を進める必要がある。
- 具体的には、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させる。
- このため、これまで通知に位置づけられていた地域ケア会議について、介護保険法で制度的に位置づける。

・地域包括支援センターの箇所数:4,328ヶ所(センター・プランチ・サブセンター合計7,072ヶ所)(平成24年4月末現在)  
 ・地域ケア会議は全国の保険者で約8割(1,202保険者)で実施(平成24年6月に調査実施)



<出典>厚生労働省

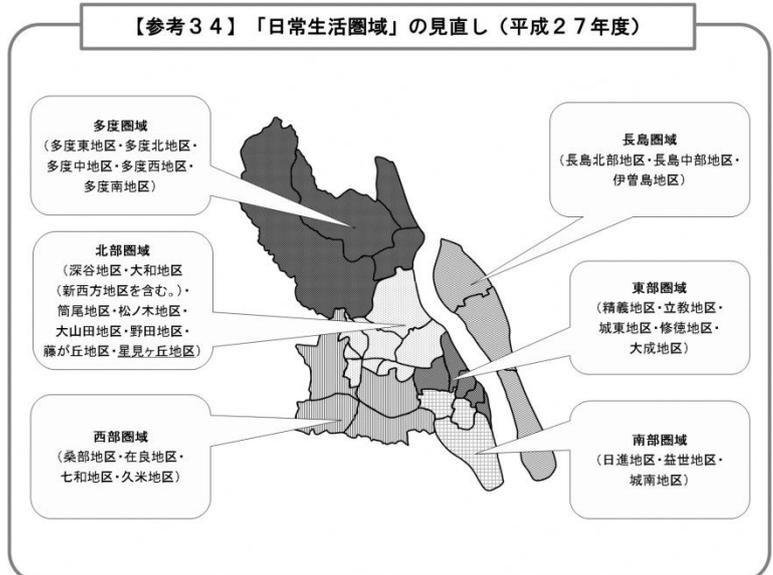
(3) 日常生活圏域

「日常生活圏域」については、「地域包括ケアシステム」を構築する単位として、市町村が地域の実情に応じて設定するものとされている。

日常生活圏域	
桑名市	東部圏域 (精義地区、立教地区、城東地区、修徳地区及び大成地区)
	西部圏域 (桑部地区、在良地区、七和地区及び久米地区)
	南部圏域 (日進地区、益世地区及び城南地区)
	北部圏域 (深谷地区及び大和地区(新西方地区を含む)並びに筒尾地区、松ノ木地区、大山田地区、野田地区、藤が丘地区及び星見ヶ丘地区)
旧長島町	長島圏域 (長島北部地区、長島中部地区及び伊弉島地区)
旧多度町	多度圏域 (多度東地区、多度北地区、多度中地区、多度西地区及び多度南地区)

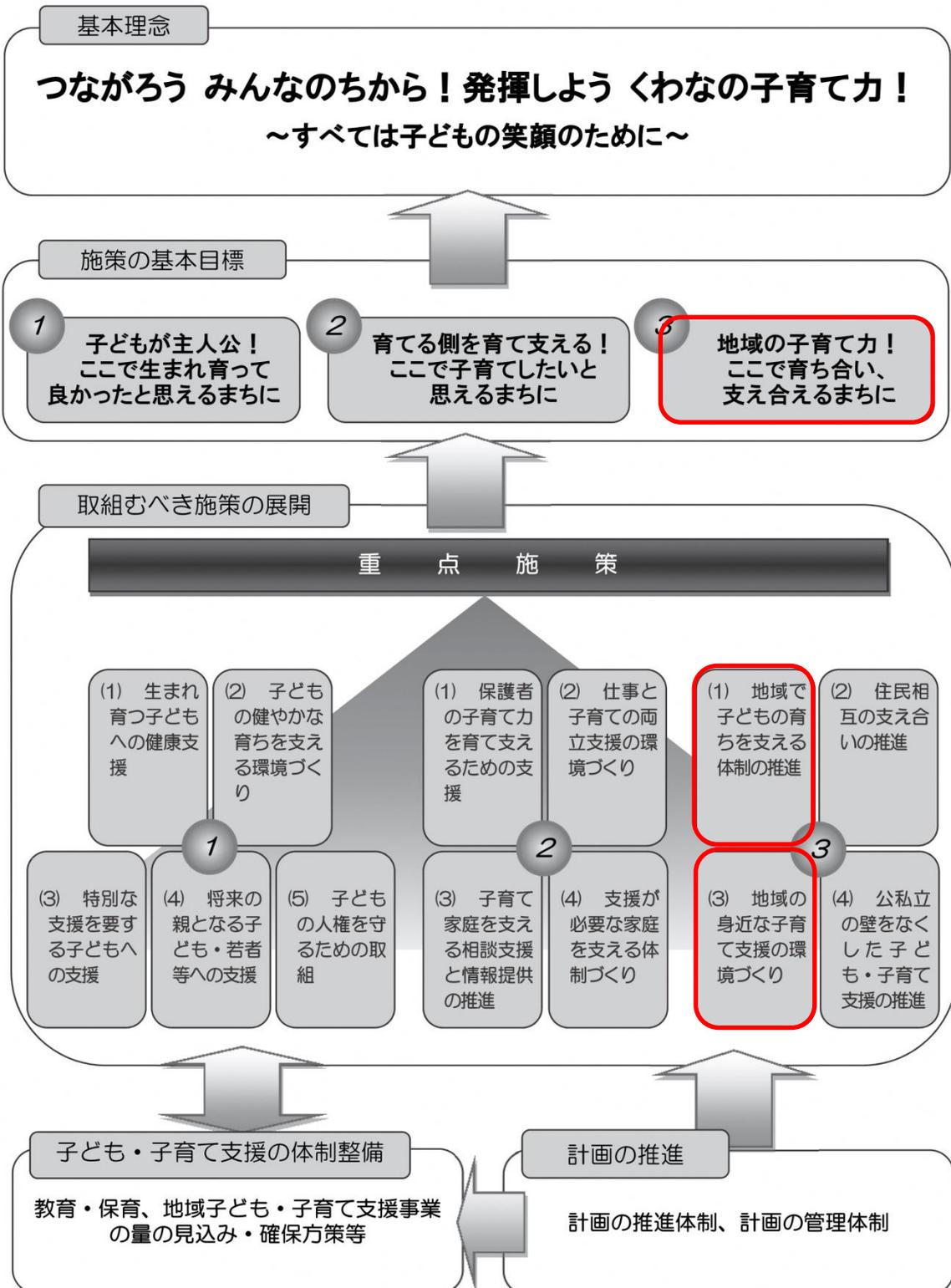
このように、「日常生活圏域」を中学校区と比較して広域に設定する趣旨は、主として、日常生活圏域を単位とする地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの提供体制の計画的な整備に際して柔軟な対応を可能にすることにある。

【参考34】「日常生活圏域」の見直し(平成27年度)



③桑名市子ども・子育て支援事業計画

(1) 計画の全体像



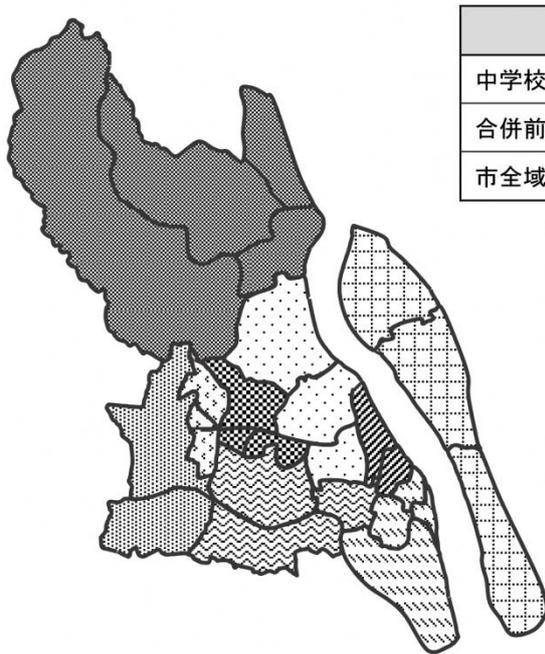
(2)教育・保育提供区域

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備の状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定めることとされている。

教育・保育提供区域は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することもできる。

本市では、桑名市子ども・子育て会議でご意見をいただき、各事業の特色や利用実態等を考慮して、事業ごとに区域を設定する。なお、設定する区域の種類は図表 6-1 のとおりである。

図表 6-1 教育・保育提供区域



区 分	数	備 考
中学校ブロック (※)	9	中学校ごとの区割り
合併前の旧行政区	3	旧桑名市、多度地区、長島地区
市全域	1	市全体を1つの区域として設定

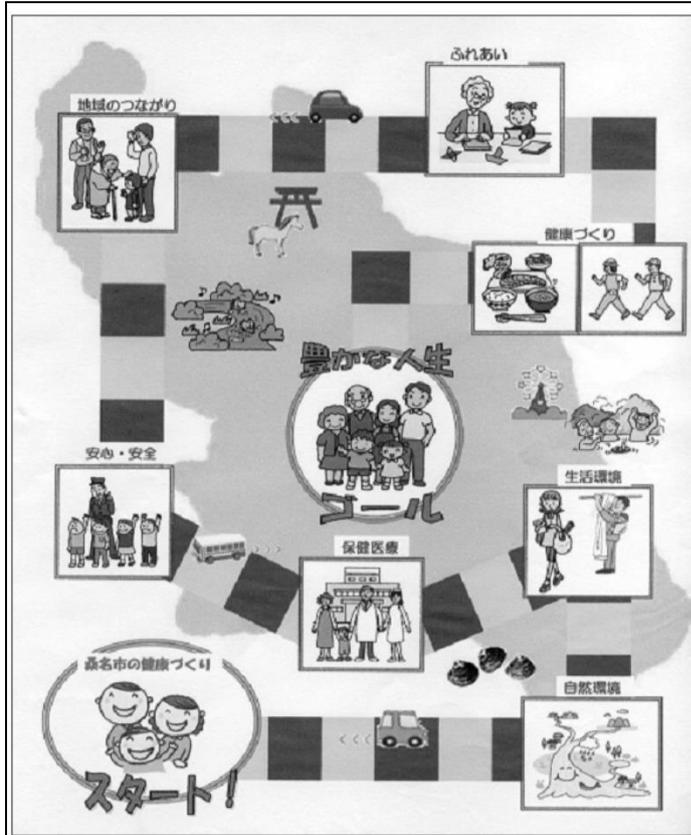
(※) 中学校区を基本としながら、便宜上近隣小学校区の組み合わせにより区域を設定する。

区域	事業等
中学校ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域子ども・子育て支援事業</li> <li>● 学童保育 (放課後児童クラブ)</li> </ul>
合併前の旧行政区	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域子ども・子育て支援事業</li> <li>● 利用者支援事業</li> <li>● 子育て支援センター事業 (地域子育て支援拠点事業)</li> </ul>
市全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教育・保育の確保方策</li> <li>● 特定教育・保育施設</li> <li>● 新制度の枠組みに入らない幼稚園</li> <li>■ 地域子ども・子育て支援事業</li> <li>● 妊婦健康診査</li> <li>● 赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)</li> <li>● 養育訪問支援事業</li> <li>● 一時保育 (一時預かり事業 (幼稚園在園児対象の預り保育を除く))、ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業及び就学児を除く)</li> <li>● 一時預かり事業 (幼稚園の在園児を対象とした預かり保育)</li> <li>● 延長保育事業</li> <li>● 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)</li> <li>● 子育て短期支援事業 (ショートステイ)</li> <li>● ファミリー・サポート・センター事業 (就学児)</li> </ul>

#### ④桑名市健康づくり計画

##### (1) 基本目標

『元気・思いやり・誰もが住みよい健康なまちづくり』



- ・健康づくりはあなたが主役！－健康を実現することは、個人の健康観に基づき、住民一人ひとりが主体的に取り組む課題である。
- ・したがって、本計画の策定過程において住民参加は大前提といえる。
- ・住民主体のワーキング会議の中で、「桑名市が10年後どんなまちになったらいいか」をテーマに絵と言葉で表現した。
- ・健康づくりのみならず、自然環境、生活の利便性、保健医療の体制、地域の交流…さまざまな視点から10年後の桑名市の理想像が浮かび上がってきた。
- ・これらの思いを一言で表現するのは不可能であるが、それぞれのニュアンスをつなぎ合わせると「人と人が連携し、交流し、支え合う、こころと自然が豊かなまち、すべての住民が心身ともにすこやかに生きられるまち」がめざすべき姿となる。
- ・このめざすべき姿の実現のために、本計画の基本目標を『元気・思いやり・誰もが住みよい健康なまちづくり』とした。

##### (2) 基本的な視点

基本的な視点	
<p><b>住民の主体的な健康づくりと一次予防の重視</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりは、住民一人ひとりの意識と行動が基本となり、これまでの「健康は守るもの」から「健康はつくるもの」というより積極的な意識をもち、生活習慣の改善に努めることが重要である。</li> <li>・すなわち、疾病対策の中心であった健康診査による早期発見や早期治療といった「二次予防」にとどまることなく、より積極的に健康を増進することで発病そのものを予防する「一次予防」を重視した健康づくりの考え方を基本とする。</li> </ul> <div style="text-align: center;"> </div>
<p><b>健康づくり支援のための環境整備</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりは、個人の努力と地域社会の力を合わせることで、より取り組みやすく、継続しやすくなると考えられ、このヘルスプロモーションの考え方にに基づき、行政をはじめ、保健医療機関、教育機関、企業、ボランティア団体等の健康に関する関係者の連携によって、個人が健康づくりに取り組みやすい環境整備を進める。</li> </ul> <div style="text-align: center;"> </div>

<b>住民にとってわかりやすい健康目標の設定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種調査結果、健康診査のデータ、衛生統計等の既存データ、健康に関する関係者の意見等をもとに桑名市の健康課題を把握し、健康水準を高めるための具体的な目標を住民に分かりやすい形で示す。</li> </ul>
<b>地域を中心とした健康づくりの推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の主体的な健康づくり活動が定着し、広がるように、地域の団体などと協働しながら、身近な地域における取組を進める。</li> </ul>
<b>進化する健康づくり計画をめざして</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康をめぐる状況は、常に変化しており、その変化に柔軟に対応しなければ、計画は形骸化することから、本計画を、健康状況の変化や制度改正に対応した“生きた使える計画”にするため、住民、関係団体、行政の連携を強化し、柔軟な進行管理を行う。</li> <li>・桑名市健康づくり計画は、策定がゴールではなくスタートであり、常に進化する計画をめざす。</li> </ul>

⑤桑名西センター跡地活用方針・基本構想

(1)跡地活用方針

- |  |
|--|
| <p>①住居地域として、交通の利便性、閑静な環境を背景に、<b>各世代が暮らしやすく、魅力ある街</b>をつくる。</p> <p>②安心・安全に暮らせるため、<b>医療・福祉に配慮した街</b>をつくる。</p> |
|--|

(2)跡地活用基本構想

跡地活用基本構想	
居住環境整備	<p>①桑名西医療センター跡地周辺は、優良な住宅区域であること、今後、高齢化が進むことから、<b>多様な世代が集う環境の整備</b>を図る。</p> <p>②桑名西医療センター跡地の持つ可能性を最大限に引き出すため、専門性、実績を有する事業者を募集し、事業計画の提案を受ける。</p>
福祉・介護環境整備	<p>①桑名西医療センター跡地の広さ、閑静な環境を活かし、地域ニーズを踏まえ、訪問系・通所系・宿泊居住系の介護サービス、サービス付き高齢者向け住宅など、<b>多様な事業主体で在宅生活を支えるサービスを提供する拠点の整備</b>を目指す。</p> <p>②地区内に医療機関がなくなることから<b>在宅療養支援診療所等の誘致</b>を検討する。</p> <p>③専門性、実績を有する事業者を募集し、事業計画の提案を受ける。</p>

## ⑥桑名市総合医療センター基本構想・基本計画

### (1) 基本コンセプト

#### ■基本理念

最良の医療を提供し、**地域の皆さまから信頼され必要とされる病院**をめざす。

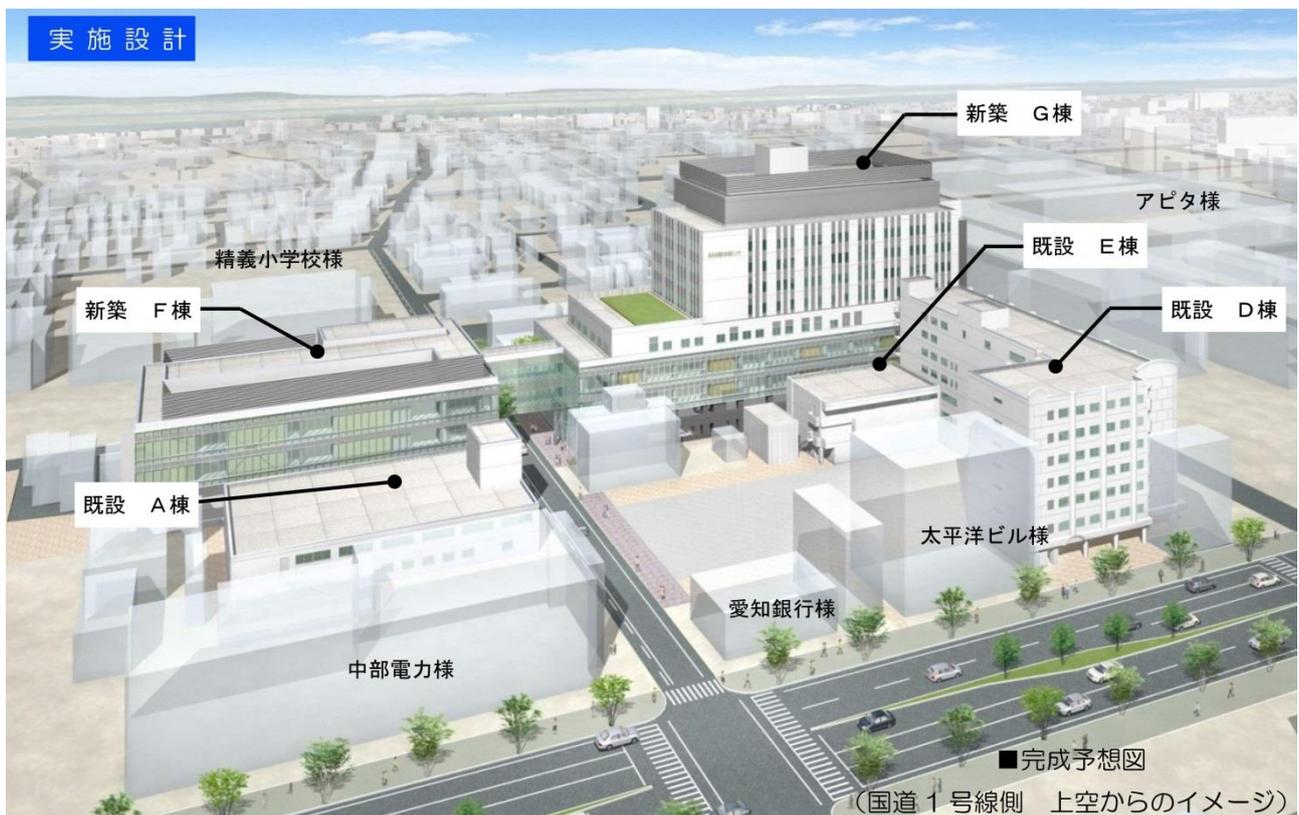
#### ■基本方針

1. 患者さまを中心に考え、真心・思いやり（忠恕）の医療を提供する。
2. 医療の水準と質の向上に努め、安全性を確保する。
3. 地域の皆さまに安心していただける**中核病院としての責任を永続的に果たす**。
4. 患者さまおよび職員にとって魅力ある病院をつくる。

### (2) 魅力ある病院となるための特徴

- ①患者を中心とした病院づくり
- ②急性期医療を提供できる質の高い診療機能の実現
- ③**地域完結型医療**に向けた取り組み
- ④職員が働きやすく魅力ある病院づくり
- ⑤効率的経営による**持続可能で安定した医療提供体制**

図 完成予想図



#### (4) 農業振興施策との連携

##### ①桑名市農業振興地域整備計画書

###### (1)農用地利用計画

###### ■土地利用区分の方向

###### ●農用地区域の設定方法

###### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 2880.1haのうち、a～cに該当する農用地 2468.3haについて農用地区域を設定する方針である。

###### a 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地

###### b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）

・区画整理

・農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）

・埋立て又は干拓

・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

###### c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

・果樹やタケノコ等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの

・高収益をあげている野菜のハウス団地

・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地

・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地

・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地

・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(i) 既存集落の区域内に介在する農用地であって、農用地を設定することが適切でない農用地

(ii) 山間に介在している等の自然的な条件等からみて農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

(iii) 市街地化の傾向が著しい又は道路沿線市街地として開発が進みつつある区域内にある農用地

###### (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある土地改良施設について、農用地区域を設定する。

###### (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

###### (エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし。

###### ■農業上の土地利用の方向

###### ア 農用地等利用の方針

●基本方針としては、農用地 2468.3haのうち、水田は稲作一貫機械化体系の確立を図り、土地利用高度化の観点から田畑輪換によるハウス栽培や水田裏作物としての野菜の導入を進める

●畑については、将来とも畑として利用する

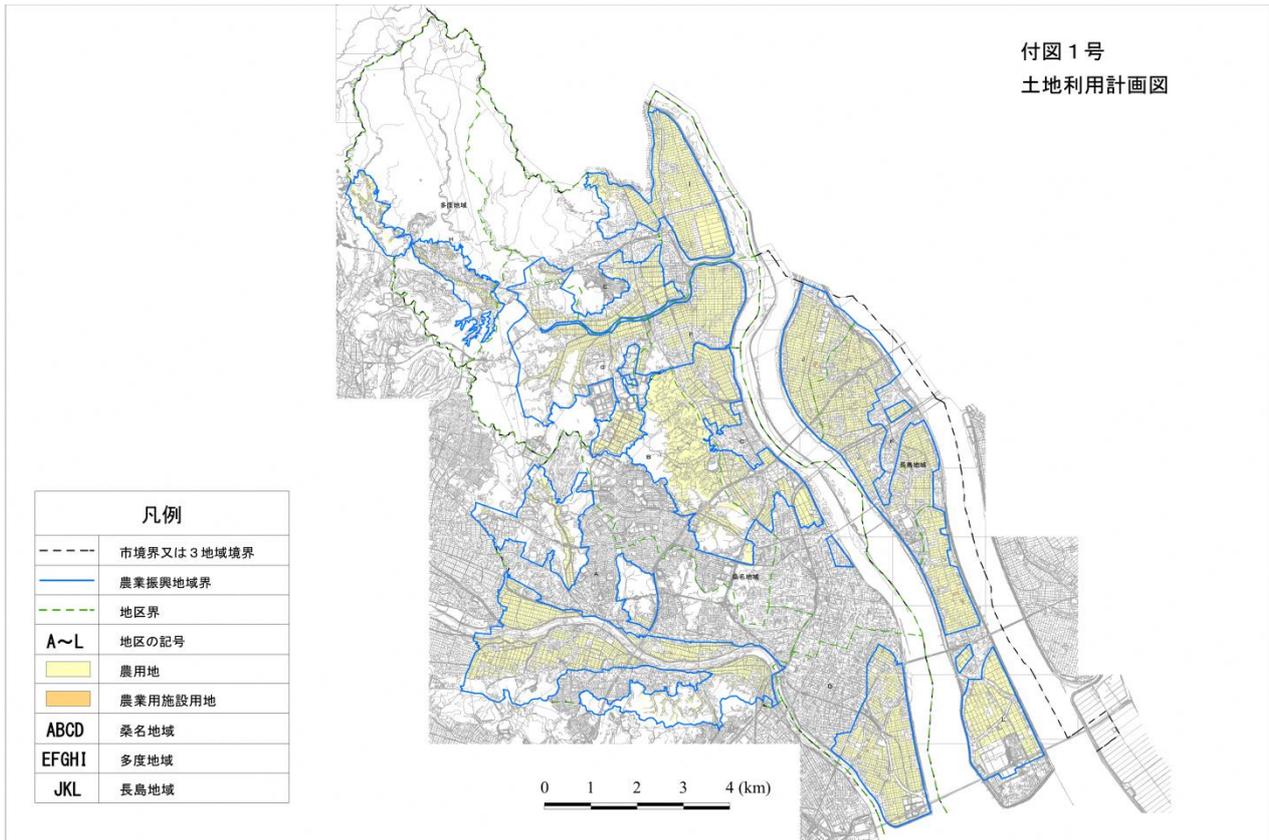
●樹園地についても、これに附随する山林原野を防風林とし、あわせて樹園地として利用する

###### イ 用途区分の構想

(ア) A地区：員弁川流域地区（桑名地域桑名の一部、桑部、在良、七和、久米）

- 大部分の農用地は県営、団体営ほ場整備事業等で整備されており、農用地 383.3ha、農業用施設用地 1.2ha については将来ともそれぞれ農用地及び農業用施設用地として利用する
- (イ) B 地区：北部丘陵地区（桑名地域桑名の一部、深谷の一部）
  - 農用地は一部県営ほ場整備事業で整備されており、農用地 209.9ha 及び農業用施設用地 1.1ha については、将来ともそれぞれ農用地及び農業用施設用地として利用する
  - 現況樹園地については、果樹園、竹林、山林原野等の三様が混在しているのでこれらをあわせて農地として利用する
- (ウ) C 地区：揖斐川流域地区（桑名地域、桑名の一部、深谷の一部）
  - 農用地 194.8ha 及び農業用施設用地 1.7ha については、将来ともそれぞれ農用地及び農業用施設用地として利用する
- (エ) D 地区：南部デルタ地区（桑名地域、桑名の一部、城南）
  - 大部分の農用地は県営・団体営ほ場整備等で整備されており、農用地 204.1ha 及び農業用施設用地 1.7ha については、将来ともそれぞれ農用地及び農業用施設用地として利用する
- (オ) E 地区：多度地区（多度地域）
  - 農用地 150.9ha のうち、田及び畑についてはおおむねほ場整備完了地区であるので、地域ぐるみの土地利用型農業を推進し高度利用を図る
  - 残余の樹園地は、小山及び柚井に集中し、団地性もあるので、果樹生産団地として有効利用を図る
  - 農業用施設用地で、肱江の 1ヶ所は施設園芸用地として、小山及び柚井は農業用倉庫用地として利用する
- (カ) F 地区：野代地区（多度地域）
  - 農用地 179.0ha は、下野代の団体営農地造成地区 10.5ha（畑）を除き、昭和 30 年代に施工されたほ場整備区域であり、地下水位が高く、ほ場区画が小さいので、田畑輪換等地域ぐるみの高能率土地利用型農業を展開する基盤条件が整っていないため、再ほ場整備の早期実施により、土地利用の高度化と地域農業の振興を図る
  - 農業用施設のうち下野代、中須及び南之郷の 3ヶ所は、施設園芸用地として利用する
- (キ) G 地区：古浜地区（多度地域）
  - 農用地 155.4ha のうち、御衣野の県営農地開発事業によって造成された 65.8ha に農用地区域を設定し、露地野菜を中心とする畑作営農団地及び市民農園等として活用する
  - 残余の 89.7ha は、ほ場整備済の水田として、地域ぐるみの土地利用型農業による有効利用を推進する
  - 農業用施設用地のうち、県営農地開発事業地区内の 3ヶ所は共同利用農機具庫、他の 2ヶ所及び養老鉄道沿線肱江川南部の 1ヶ所は施設園芸用地として利用する
- (ク) H 地区：古美地区（多度地域）
  - 農用地 47.1ha については、水稻を中心とする土地利用型農業による有効利用を展開するが、山間地の地形的制約のため、農地の集団性が低く、省力化がやや困難である
  - 農業用施設用地は、畜産施設用地として利用する
- (ケ) I 地区：七取地区（多度地域）
  - 農用地 232.2ha のうち、田及び畑については、昭和 30 年代に施工されたほ場整備区域であり、農地の集団性は高いものの、用排水施設の改善などを進める
  - 当面、水稻を主体とする土地利用型農業を展開する
  - 樹園地については、引き続き果樹生産のための果樹園として活用する
- (コ) J 地区：楠地区（長島地域）
  - 農用地 157.2ha 及び農業用施設用地 1.7ha については、将来ともそれぞれ農地及び農業用施設用地として利用する
  - また、農用地の利用状況は水稻がほとんどであるが、施設園芸を志向する農家が多いので、花卉園芸、野菜ハウス団地の維持・育成を図る。
- (サ) K 地区：長島地区（長島地域）
  - 農用地 283.5ha 及び農業用施設用地 4.1ha については、将来ともそれぞれ農用地及び農業用施設用地として利用する
  - また、水稻作が中心であるが、施設野菜、花卉観葉が集団化している中川、平方、小島地区の維持・育成を図る
- (シ) L 地区：伊曾島地区（長島地域）
  - 農用地 270.9ha 及び農業用施設用地 3.2ha については、将来ともそれぞれ農用地及び農業用施設用地として利用する

付図1号  
土地利用計画図



(2) 農業生産基盤の整備開発計画

■農業生産基盤の整備及び開発の方向

ア A地区：員弁川流域地区  
員弁川流域に開けた平坦地における水田の未整備地区は、ほ場整備と併せて交換分合を実施し、山間地内の水田については、農道の新設及び改良整備と農道舗装並びにかんがい排水の新設、及び改良整備を行う

イ C地区：揖斐川流域地区  
本地区の水田については、用排水路の改良整備を行う

ウ D地区：南部デルタ地区  
本地区の平坦地水田については、農道の改良整備と農道舗装並びに用排水路の改良整備を行う

エ I地区：七取地区  
ほ場整備が完了しているが、一部排水不良区域の改良と護岸の整備を行う

■森林の整備その他林業の振興との関連  
桑名地域の北部丘陵他の森林は、果樹、竹林、山林が混在し、防風林の役目を果たしているため、農業上の振興とともに保全する

(3) 農用地等の保全計画

■農用地等の保全の方向  
地域住民を始めとする多様な主体の参画を得て農地・水・環境の良好な保全に努める活動を促進する

■農用地等保全整備計画

●景観形成、施設の機能診断、施設維持管理等

A地区：嘉例川地区、七和地区、坂井地区、赤尾地区、友村地区  
B地区：深谷地区、播磨地区  
C地区：上之輪地区、今島地区  
F地区：野代地区  
I地区：上之郷地区

#### (4) 生活環境施設の整備計画

##### ■生活環境施設の整備の目標

桑名市の総合計画に示された基本構想の具体的な推進により、生活環境施設整備の向上を図る

##### ■利便性

- 公共交通：快適で暮らしやすい都市環境の充実を図る

**駅を中心としたまちづくりを推進し、公共交通の利便性を向上**させていく必要がある

##### ■快適性

- 高齢者福祉：高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、要介護状態になっても、できる限り地域で支え合い、安心して暮らしていくことができるように地域ケア体制の整備が必要となっている

また、在宅での生活を継続していくためには、**利用者が安心を身近に感じられるように、日常生活圏域の基盤整備を図る**とともに、生きがいづくりや社会参加への支援が必要である

## ②桑名市森林整備計画

### (1)森林整備の基本方針

#### ①地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施などにより健全な森林資源の維持造成を促進する。

#### ②森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

##### ア 森林整備の基本的な考え方

森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させ、その機能を維持し、社会のニーズに適合した森林の整備のため、住民の意見を取り入れ、地域・林相に応じた計画的な森林整備を促進する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備の基本的な考えかたは、表のとおりである。

##### イ 森林施業の推進方策

(省略)

森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方	
森林の有する機能	森林整備の基本的な考え方
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。
快適環境形成機能	住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

## (5) 防災施策との連携

### ①桑名市地域防災計画

#### (1) 計画の目的

この計画は、災対法第 42 条の規定に基づき、桑名市防災会議が作成する計画であり、市の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の災害対策を実施するにあたり、本市及び防災関係機関が協力して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害による被害を軽減し、もって市民の安全と公共の福祉を確保することを目的とする。

#### (2) 計画の基本方針

この計画は、本市及び防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、本市及び防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、本市及び防災関係機関ごとに具体的な活動計画を別に定め、万全を期する。

#### (3) 計画の構成及び内容

構成	内容
第 1 部 総則	計画の構成・方針、災害の想定、本市が行うべき業務の大綱
第 2 部 災害予防計画	平時から災害に備えて行うべき対策
第 3 部 災害応急対策計画	災害発生後あるいは発生が予想される場合に取り組むべき対策
第 4 部 災害復旧	被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策
第 5 部 東海地震事前対応計画	東海地震に係る警戒宣言等が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策
第 6 部 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に係る防災上の対策

#### (4) 災害予防計画

構成	内容
都市構造の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の面的な整備や公共施設等による延焼遮断空間の整備を推進し、より災害に強い都市構造の形成を図ることが重要である。</li> <li>・そのため、以下の点に留意しつつ市街地整備を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■木造密集市街地等防災上危険な地域における面的な整備の推進</li> <li>■防災安全街区等の整備の推進</li> <li>■道路、公園、緑地、河川等の公共施設等を活用した延焼遮断空間の整備</li> <li>■区画道路、広場等の地区施設や建築物、生け垣等の推進による地区レベルでの防災性の向上、市民の防災まちづくり活動の支援</li> <li>■災害に強いニュータウンの整備の推進</li> </ul> </li> </ul>
防災性向上のための公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難路や緊急車両の通行のための幹線道路、避難地や防災活動拠点等の根幹的な公共</li> <li>・施設の整備を推進する <ul style="list-style-type: none"> <li>■避難路ネットワーク、幹線道路ネットワーク、緊急河川敷道路の整備</li> <li>■防災公園等の防災拠点の整備</li> <li>■都市内の堤防等整備、土砂災害の防止対策の推進</li> </ul> </li> </ul>

(6) その他関連施策との連携

①桑名市緑の基本計画

(1) 緑の将来像のテーマ



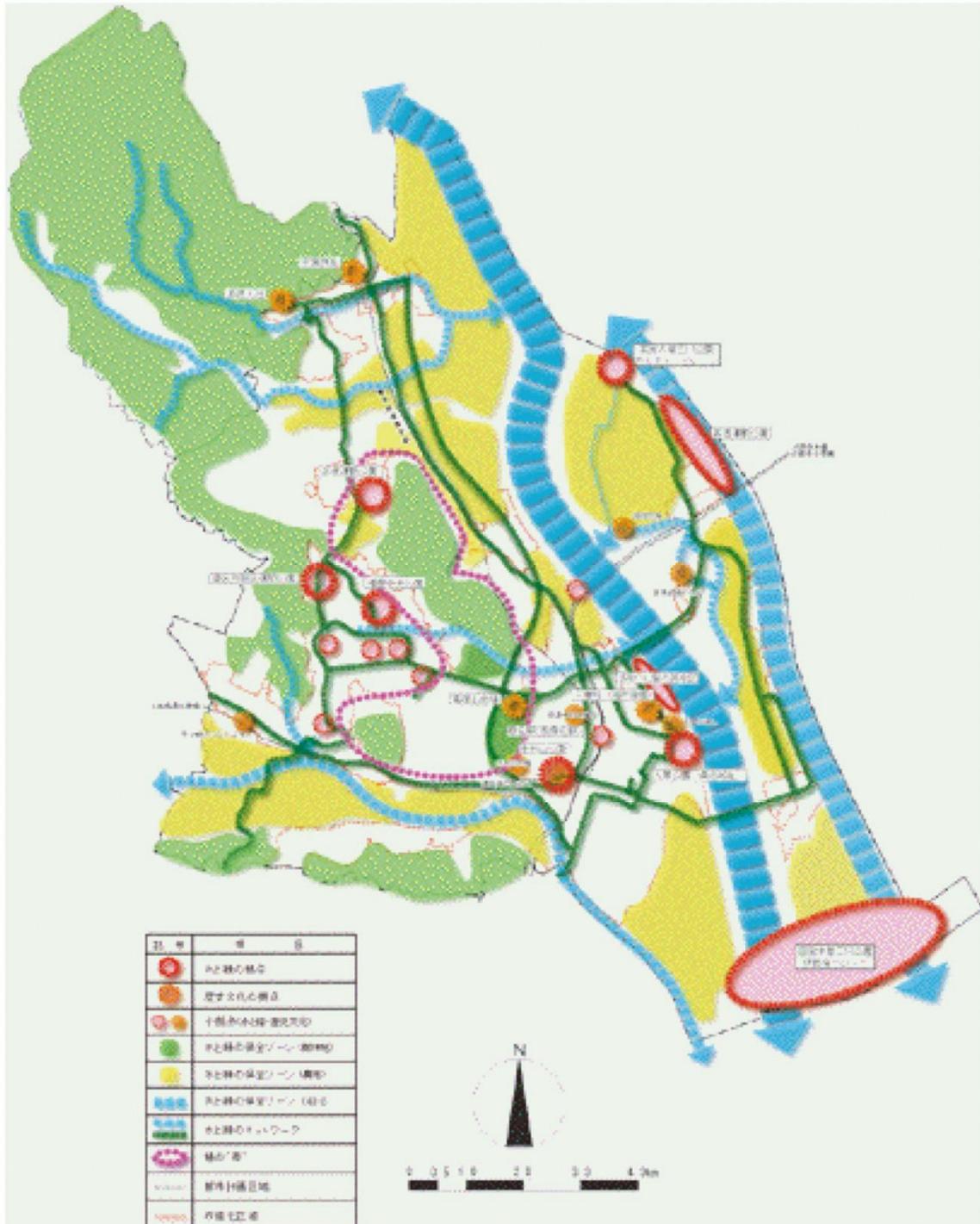
(2) 基本方針

<b>基本方針</b>	
①水と緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>●シンボルとなる多度山等の自然環境の保全</li> <li>●災害防止機能のある緑の保全</li> <li>●都市の骨格で河川軸となる木曾三川と市街地を流れる中小河川の保全</li> <li>●都市の骨格で市街地を縁取る樹林地の保全</li> <li>●市街地に残る（点在する）樹林地の保全</li> <li>●良好な自然景観を形成する農地の保全</li> <li>●歴史的産物である社寺林等の保全</li> </ul>
②水と緑・歴史文化の拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●桑名駅（西桑名駅）の駅前広場の整備</li> <li>●都市を代表する大規模公園の整備充実</li> <li>●スポーツ・レクリエーション施設の整備充実</li> <li>●佐治臨、古木、まち並み、遺跡の保全</li> </ul>
③水と緑のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川沿いを利用した遊歩道の整備</li> <li>●水と緑の拠点、歴史文化の拠点を結ぶ遊歩道、街路樹の整備</li> <li>●道路整備に伴う街路樹の整備</li> <li>●各拠点を案内する設備の充実</li> <li>●樹林地の保全と新たな緑の創出による“点”の連なりからなる“帯”の形成</li> </ul>
④緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●レクリエーション活動や防災など、様々な役割を担う街区公園、近隣公園の整備促進</li> <li>●街路樹の整備</li> <li>●公園樹木や街路樹の適正な樹種の選定</li> <li>●都市施設や大規模商業施設・工業施設の緑化</li> </ul>
⑤緑を育てる人づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑に関するイベントの開催による市民の緑に対する意識の向上</li> <li>●ワークショップ等による市民参加型の公園・緑の整備と維持管理</li> <li>●地域住民が主体となった緑化活動ができるようしくみづくり</li> <li>●緑地協定等を活用した事業用地や住宅地の緑化</li> <li>●市民、事業者、行政等の協働による緑の再生活動の推進</li> </ul>

(2) 緑の将来像

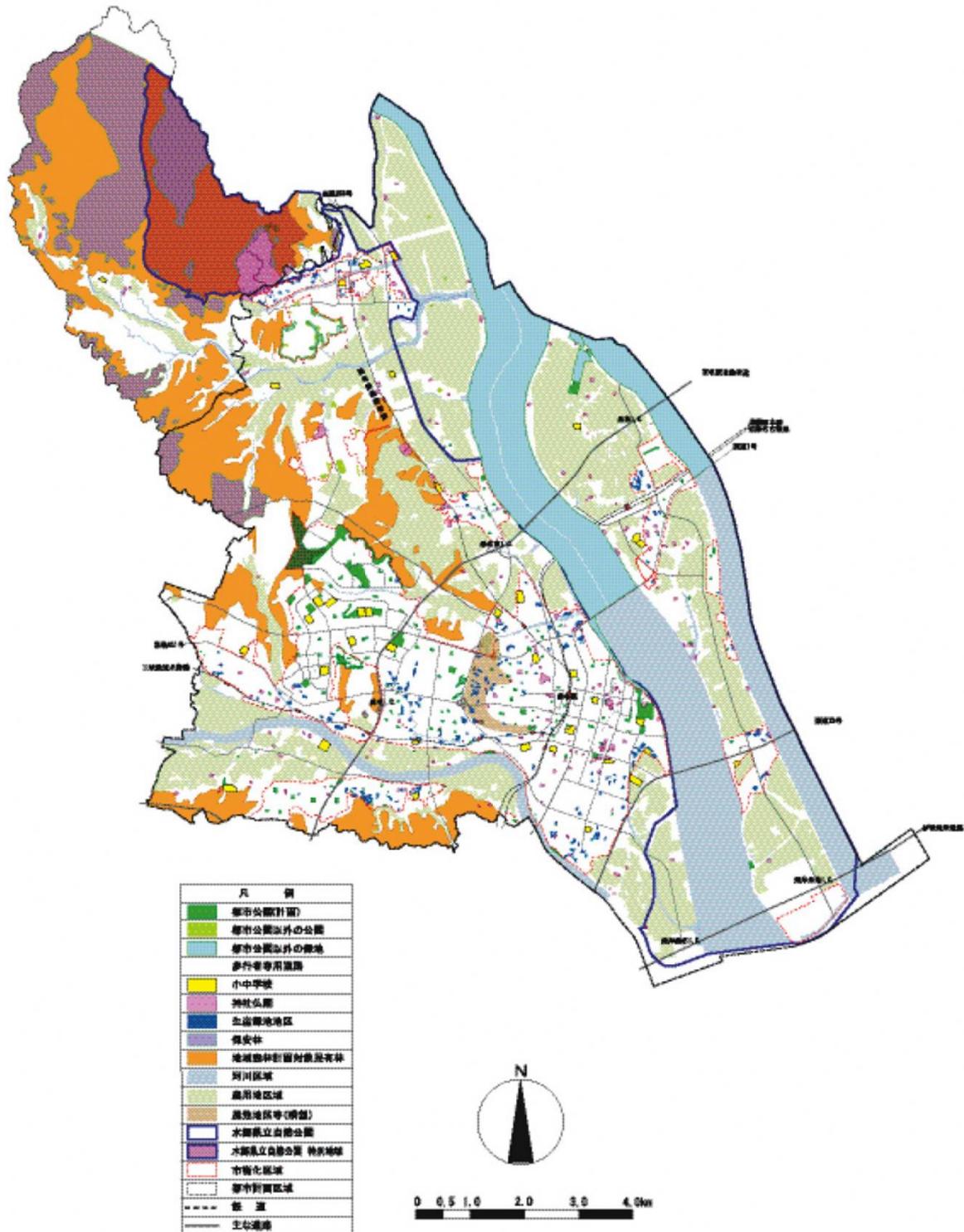
- 水辺や緑の拠点である都市公園と歴史の拠点を整備するとともに、遊歩道や緑道、街路樹などで連結し、溝と緑のネットワークを形成する。
- 市街地等に残る樹林地や農地、河川を保全しつつ、新たな緑の創出により、みどりの“点”から“帯・面”への展開を図る。

【図表4-1】 緑の将来像



(3) 将来における緑地の目標

【図表6-6】 将来における緑地の目標総括図



(4) 系統別緑の配置方針

系統	配置方針
環境保全系統	①都市の骨格となる緑の保全 ②都市の骨格となる水辺の保全 ③生態系ネットワークの形成 ④田園地帯の保全 ⑤水辺環境の保全 ⑥歴史・風土環境の保全 ⑦都市環境への負荷を軽減できる緑地 ⑧身近な自然の保全 ⑨緑化の推進
レクリエーション系統	①身近なレクリエーションの場の確保 ②広域的なレクリエーションの場の確保 ③自然とのふれあいができる場の確保
防災系統	①自然災害の防止 ②市街地の騒音・延焼の防止 ③避難地・避難路の確保
景観系統	①都市のシンボル、ランドマークとなる景観 ②歴史的景観・郷土景観の保全 ③眺望景観の確保 ④都市景観の創出

(5) 総合的な緑地の配置方針

総合的な緑地の配置方針	
①桑名市の特色を生かした骨格的な緑地の配置	桑名市の特色を最大限にアピールした緑のまちづくりを進めるため、市を代表する多度山、木曾三川周辺の水辺、その周囲に広がる田園風景や丘陵地の緑、市街地に残る歴史的な緑地の保全を図りつつ、これらをネットワークさせて配置し、不足している地域においては緑の創出を図りながら骨格的な緑地が形成できるように配置する。
②重要な緑地の配置とネットワークの形成	水郷県立自然公園や地域森林計画対象民有林、農用区域等によって担保されている地域制緑地をはじめ、市街地内に残る貴重な樹林地や小河川等の緑を施設緑地や地域制緑地として保全を図る。 市民が暮らしに緑を常に感じられ、都市の緑で休息しながら移動や交流ができるように、また、生物の生息環境として連続した生態系を維持できるように、身近な緑地、河川、道路の植栽帯、農地、緑道などを保全・創出し、水と緑のネットワークを形成する。
③緑地等の均衡ある配置	現在の各地域の公園緑地の充足度を十分に考慮し、都市全体で均衡ある都市環境が形成させるように、バランスを配慮して施設緑地の配置を検討する。 緑地の確保が困難な地域については、都市緑化の推進により緑地の確保に努める。
④安全・安心な暮らしにつながる緑の配置	緑は環境保全、レクリエーション、防災、景観の観点から総合的に配置を進め、だれもが安全・安心な暮らしを実現できるよう、広域的な緑地から身近な緑地まで含めた体系的でかつ適正な緑の配置、市民のニーズに応じた安全で快適な緑地の配置を検討する。

(6) 緑化重点地区の整備方針

緑化重点地区	都市景観や都市防災、市民交流や市民生活のうるおいなどの面で緑が重要な役割を担っている地区でありながら、現状では十分に緑が確保されていない地区を緑化重点地区として位置づけ、重点的に緑化を推進する。
--------	---

緑化重点地区	地区緑化の基本方針	地区の緑化目標	緑化計画
中心市街地 周辺地区	①骨格となる緑の保全 ②緑の拠点づくり ③水と緑と歴史の回廊づくり	①地区の目標像 「水と緑と歴史を生かしたまちづくり～歩いて暮らせるまちづくりの実現～」 ②緑化の目標 地域性緑地の指定	①緑地（水辺）の保全・整備 ②公園の整備・充実 ③緑化の推進 ④景観整備
多度山・多度大社 周辺地区	①四季の彩りを楽しむことができる多度山への再生 ②緑の拠点づくり ③『桜と紅葉の回廊』づくり	①地区の目標像 「歩いて楽しいまちづくりに向けた『桜と紅葉の回廊』づくり」 ②緑化の目標 市民参加による活動を展開し、多くの人々を魅了する多度山の再生をめざす	①緑地（水辺）の保全・整備 ②公園の整備・充実 ③緑化の推進 ④景観整備

輪中の郷周辺地区

- ①防災拠点づくり
- ②生き物のふれあいの場づくり
- ③文化・スポーツ拠点づくり

- ①地区の目標像  
「水辺環境を生かした魅力ある環境と災害に強いまちの実現」
- ②緑化の目標  
公園緑地の整備・充実を図り、緑地率の向上をめざす

- ①緑地（水辺）の保全・整備
- ②公園の整備・充実



## ②桑名市景観計画

### (1) 景観計画区域

景観計画区域			
水辺ゾーン	水辺や輪中の景観が特徴的	(1) 員弁川沿い地区 (2) 揖斐川河口地区 (3) 揖斐川沿い地区 (4) 輪中地区	
緑のゾーン	山地・丘陵地や里山の景観が特徴的	(5) 丘陵地地区 (6) 山地地区	
歴史ゾーン	中心市街地の景観	(7) 桑名中心市街地地区 (8) 多度中心市街地地区 (9) 長島中心市街地地区	

### (2) 基本理念

『育まれてきた水と緑と歴史をみんなで守り、新たな魅力として育てる水郷景観まちづくり』

### (3) 基本目標

基本目標	
(1)コンパクトな都市構造を生かした水と緑と歴史の調和が美しい景観の形成	コンパクトな都市構造を生かしたより美しい景観を形成するため、景観特性をふまえて地区を区分し、各地区のめざすべき景観形成の方針と良好な景観の形成に配慮すべき事項を定める。
(2)水郷都市としての成り立ちを大切にしながらした景観の形成	市域の約1/5の面積を占める木曾三川などの河川と共生のなかで形成された、広大な水郷景観を大切にするとともに、眺望として楽しめるよう、眺望景観を位置づけ配慮すべき事項を定める。
(3)住民とともに地区の個性ある景観を守り、賑わいや活力を育む景観の形成	住民主体によりまちづくりの取り組みがなされている地区及び歴史的まちなみや賑わいのある街路景観が形成されている地区は、本市の景観をより魅力あるものとする。 このため、これらを景観形成上重要な地区として位置づけ、賑わいや活力を育むために、きめの細かい配慮すべき事項を住民とともに定める。

### (4) 景観形成の基本方針

景観形成の基本方針		
自然景観	①緑の景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「桑名市緑の基本計画(平成20年5月)」に基づき、本市の原風景を構成する養老山地やなだらかな丘陵地の緑や里山、高塚山古墳周辺や住宅地端部に残された緑など、本市に残された美しい緑の景観の保全に努めるとともに、桜堤や街路樹など新たな緑の景観の創出を図る。</li> <li>●また、市街地内に残る樹林地、農地、寺社林については保全に努めるとともに、住宅地などの開発地区や土砂採取場などの大規模な土地の形質の変更については、のり面の緑化などにより景観への配慮に努める。</li> </ul>
	②水辺の景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●木曾三川や員弁川とその支流河川及びこれら周辺に広がる田園景観や旧城下町に残る堀などは、本市を代表する景観資源であることから、これらの保全に努めるとともに、河川沿いの自然景観や歴史的まちなみとの調和に配慮した、親しみのある水辺景観の創出を図る。</li> <li>●また、木曾三川河口部の干潟、ヨシ原などは、その保全に努めるとともに、治水の機能を確保しながら自然環境との調和に配慮した護岸や橋りょうの整備など、本市を代表する河川景観や親水空間としてふさわしい景観の保全・創出に努める。</li> </ul>

歴史的景観	①まち(歴史的地区)の景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●桑名城址、多度大社門前町周辺地区などで見られる歴史的まちなみや多度町福永(西福永)、長島町又木などで見られる榎垣のまちなみを保全するとともに、これらのまちなみとの調和に配慮した、落ち着いた景観の創出を図る。</li> </ul>
	②街道の景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東海道、美濃街道、濃州道などの旧街道沿いにおいては、残された歴史的まちなみや景観資源を保全するとともに、歴史的環境に配慮したまちなみの修景や個性を生かした景観の保全を図る。</li> <li>●また、景観との調和に配慮した公共事業やまちなみの誘導などにより、地区の歴史的環境を大切にされた街道の景観の創出を図る。</li> </ul>
都市景観	①街の景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の玄関口となる桑名駅周辺地区や多くの市民・観光客が集まる九華公園、長島地区のレジャー施設周辺、国営木曾三川公園(河口地区)などにおいては、来訪者が本市の第一印象を感じる大切な場所であるため、地域の誇れる景観として保全・創出を図る。</li> <li>●また、八間通り、国道1号などの幹線道路沿いや多度駅前地区、長島駅前地区などの景観形成を図るとともに、既成市街地における落ち着いた景観の保全を図る。</li> </ul>
	②住宅地の景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市域中央部の丘陵地には、計画的に整備された大山田ニュータウンなどの大規模な住宅団地が見られ、これらの地区においては、周辺の自然景観及び背景となる丘陵地や山並みなどへの眺望景観に配慮した、うるおいのある緑豊かな住宅地景観の形成を図る。</li> <li>●また、地区計画制度を活用した、良好な住宅地の形成や住宅地内の街路樹の保全・整備を図る。</li> </ul>
	③産業の景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市は、立地条件や交通アクセスなどの条件がよく、企業立地が進んでおり、さらに、新たな開発に向けた動きも見られる。</li> <li>●今後、インターチェンジ周辺や多度方面の大規模開発可能地は、本市を代表する産業拠点として、周辺の自然環境や景観との調和に配慮するとともに、敷地内緑化や生垣による修景などにより、背景となる山並みや田園地帯、丘陵地との調和に配慮した景観の形成を図る。</li> <li>●また、中心市街地においては、商業地として誇りのもてる、ゆとりと賑わいのある景観の形成を図るとともに、木曾三川の河口部においては、水辺の景観の保全とあわせて、漁業の景観の保全に努める。</li> </ul>
	④景観上重要な公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路、河川、公園などの公共施設は、良好な景観の形成上重要な要素のひとつであり、地域の景観を先導していく必要がある。</li> <li>●そこで、景観上重要な道路については、街路樹の保全・整備や道路附属施設、占用物、屋外広告物の整序・規制、地域のランドマークとして魅力ある橋りょうの保全・整備などにより、交通軸にふさわしい良好な沿道景観の形成に努める。</li> <li>●景観上重要な河川については、護岸や管理道路、樋門などとともに、水辺の景観を構成する重要な要素となることから、これらとの調和に配慮した景観の形成を図るとともに、伊勢大橋から揖斐長良大橋にかけての揖斐川右岸は、広がりのある河川への眺望景観を楽しめる場として、河川沿いの歴史的景観との調和に配慮した、開放的で親しみのある水辺の景観の創出を図る。</li> <li>●景観上重要な公園については、九華公園及び播磨中央公園などの大規模な公園や桑名市総合運動公園などのスポーツ・レクリエーション施設などを水と緑の拠点として位置づけ、周辺の自然環境との調和に配慮した整備及び適切な維持管理を図る。</li> </ul>
眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市においては、木曾三川沿いの堤防道路や国道258号沿いなど、市域の様々な場所で養老山地の山並みや緩やかな丘陵地、河川沿いに広がる田園景観などの眺望景観が楽しめる。</li> <li>●桑名城址である九華公園からは、公園内の緑の背後に、建築物のスカイラインが突出して見られる。</li> <li>●そこで、本市の良好な景観のイメージを育てているこれらの眺望景観を大切にするため、眺望景観に影響する行為について、可能なかぎり景観誘導に努めるとともに、背景となる眺望景観にとけ込むような形態意匠や色彩、素材に配慮し、大規模な施設については、敷地周りの緑化や形態意匠への配慮により、周辺の自然環境との調和に努める。</li> <li>●また、本市の美しい眺望景観を楽しめる多度山や丘陵地、堤防道路、橋りょうなどの視点を保全・創出するとともに、眺望景観の対象となる木曾三川や養老山地などへの景観を守り、広がりのある水郷都市としてふさわしい眺望景観を次世代に継承するよう努める。</li> </ul>	

<p><b>心象景観</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市においては、日本一やかましい祭りといわれている石取祭をはじめ、上げ馬神事が有名な多度まつりなどの代表的な伝統行事や九華公園のさくらまつりやつつじまつりなどの季節行事がある。</li> <li>●また、地区独自の取り組みとして、寺町商店街における三八市や多度山における多度山再生への取り組みなどが行われている。</li> <li>●これらの伝統行事や季節行事、地区住民などによる取り組みは、郷土への愛着心を育むことにつながり、結果として、良好な景観の形成に関する取り組みにもつながる。</li> <li>●そこで、先人達の知恵により育まれてきた伝統行事や美しい自然景観を感じる季節行事は、今後も大切に継承していくとともに、各地域独自の取り組みについては、誰もが参画でき、ともに楽しむことができるものとなるよう、その取り組みを促す。</li> </ul>
--------------------	---

(5) 良好な景観の形成に関する方針

<p>地区及びテーマ</p>	<p>景観類型別方針</p>
<p><b>(1)員弁川沿い地区</b></p>  <p>■テーマ：員弁川や田園景観、里山と調和のとれた、うるおいのある景観の形成を図ります。</p>	<p><b>【自然景観】</b></p> <p>○<b>緑(山)の景観</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地区南部の志知、桑部などの里山における行為にあたっては、地形の改変を最小限とし、既存樹木の保存・活用を図るとともに、敷地や擁壁などを緑化により修景するなど、里山の緑の保全に努める。</li> <li>●員弁川沿いのまとまりのある農地の保全に努める。</li> </ul> <p>○<b>水辺の景観</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●野鳥の生息地となっている員弁川などの豊かな自然環境の保全に努めるとともに、治水の機能を確保しながら自然環境の保全に配慮した護岸整備などにより、うるおいのある水辺景観の創出を図る。</li> <li>●嘉例川の桜堤の保全に努める。</li> <li>●ホタルが生息する平群池や地区内に点在する溜池などの景観資源の保全に努める。</li> </ul> <p><b>【歴史的景観】</b></p> <p>○<b>まち(歴史的地区)の景観</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●長谷神社、平群神社、額田神社をはじめ、由緒ある寺社などの景観資源の保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠、敷地の緑化などの工夫により、地域の景観を特徴づける家並みや外構などが残る集落との調和に配慮する。</li> </ul> <p>○<b>街道の景観</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●濃州道沿いの切妻屋根や格子戸のある美しい家並み、由緒ある寺社などの景観資源の保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠などの工夫により、これらとの調和に配慮する。</li> </ul> <p><b>【都市景観】</b></p> <p>○<b>住宅地の景観</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物等の規模・配置、形態意匠、敷地の緑化などの工夫により、地域の景観を特徴づける家並みや外構などが残る員弁川沿いの集落との調和に配慮する。</li> <li>●正和台、赤尾台の開発された住宅団地では、敷地内の生垣やシンボルツリーなどの緑化により、周辺の緑との調和に配慮する。</li> </ul> <p>○<b>産業の景観</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模な商業地においては、敷地境界部に緑地帯を設置するなどにより、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul> <p>○<b>景観上重要な公共施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自然環境豊かな員弁川や街路樹が整備された県道桑名東員線は、周辺の景観の保全や調和に配慮した、うるおいのある景観の形成を図る。</li> </ul> <p><b>【眺望景観】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●員弁川の護岸や橋りょうなどから楽しむことができる里山や市域を縁取る山並みを背景として広がる農地への眺望景観の保全を図ります。</li> <li>●まとまりのある農地を走るナローゲージの北勢線への眺望景観や北勢線からの眺望景観の保全に努める。</li> </ul>
<p><b>(2)揖斐川河口地区</b></p>	<p><b>【自然景観】</b></p> <p>○<b>緑(山)の景観</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡町、太平町などに広がる、まとまりのある農地の保全に努める。</li> </ul> <p>○<b>水辺の景観</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●伊勢湾に流れ込む木曾三川や員弁川の河口部に見られ、野鳥の生息地となっている干潟など、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、治水の</li> </ul>



■テーマ：田園景観と調和のとれた、広域的な玄関口として誇れる景観の形成を図ります。

機能を確保しながら親水性に配慮した、うるおいのある水辺景観の創出を図る。

【歴史的景観】

○街道の景観

●かつては七里の渡で桑名へ向かう人々が目印とした、浜の地蔵堂前の常夜灯などの景観資源の保全に努めるとともに、地区の魅力を高めるため、その有効活用に努める。

【都市景観】

○まちの景観

●伊勢湾岸自動車道や湾岸桑名インターチェンジ周辺地区は、桑名市の新たな玄関口として、周辺の田園景観との調和に配慮した、魅力ある景観の創出を図る。

○景観上重要な公共施設

●湾岸桑名インターチェンジへのアクセス道路である県道湾岸桑名インター線沿道は、建築物等の規模・配置などの工夫により、背景に広がるまとまりのある田園への眺望景観の保全に配慮する。

【眺望景観】

●河口部における建築物等の規模、形態意匠の配慮により、広がりのある伊勢湾への眺望景観の保全を図る。  
●浜の地蔵堂などの揖斐川堤防は、伊勢湾や木曾三川、トゥインクル、対岸の大規模レジャー施設などへの眺望景観の視点場として、その保全に努める。

(3)揖斐川沿い地区



■テーマ：木曾三川や田園景観と調和のとれた、美しく快適な景観の形成を図ります。

【自然景観】

○緑(山)の景観

●揖斐川沿いのまとまりのある農地の保全に努める。

○水辺の景観

●揖斐川のヨシ原などの豊かな自然環境の保全に努めるとともに、治水の機能を確保しながら自然環境の保全に配慮した護岸整備などにより、うるおいのある水辺景観の創出を図る。

【歴史的景観】

○まち(歴史的地区)の景観

●榎垣のまちなみが残る多度町福永(西福永)及び多度町平古(平賀)などの集落や古いまちなみが残る多度町香取などの集落景観の保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠、敷地の緑化などの工夫により、地域の景観を特徴づける集落景観との調和に配慮する。

○街道の景観

●美濃街道沿いの下深谷部、多度町下野代などの古いまちなみや寺社などの景観資源の保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠などの工夫により、これらとの調和に配慮する。

【都市景観】

○まちの景観

●建築物等は、魅力あるまちの景観を形成するため、形態意匠などの工夫により、周辺の景観との調和に配慮する。

○住宅地の景観

●建築物等の規模・配置、形態意匠、敷地の緑化などの工夫により、地域の景観を特徴づける家並みや外構などが残る住宅地との調和に配慮する。  
●中高層マンションは、壁面の後退や敷地境界部の緑化による緩衝帯の設置を行うなど、歩行者などへ圧迫感を感じさせないように、配慮する。

○産業の景観

●地区南部の大規模な工業地においては、敷地内及び敷地境界部に緑地帯などを設置し、壁面を可能な限り道路から後退するなど、周辺の緑の景観との調和や圧迫感を感じさせないように配慮する。  
●工業地の資材置場は、周辺の住宅地などに圧迫感を感じさせないように、整然とした積み上げに配慮する。

○景観上重要な公共施設

●国道 258 号及びその沿道は、建築物等の規模・配置などの工夫により、背景に広がるまとまりのある田園への眺望景観の保全に配慮する。

【眺望景観】

●揖斐川の護岸や橋りょうなどから楽しむことができる、広がりのある木曾三川への眺望景観の保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠の配慮などにより、養老山地の山並みを背景として広がる農地への眺望景観の保全を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●桑名を代表する水辺の景観である木曾三川の眺望景観を保全するため、対岸や県道桑名海津線(通称:中堤道路)沿道などからの眺望景観に配慮し、建築物等の規模・配置、形態意匠に配慮する。</li> </ul>
<p><b>(4)輪中地区</b></p>  <p>■テーマ: 地区の成り立ちを象徴する輪中特有の景観を大切にしたい景観の形成を図ります。</p>	<p><b>【自然景観】</b></p> <p>○緑(山)の景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●木曾三川沿いのまとまりのある農地や水屋などの輪中地帯特有の景観の保全に努める。</li> <li>●平坦な水田地帯のランドマーク的な役割を果たす寺社を囲む緑の保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠、敷地の緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul> <p>○水辺の景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●野鳥の生息地となっている木曾三川などの豊かな自然環境の保全に努めるとともに、治水の機能を確保しながら自然環境の保全に配慮した護岸整備などにより、うるおいのある河川景観の創出を図る。</li> </ul> <p><b>【歴史的景観】</b></p> <p>○まち(歴史的地区)の景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●水屋や石積みの外構などの輪中地帯特有の景観が残る長島町松の木などの集落や榎垣のまちなみが残る長島町又木などの集落は、その保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠、敷地の緑化などの工夫により、地域の景観を特徴づける家並みや外構などが残る集落との調和に配慮する。</li> </ul> <p><b>【都市景観】</b></p> <p>○住宅地の景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物等の規模・配置、形態意匠、敷地の緑化などの工夫により、地域の景観を特徴づける家並みや外構などが残る木曾三川沿いの集落との調和に配慮する。</li> <li>●近年開発された住宅団地では、敷地内の生垣やシンボルツリーなどの緑化により、周辺の田園景観との調和に配慮する。</li> </ul> <p>○産業の景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模な集客施設では、田園景観から突出する建築物や工作物の形態意匠の工夫や敷地境界部に緑地帯を設置するなど、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul> <p>○景観上重要な公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県道水郷公園線は、桜並木の保全に努めるとともに、沿道に見られる建築資材などの物件の堆たい積場などは、敷地内緑化の推進などにより、周辺の田園景観との調和に配慮した、うるおいのある沿道景観の形成に努める。</li> <li>●伊勢湾岸自動車道や湾岸長島インターチェンジ周辺地区は、新たな広域的玄関口として、魅力の創出を図る。</li> </ul> <p><b>【眺望景観】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●木曾三川の堤防道路から、水屋などの輪中地帯特有の景観が残る田園への眺望景観の保全を図るため、建築物等の形態意匠や敷地の緑化などに配慮する。</li> <li>●木曾三川の堤防道路や木曾三川に架かる橋りょう、県道桑名海津線(通称:中堤道路)沿道から楽しめる養老山地や鈴鹿山脈などへの眺望景観の保全に努める。</li> </ul>
<p><b>(5)丘陵地地区</b></p>  <p>■テーマ: 丘陵地の緑と調和のとれた、う</p>	<p><b>【自然景観】</b></p> <p>○緑(山)の景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地に残る高塚山古墳の丘陵地(竹林で覆われた樹林地)や市街地に残された斜面緑地などの緑の保全に努める。</li> <li>●丘陵地端部の里山における行為にあたっては、地形の改変を最小限とし、既存樹木の保存・活用を図るとともに、敷地を緑化などにより修景するなど、里山の緑の保全に努める。</li> <li>●土石の採取により緑が失われ、岩肌が露出した跡地は、できる限り早期に周辺の植生との調和に配慮した緑の回復を促す。</li> </ul> <p><b>【歴史的景観】</b></p> <p>○まち(歴史的地区)の景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●矢田城址や尾畑城址、勤学寺や聖衆寺などの寺社、諸戸水道貯水池遺構など景観資源の保全に努めるとともに、建築物等については、規模・配置などの工夫により、これらの景観資源との調和に配慮する。</li> </ul> <p><b>【都市景観】</b></p> <p>○住宅地の景観</p>

<p>るおいと活力のある景観の形成を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物等の規模・配置、形態意匠、敷地の緑化などの工夫により、地域の景観を特徴づける既存のまちなみや里山の集落との調和に配慮する。</li> <li>●丘陵地に計画的に開発された住宅地では、敷地内の生垣やシンボルツリーの植栽などの緑化により、落ち着いたある住環境の保全及び創出を図る。</li> </ul> <p>○産業の景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●多度町力尾などの大規模な工業地、商業地においては、敷地内及び敷地境界部に緑地帯などを設置し、壁面を可能な限り道路から後退するなど、周辺の緑の景観との調和や圧迫感を感じさせないよう配慮する。</li> </ul> <p>○景観上重要な公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県道桑名東員線など、丘陵地に計画的に開発された住宅地内に見られる街路樹のある通りを保全するとともに、うるおいのある沿道景観の創出を図る。</li> <li>●桑名市総合運動公園、播磨中央公園、藤が丘デザイン公園などは、市民の憩いの場として、また、視点場としての保全に努める。</li> </ul> <p>【眺望景観】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●走井山公園は、市街地や伊勢湾まで見渡せる視点場として保全を図る。</li> <li>●高塚山古墳周辺は、雄大な木曾三川や名古屋駅周辺の高層ビル群を望むことができる場所として保全に配慮する。</li> </ul>
<p>(6)山地地区</p>  <p>■テーマ：季節の彩り豊かな養老山地の自然環境を大切に景観の形成を図ります。</p>	<p>【自然景観】</p> <p>○緑(山)の景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の景観資源を代表し、地域のランドマークとなっている多度山をはじめとする養老山地の松の植生やまとまりのある森林景観の保全に努める。</li> <li>●山間部に見られる里山における行為にあたっては、地形の改変を最小限とし、既存樹木の保存・活用を図るとともに、敷地や擁壁などを緑化により修景するなど、里山の緑の保全に努める。</li> <li>●土石の採取により緑が失われ、岩肌が露出した跡地は、できる限り早期に周辺の植生との調和に配慮した緑の回復を促す。</li> <li>●多度町美鹿などの農地の保全に努める。</li> </ul> <p>【歴史的景観】</p> <p>○まち(歴史的地区)の景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●瓦屋根の家並みが美しい多度町古野の集落などは、その保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠、敷地の緑化などの工夫により、地域の景観を特徴づける既存のまちなみとの調和に配慮する。</li> </ul> <p>【都市景観】</p> <p>○景観上重要な公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●多度山上公園やハイキングコースは、市民の憩いの場として、市民活動とともに保全を図る。</li> </ul> <p>【眺望景観】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域のランドマークとなる多度山は、市内からの眺望景観の視対象として、また、多度山上公園は、木曾三川を中心とした水郷県立自然公園が見渡せる視点場として、その保全に努める。</li> </ul>
<p>(7)桑名中心市街地地区</p>  <p>■テーマ：桑名の中心部として誇れる、魅力と賑わいのある景観の形成を図ります。</p>	<p>【自然景観】</p> <p>○水辺の景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●七里の渡に象徴される水運で発展した揖斐川の水辺や旧城下町に残る堀などは、本市を代表する景観資源であり、治水の機能を確保しながらこれらの保全に努めるとともに、堀の整備等に際しては親しみのある水辺景観の創出を図る。</li> </ul> <p>【歴史的景観】</p> <p>○まち(歴史的地区)の景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●慶長の町割をもとにした城下町の都市構造を大切するため、城壁、堀、寺院などの歴史的資源の保全に努めるとともに、六華苑、諸戸氏庭園などの歴史的資源をまちなかの魅力を高めるため、その有効活用に努める。</li> <li>●揖斐川沿いの漁師町として発展し、現在も古いまちなみや集落構造が見られる赤須賀の集落は、その歴史性に配慮した景観の形成に努める。</li> </ul> <p>○街道の景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●東海道や濃州道沿いに残る宿場町の面影や連子格子のある古いまちなみの保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠の工夫により、これらのまちなみとの調和に配慮する。</li> </ul> <p>【都市景観】</p> <p>○まちの景観</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●桑名駅前、まちの顔としての魅力を創出するため、建築物の低層部の形態意匠の工夫により、賑わいのある歩行者空間の創出を図る。</li> <li>●老朽化が進む建築物等は、魅力あるまちの景観を形成するため、建築物等の形態意匠の連続性に配慮する。</li> <li>○住宅地の景観</li> <li>●中高層マンションは、壁面の後退や敷地境界部に緑化による緩衝帯などを設置し、歩行者などに圧迫感を感じさせないように配慮する。</li> <li>○産業の景観</li> <li>●寺町商店街などは、建築物の規模・配置、形態意匠の工夫により、まとまりのある景観の保全を図るとともに、低層部の工夫による賑わいの創出に努める。</li> <li>●住工の建物用途が混在する江場地区などにおいては、工場敷地内の緑化に努め、周辺の住宅地への圧迫感を感じさせないように配慮する。</li> <li>○景観上重要な公共施設</li> <li>●電線が地中化され整備された八間通りや丘陵地の緑、連続した市街地がみられる国道 258 号の適切な保全を図る。</li> <li>●九華公園や吉之丸コミュニティパークは、市民の憩いの場として、また、広がりのある木曾三川への眺望景観を楽しめる場として保全に努める。</li> <li>●伊勢大橋から揖斐長良大橋にかけての揖斐川右岸は、広がりのある河川への眺望景観を楽しめる場として、また、河川沿いの歴史的景観との調和に配慮し、観光や交流拠点として、親しみと魅力ある水辺の景観の創出に努める。</li> <li>【眺望景観】</li> <li>●桑名駅前から西方向の背景となる丘陵地の緑への眺望景観を保全するため、建築物等の規模・配置、形態意匠に配慮する。</li> <li>●桑名を代表する木曾三川や多度山への眺望景観を保全するため、建築物等の規模・配置、形態意匠に配慮する。</li> <li>●丘陵地端部の視点場などから市街地への眺望景観を保全するため、建築物等の規模・配置、形態意匠に配慮する。</li> </ul>
<p><b>(8)多度中心市街地地区</b></p>  <p>■テーマ：門前町や美濃街道沿いの歴史的環境を大切にしたい景観の形成を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【自然景観】</li> <li>○水辺の景観</li> <li>●多度川は、地域を特徴づける水辺であり、景観資源としてこれらの保全に努めるとともに、これらの自然環境の保全に配慮した護岸整備などにより、うるおいのある水辺景観の創出を図る。</li> <li>【歴史的景観】</li> <li>○まち(歴史的地区)の景観</li> <li>●多度大社門前町の妻入りの歴史的まちなみの保全に努めるとともに、これらのまちなみとの連続性を確保するため、建築物等の規模・配置、形態意匠に配慮し、地域の資源を結んだ回遊性の向上に努める。</li> <li>○街道の景観</li> <li>●美濃街道沿いの多度町柚井、多度町戸津などに見られる長屋門と塀のある家屋や榎垣のまちなみの保全に努めるとともに、これらのまちなみとの連続性を確保するため、建築物等の規模・配置、形態意匠、外構に配慮する。</li> <li>【都市景観】</li> <li>○まちの景観</li> <li>●多度駅前地区は、まちの玄関口としての魅力を創出するため、特に建築物の低層部の形態意匠の工夫により、賑わいのある歩行者空間の形成に努める。</li> <li>○産業の景観</li> <li>●商店街においては、建築物の規模・配置、形態意匠の工夫により、まとまりのある景観の保全を図るとともに、低層部の工夫による賑わいの創出に努める。</li> <li>●老舗が残る古いまちなみに調和した、まちなみの創出に努める。</li> <li>○景観上重要な公共施設</li> <li>●ふるさと多度文学館、多度町総合支所などが集まる地区は、市民の交流、憩いの場として、まとまりのある景観が形成されるよう、建築物等の規模・配置、形態意匠に配慮する。</li> <li>【眺望景観】</li> <li>●ふるさと多度文学館周辺地区は、多度山などへの視点場として保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠などの配慮により、多度山の稜線の保全に努める。</li> </ul>

(9)長島中心市街地区



■テーマ：長島城址として、また、長島中心部としてふさわしい景観の形成を図ります。

【自然景観】

○水辺の景観

- 長島城址に沿って流れる長島川は、遊歩道とともに、うるおいある水辺景観として、これらの保全を図る。

【歴史的景観】

○まち(歴史的地区)の景観

- 長島城址、長島川、又木茶屋などの周辺は、歴史を感じさせる面影を有しており、これらの保全に努めるとともに、地域の資源を結んだ回遊性の向上に努める。

○街道の景観

- 長島町長島下町、長島町長島中町などのまちなみの保全に努めるとともに、これらのまちなみとの連続性を確保するため、建築物等の規模・配置、形態意匠に配慮する。

【都市景観】

○まちの景観

- 長島駅前地区は、魅力あるまちの玄関口とするため、建築物の規模・配置、形態意匠に配慮する。

○住宅地の景観

- 中高層マンションは、壁面の後退や敷地境界部に緑化による緩衝帯などを設置し、歩行者などへ圧迫感を感じさせないよう配慮する。

○産業の景観

- 商店街においては、建築物の規模・配置、形態意匠の工夫により、まとまりのある景観の保全を図るとともに、低層部の工夫による賑わいの創出に努める。

○景観上重要な公共施設

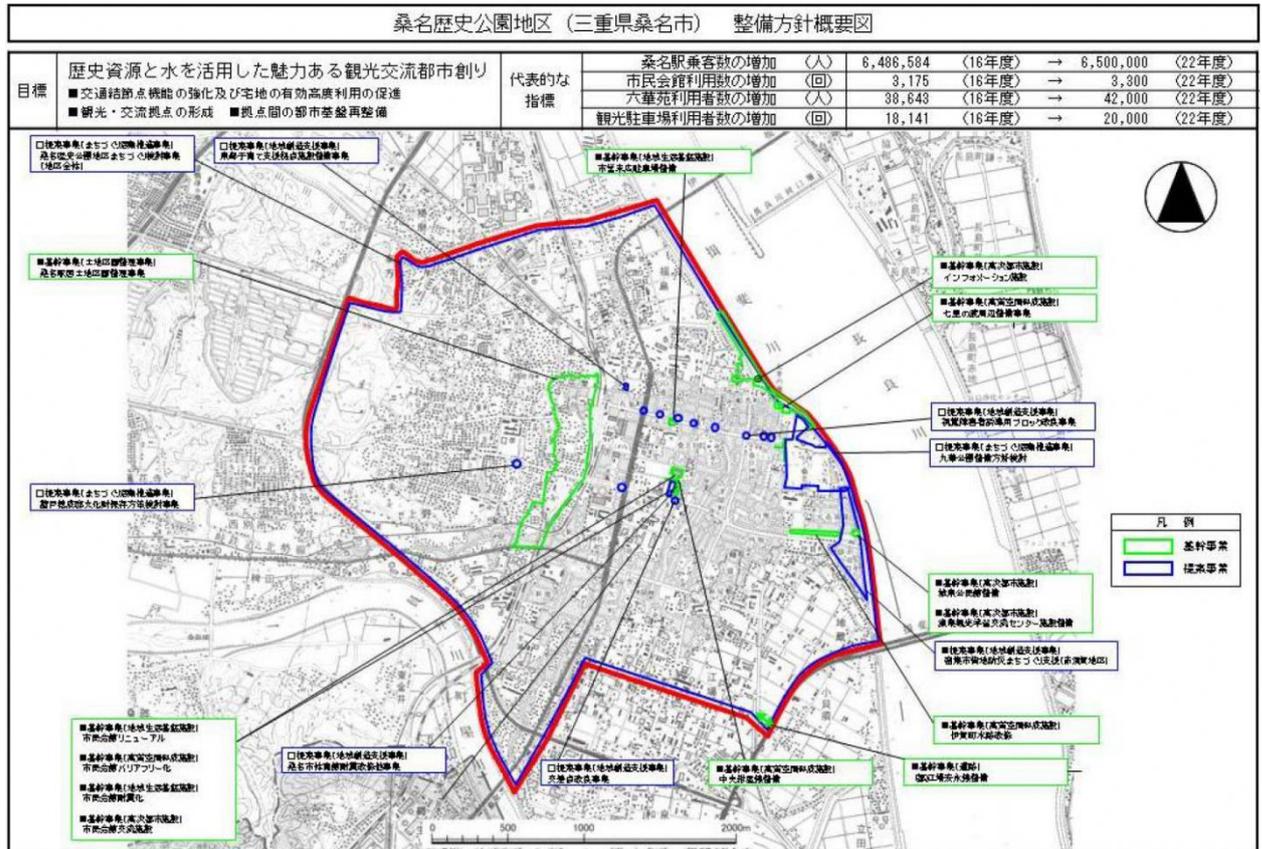
- 幹線道路沿道に見られる建築資材などの物件の堆たい積場は、周辺の景観と調和するよう、整然とした積み上げなどにより、周辺の環境と調和するよう配慮する。
- 長島城址のクロマツは、市民の大切な景観資源でもあることから適切な保全を図る。

### ③桑名歴史公園地区都市再生整備計画

#### (1) 目標

目標	
<b>歴史資源と水を活用した魅力ある観光交流都市創り</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 桑名市の中心市街地である桑名駅周辺において、交通結節機能の強化及び宅地の有効高度利用の促進を図る</li> <li>■ 歴史資源豊かな東部市街地を中心とした観光基盤・交流基盤の再整備（観光・交流拠点の形成）</li> <li>■ 各観光拠点・交流拠点間及び桑名駅から各拠点を結ぶルートについて都市基盤の再整備を図る</li> </ul>

#### (2) 整備方針概要

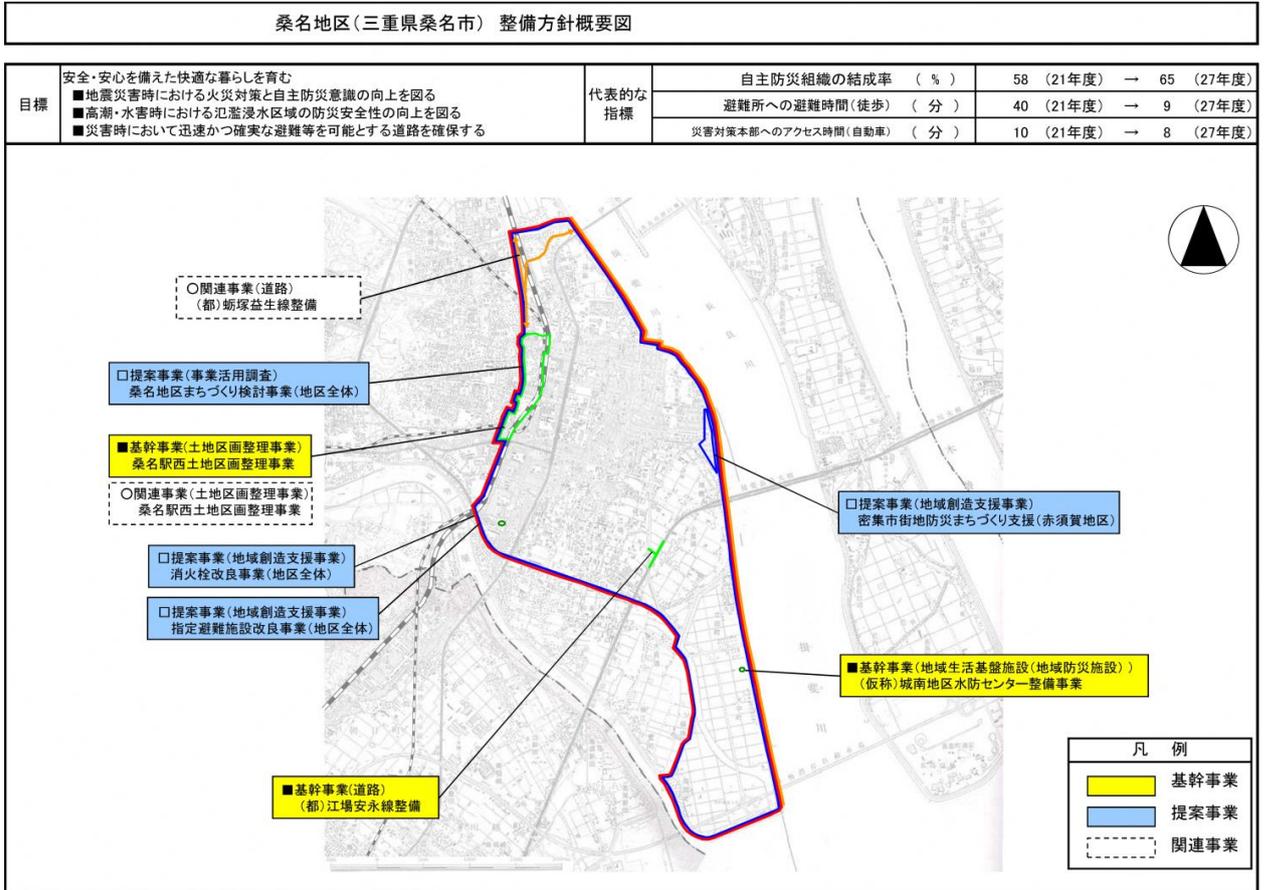


#### ④桑名地区都市再生整備計画

##### (1) 目標

目標	
<b>安全・安心を備えた快適な暮らしを育む</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震災害時における火災対策と自主防災意識の向上を図る</li> <li>■高潮・水害時における氾濫浸水区域の防災安全性の向上を図る</li> <li>■災害時において迅速かつ確実な避難等を可能とする道路を確保する</li> </ul>

##### (2) 整備方針概要

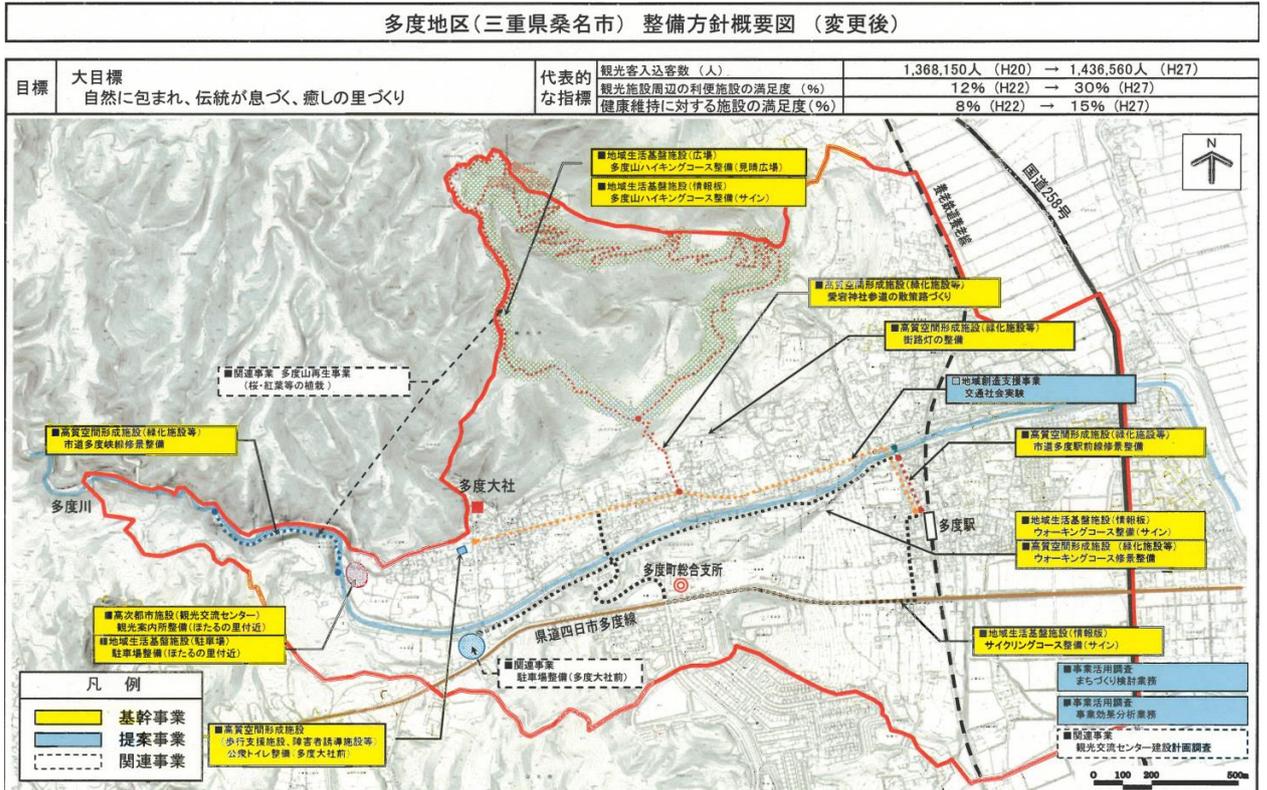


## ⑤多度地区都市再生整備計画

### (1) 目標

目標	
自然に包まれ、伝統が息づく、癒しの里づくり	■ 多度を訪れる来訪者が満足できる、おもてなしの環境づくり
	■ 豊かな自然資源や歴史・文化資源を結び安全で魅力あふれるおもてなしの暮らしのみちづくり
	■ 地域住民が元気で快適に活動し、伝統・文化が息づく地域活力の創出に向けた暮らしの環境づくり

### (2) 整備方針概要



⑥桑名駅周辺地区都市再生整備計画(都市再構築戦略事業)

(1) 目標

目標	
歩いて暮らせるコンパクトで便利なまちづくりを育む	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通結節点の整備を進め、東西地区の交流を図る</li> <li>公共施設等を再配置し、快適なまちづくりを図る</li> </ul>

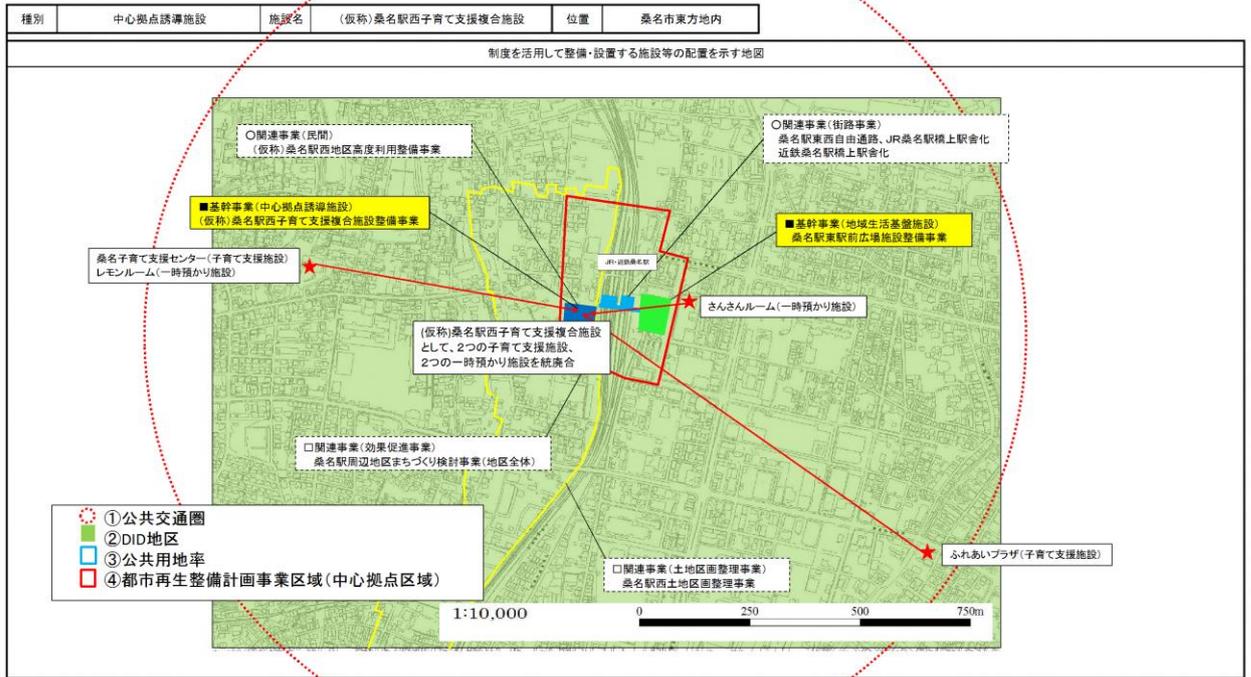
(2) 中心拠点誘導施設及び生活拠点誘導施設の考え方

- 「桑名市公共施設等総合管理計画」及び現在作成中の「立地適正化計画」による。
- 子育て支援施設を統廃合する形で中心拠点誘導施設として地区内に整備する。

(3) 整備方針概要



#### (4) 都市再構築戦略事業概要

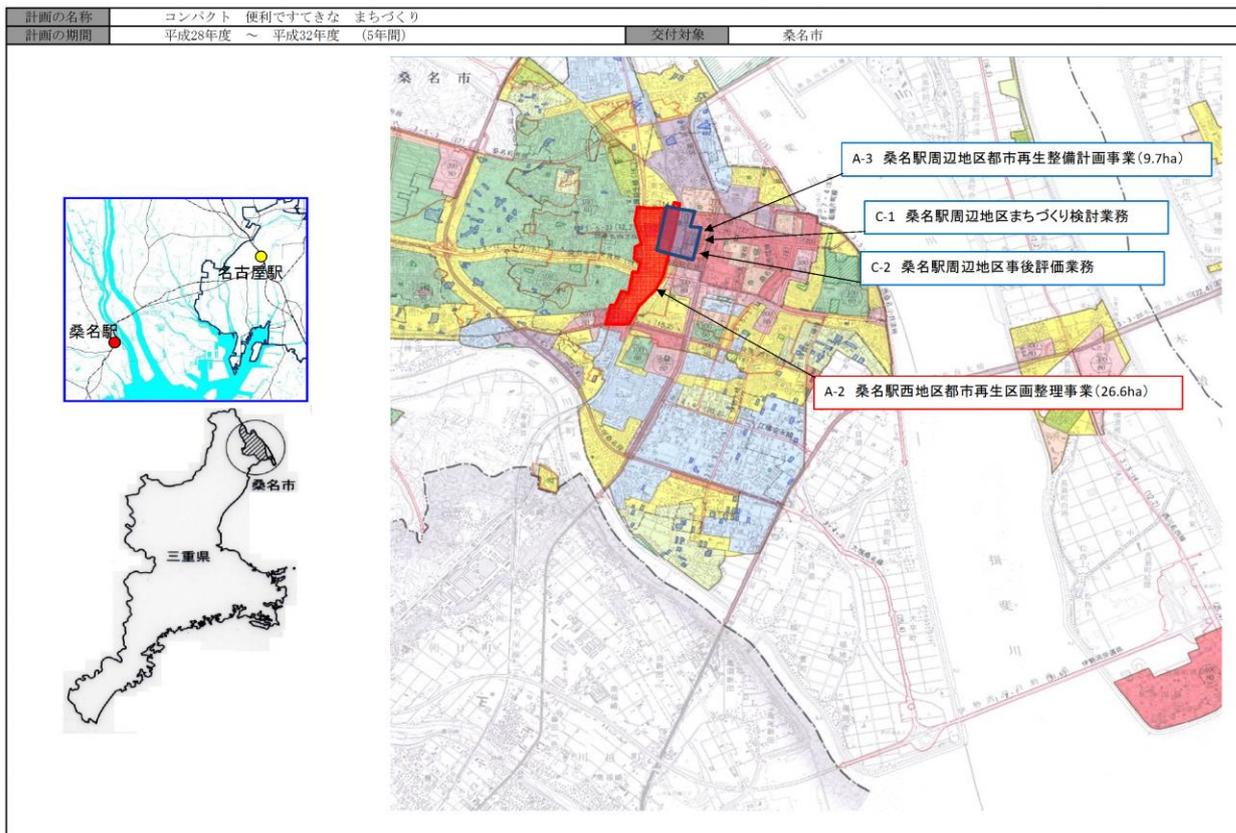


⑦社会資本総合整備計画(市街地整備)「コンパクト 便利ですてきな まちづくり」

(1) 目標

目標	
<p>駅周辺としての交通結節機能の強化を図り、利便性を確保した快適な暮らしを育む</p>	<p>■ 駅周辺での利便性を確保した<b>定住人口の確保</b>を図る                  ■ <b>道路及び鉄道の交通結節機能の強化</b>を図る</p>

(2) 市街地整備概要



⑧桑名市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1)戦略の方針

戦略の方針
<p>桑名市においては、子育て、学び、労働など日々の生活、活動をするうえでの心地よさ、快適さを向上させる「長期的に続けることで効果が緩やかに表れる政策」を推進して定住人口を増加させるとともに、桑名の魅力を発信し、桑名に来る人を魅了するなど「短期施策の繰り返しによる実績で効果が表れる施策」をあわせて推進することで、交流人口や海外の方を含めた来訪者を増加させる「まち・ひと・しごと創生」に取り組む。</p>

(2)基本目標及び戦略の基本的な方向と具体的な施策

長期・短期	基本目標	基本的な方向	具体的な施策
<p>長期的に続けることで効果が緩やかに表れる政策（緩上昇効果策）</p>	<p>【基本目標1】 暮らす ～ 桑名で わくドキ ワーク&amp;ライフ ～</p>	<p>(1)「暮らしやすいまち」を創生する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●安全・安心な暮らしを守り、利便性や快適性の向上を図ることで、「暮らしやすいまち」を創生する</li> </ul>	<p>①防災→共に助け合える、防災意識の高いまちになっている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災システムと防災施設などの整備</li> <li>●防災体制の強化</li> <li>●地域防災力の向上</li> </ul> <p>②消防・救急→命や財産を守る備えが整い、安心して暮らしている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●救急救命体制の強化</li> <li>●消防団の強化</li> </ul> <p>③中心市街地→暮らしやすくにぎわいがある、コンパクトなまちになっている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●都市交流拠点の整備</li> <li>●にぎわいある中心市街地の整備</li> <li>●観光資源の魅力アップ</li> </ul> <p>④都市デザイン→景観が美しく保たれ、みんなにやさしいまちができています</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●魅力ある住環境の推進</li> <li>●みんなに優しいまちづくり</li> </ul> <p>⑤コミュニケーション活動→まちの情報がいつでもわかり、自分の声が市政に届く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●広報・広聴活動の充実</li> <li>●情報の共有</li> </ul>
		<p>(2)「住んでみたいまち」を創生する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●桑名市にある地域資源・魅力（歴史、文化・スポーツ、まちなみ、農産物、水産物、特産品など）が情報発信され、日本・世界中の人に、それぞれの目的に合った場所として選ばれる「住んでみたいまち」を創生する</li> </ul>	<p>①プロモーション活動→まちの魅力が、桑名ブランドとして広く世間に知れ渡っている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●桑名ブランドの推進</li> <li>●桑名ブランドの推進（文化・スポーツ）</li> <li>●桑名ブランドの推進（生涯学習）</li> <li>●桑名ブランドの推進（農林業）</li> <li>●桑名ブランドの推進（水産業）</li> <li>●桑名ブランドの推進（商業）</li> <li>●桑名ブランドの推進（工業）</li> <li>●桑名ブランドの推進（都市デザイン）</li> </ul>
		<p>(3)「住み続けたいまち」を創生する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもを安心して産み育てられ、様々な世代が交流し学ぶための環境が整った「住み続けたいまち」を創生する</li> </ul>	<p>①地域医療・健康づくり→医療体制が充実し、市民が健康づくりに取り組んでいる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域医療体制の整備および充実</li> <li>●救急医療体制の整備および充実</li> </ul> <p>②地域福祉→市民が支え合い、安心して暮らせる地域をつくっている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域を支える人づくり</li> <li>●地域を見守る仕組みづくり</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域をつなげる場づくり</li> <li>③子ども・子育て支援→地域の支えで、子どもを3人育てられるまちになっている</li> <li>●子育て家庭への支援サービスの充実</li> <li>●子どもの安全な居場所づくりの推進</li> <li>●安心して子どもを産み育てられる環境の整備</li> <li>●地域全体での子育て支援の推進</li> <li>④学校教育→安心できる環境で、子どもたちの生きる力が育っている</li> <li>●確かな学力の定着と向上</li> <li>●豊かな心の育成</li> <li>●地域とともにある学校づくり</li> <li>●教育環境の整備</li> <li>⑤生涯学習→誰もが自由に学べ、交流する場が生まれている</li> <li>●学習機会の提供・支援</li> <li>●生涯学習施設の適切な管理・運営</li> </ul>
		<p>(4)「働きやすいまち」を創生する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新技術開発・新製品開発の促進や製品のブランド化によって地域産業を活性化し、「働きやすいまち」を創生する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①農林業→桑名のおいしい農産物が全国で愛されている</li> <li>●桑名ブランドの推進</li> <li>●農業経営基盤の強化および整備</li> <li>●地産地消の推進および拡充</li> <li>②水産業→後世に引き継がれる漁業で、地域水産物を豊かに提供している</li> <li>●桑名ブランドの推進</li> <li>●漁業経営基盤の強化および整備</li> <li>●交流・地産地消の推進および拡充</li> <li>③商業→魅力あるお店と買い物をする人で、まちににぎわいがあふれている</li> <li>●桑名ブランドの推進</li> <li>●商店街の活性化</li> <li>●商業経営環境の整備</li> <li>④工業→地域に根ざした工場が活気にあふれている</li> <li>●桑名ブランドの推進</li> <li>●中小企業の振興と競争力向上</li> <li>●企業誘致の推進</li> </ul>
<p>短期施策の繰り返しによる実績で効果が表れる政策 (ウェブ上昇効果策)</p>	<p>【基本目標2】 インバウンド ～ 桑名で体感ピ ビッと(visit)ね～</p>	<p>(1)「魅了するまち」を創生する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●印象的で魅力あふれる歴史、文化・芸術、スポーツによって、住む人、来る人が感動する場面にあふれた「魅了するまち」を創生する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①プロモーション活動→まちの魅力が、桑名ブランドとして広く世間に知れ渡っている</li> <li>●桑名ブランドの推進</li> <li>●観光事業の魅力向上</li> <li>●広域連携の拡充</li> <li>②文化・スポーツ→芸術や歴史・スポーツに親しむ人が増えている</li> <li>●桑名ブランドの推進</li> <li>●文化芸術活動の推進</li> <li>●文化財の保護・活用</li> <li>●スポーツ活動の支援</li> <li>●競技スポーツの振興</li> <li>③都市デザイン→景観が美しく保たれ、みんなにやさしいまちができています</li> <li>●桑名ブランドの推進</li> <li>●緑地、緑化の保全整備</li> </ul>
		<p>(2)「国際力豊かなまち」を創生する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国際化に対応した人・環境が整い、世界中の人が集うことができる「国際</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国際理解教育→互いの文化や考え方を理解した子どもたちが交流している</li> </ul>

		<p>力豊かなまち」を創生する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際理解教育の推進</li> <li>●英語教育の推進</li> <li>●外国人児童・生徒の学校生活支援の充実</li> <li>②国内・国際交流→まちの魅力が広く発信され、交流の輪が広がっている</li> <li>●国内地域間交流の推進</li> <li>●多文化共生の推進</li> <li>●国際化の推進</li> <li>●海外に向けた情報発信</li> </ul>
--	--	---------------------	--

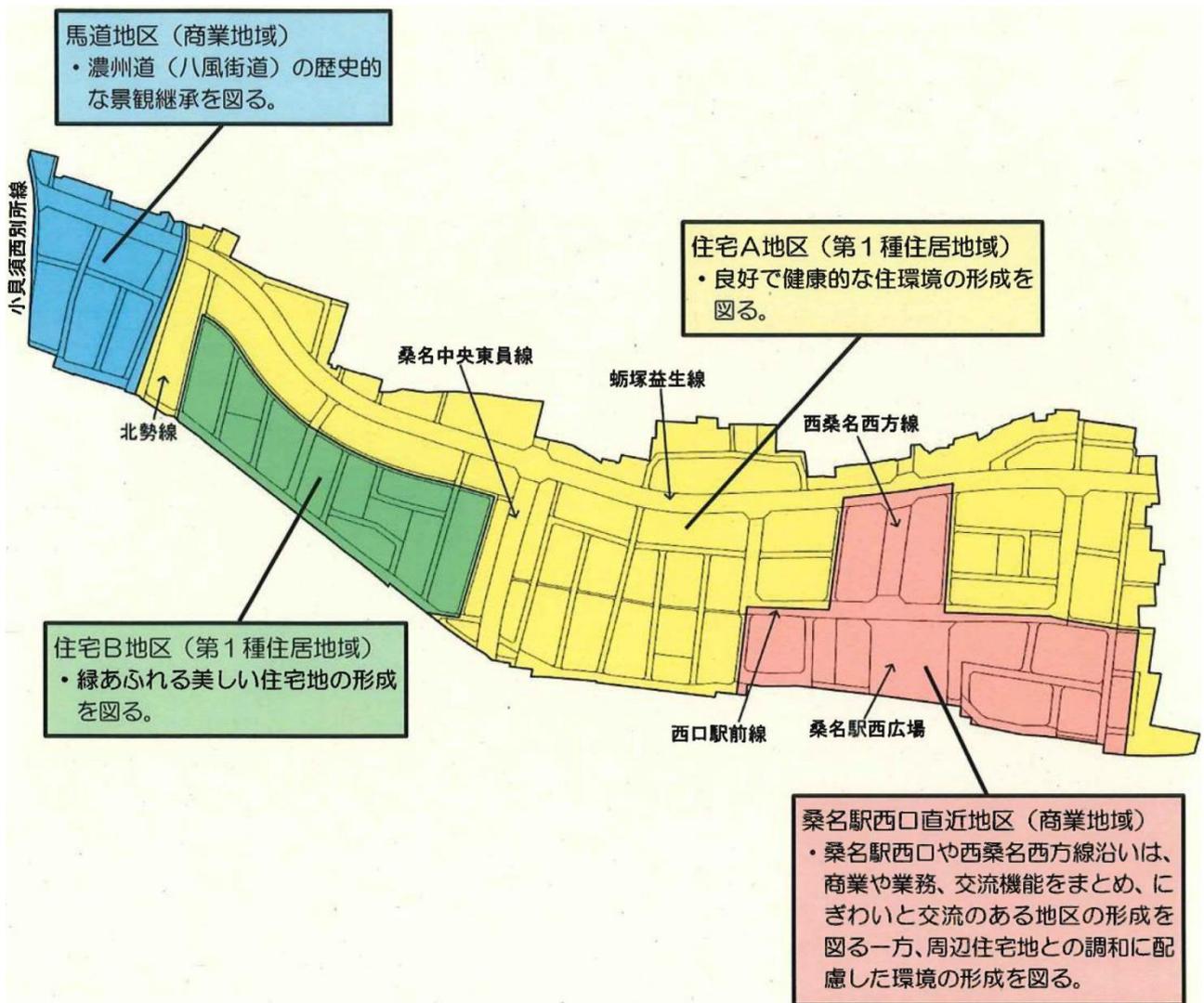
⑨桑名駅西土地区画整理事業 土地利用誘導方針

(1) 目標

目標
<p><b>桑名市の玄関口にふさわしい景観形成や、快適でうるおいのある都市空間の形成を図るため、地区計画による計画的な建築物の整備を誘導し、商業・サービス機能の集積と良好な住環境の形成を目指す。</b></p>

(2) 土地利用誘導方針

図 土地利用誘導方針



## ⑩桑名市空家等対策計画

### (1) 空家等対策の基本理念

基本理念を「快適な暮らしを次世代にも誇れるまち、魅力ある住環境の推進に取り組みます。」とし、取り組み方針として①予防の促進（空家等未然防止の啓発）、②流通の促進（適正管理空家等の流通）、③解消の促進（管理不全な空家等防止）、④活用の促進（空家等の有効な利活用）を掲げています。

図 空家等対策の基本理念



### (2) 空家等対策の取り組み方針

取り組み方針	
①予防の促進 (空家等未然防止の啓発)	空家等の増加を抑制するため、現に存在する空家等についての対策を講じると共に、新たな空家等の発生を未然に防ぐことが必要となります。このため、所有者又は管理者への空家化の予防啓発を行う取り組みを実施します。
②流通の促進 (適正管理空家等の流通)	利用可能な空家等を見利用のまま放置しないよう、中古住宅としての市場流通を促進し、地域の資源ととらえ、地域の活力や魅力向上につなげる取り組みを実施します。
③解消の促進 (管理不全な空家等防止)	地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすような管理不全な空家等のうち、特定空家等の所有者又は管理者には、特定空家等の解消を求め改善指導を行い、市民の安全・安心を確保します。
④活用の促進 (空家等の有効な利活用)	管理不全な空家等の所有者又は管理者には、適正管理を求める一方、特定空家等は除却等を促します。特に、重点密集市街地の老朽住宅や耐震性の低い木造住宅では、防火・防災に必要な支援を継続して実施します。